様式１－表紙

令和元年度　認証評価

聖徳大学短期大学部
自己点検・評価報告書

令和元年６月

目次

自己点検・評価報告書.....1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....28

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....32

［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］.....32
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］.....37
［テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証］.....43

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....51

［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］.....51
［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］.....65

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....79

［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］.....79
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］.....92
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］.....101
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］.....104

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....112

［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］.....112
［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］.....116
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］.....121

【資料】
［様式 9］提出資料一覧
［様式 10］備付資料一覧
［様式 11～17］基礎データ

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、聖徳大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年 6 月 28 日

理事長
川並　弘純
学長
川並　弘純
ALO
藪中　征代

1. 自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 8 年 4 月	聖徳家政学院と新井宿幼椎園を東京市大森区（現大田区）新井宿四丁目に創立
昭和 19 年 3 月	聖徳学園保姆養成所設立認可
昭和 20 年 4 月	校舎・園舎等の一切を空襲で焼失。養成所は港区立西桜小学校の一部を借り受け、授業を継続。新井宿幼稚園は一時休園
昭和 22 年 2 月	学制改革により、聖徳学園高等保育学校と改称
昭和 24 年 3 月	財団法人聖徳学園設立認可
昭和 25 年 1 月	港区立西桜小学校から建築半ばの三田校舎へ移転
昭和 27 年 10 月	新井宿幼椎園は聖徳学園三田幼椎園として再開
昭和 32 年 4 月	財団法人聖徳学園が「私立学校法」に基づき、学校法人東京聖徳学園となる
昭和 39 年 2 月	聖徳学園歌を定める （作詞：サトウハチロー・作曲：中田喜直）
昭和 40 年 4 月	聖徳学園短期大学（家政科・保育科）を開設 聖徳学園高等保育学校を聖徳学園短期大学幼椎園教員養成所と改称
昭和 41 年 4 月	聖徳学園短期大学附属幼椎園（現・聖徳大学附属幼稚園）を開設
昭和 41 年 9 月	聖徳学園短期大学幼椎園教員養成所は聖徳学園短期大学教員養成所と改称
昭和 46 年 4 月	聖徳学園短期大学附属第二幼推園（現・聖徳大学附属第二幼稚園）を開設
昭和 48 年 2 月	順和寮落成
昭和 49 年 3 月	聖徳学園短期大学教員養成所は、聖徳学園短期大学教員保母養成所と改称
昭和 49 年 4 月	聖徳学園八王子中央幼椎園を開設
昭和 51 年 4 月	聖徳学園多摩中央幼椎園を開設 聖徳学園短期大学附属第三幼椎園（現・聖徳大学附属成田幼稚園）を開設
昭和 51 年 8 月	聖徳学園短期大学教員保母養成所は、学校教育法の改正により、専修学校としての認可を受け、聖徳学園短期大学附属教員保母養成所と改称
昭和 54 年 2 月	テニスコートを松戸市離山に設置 孝和寮を落成
昭和 55 年 3 月	富士見寮落成
昭和 56 年 5 月	聖徳学園シリーズコンサート開始　第 1 回はアイザック・ス

	ターンのヴァイオリン演奏会を開催
昭和 57 年 3 月	和心寮落成
昭和 58 年 4 月	聖徳学園短期大学附属中学校・高等学校（現・聖徳大学附属女子中学校・高等学校）を開設 聖徳学園短期大学附属聖徳高等学校（現・聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校）を開設
昭和 59 年 4 月	聖徳学園短期大学附属聖徳中学校（現・聖徳大学附属取手聖徳女子中学校）を開設
昭和 59 年 7 月	セミナーハウス「かすが荘（現・かすがの森）」落成 聖徳学園野村記念保養所（海の家）を開設
昭和 61 年 4 月	聖徳学園短期大学附属小学校（現・聖徳大学附属小学校）を開設
昭和 63 年 3 月	聖徳学園短期大学附属聖徳中学校･高等学校の生徒寮「和弘寮」落成
平成 2 年 4 月	聖徳大学を開設　人文学部児童学科、日本文化学科、英米文化学科を開設 聖徳学園短期大学を聖徳大学短期大学部、聖徳学園短期大学通信教育部を聖徳大学短期大学部通信教育部と改称 聖徳学園短期大学附属教員保母養成所を聖徳大学幼児教育専門学校と改称。 聖徳学園短期大学附属高等学校は聖徳大学附属高等学校、聖徳学園短期大学附属中学校は聖徳大学附属中学校、聖徳学園短期大学附属小学校は聖徳大学附属小学校、聖徳学園附属聖徳高等学校は聖徳大学附属聖徳高等学校、聖徳学園短期大学附属聖徳中学校は聖徳大学附属聖徳中学校、聖徳学園短期大学附属幼稚園は聖徳大学附属幼稚園、聖徳学園短期大学附属第二幼稚園は聖徳大学附属第二幼稚園、聖徳学園短期大学附属第三幼稚園は聖徳大学附属第三幼稚園と改称
平成 9 年 3 月	聖徳大学とハワイ大学コミュニティーカレッジとの間で「国際学術協定」に調印 ミネソタ州のベテルカレッジと国際教育交流に関する協力協定が締結される
平成 9 年 10 月	聖徳大学･短期大学部が千葉県私立大学および短期大学の単位互換に関する包括協定に調印
平成 10 年 4 月	聖徳大学大学院児童学研究科児童学専攻修士課程、言語文化研究科日本文化専攻修士課程、英米文化専攻修士課程を開設
平成 10 年 8 月	大学 8 号館（クリスタルホール）及び大学 3 号館竣工
平成 10 年 10 月	聖徳大学生涯学習研究所を設立
平成 11 年 4 月	大学院に日本初となる通信制の児童学研究科（修士課程）を開

	設 聖徳大学人文学部音楽文化学科を開設 聖徳大学総合研究所を「言語文化研究所」と改称
平成 12 年 4 月	聖徳大学大学院児童学研究科児童学専攻博士課程（後期）、言語文化研究科日本文化専攻博士課程（後期）、英米文化専攻博士課程（後期）を開設 聖徳大学人文学部現代ビジネス学科（現・文学部文学科キャリアコミュニケーションコース）を開設
平成 13 年 4 月	聖徳大学人文学部生活文化学科（現・人間栄養学科）管理栄養士専攻、食物栄養専攻を開設 聖徳大学通信数育部人文学部児童学科、日本文化学科、英米文化学科を開設 聖徳大学家族問題相談センター落成、落慶法要
平成 14 年 4 月	聖徳大学大学院音楽文化研究科音楽表現専攻修士課程、音楽教育専攻修士課程を開設 聖徳大学人文学部臨床心理学科（現・心理学科）を開設 聖徳大学人文学部児童学科発達臨床心理コースを児童心理コースに名称変更
平成 15 年 4 月	聖徳大学大学院人間栄養学研究科人間栄養学専攻博士前期・後期課程を開設 聖徳大学大学院児童学研究科児童学専攻に通信制の博士課程を開設 聖徳大学人文学部外国語学科を開設
平成 15 年 11 月	教育機関日本初となる全学園での ISO9001、ISO14001 を同時認証取得
平成 15 年 12 月	東京都三田キャンパス隣接地に聖徳大学サテライトキャンパス竣工
平成 16 年 3 月	聖徳大学附属浦安幼稚園竣工 台湾・台南女子技術学院と聖徳大学との間で国際交流協定調印
平成 16 年 4 月	聖徳大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻博士前期、後期課程を開設 聖徳大学大学院音楽文化研究科音楽専攻博士後期課程を開設 聖徳大学附属浦安幼椎園を開設
平成 16 年 9 月	聖徳大学と中国の南京大学が国際交流協定を締結
平成 16 年 10 月	聖徳大学はブリュッセル外国語大学と国際交流協定を締結
平成 17 年 3 月	聖徳大学生涯学習社会貢献センター（10 号館）竣工
平成 17 年 4 月	聖徳大学人文学部社会福祉学科を開設 聖徳大学通信教育部人文学部社会福祉学科を開設
平成 18 年 4 月	聖徳大学人文学部生涯教育文化学科を開設

	聖徳大学人文学部臨床心理学科は人文学部心理学科へ名称変更 聖徳大学通信教育部人文学部心理学科を開設 聖徳大学協定校ハワイ大学　力ピオラニ・コミュニティ・カレッジキャンパス内に、聖徳大学ハワイ大学　力ピオラニ国際センターを開所
平成 18 年 11 月	聖徳大学は、米国オレゴン州のジョージフォックス大学と交流協定を締結
平成 19 年 1 月	聖徳大学は、韓国の建陽大学校との国際交流協定に調印
平成 19 年 12 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と東京都立篠崎高等学校が連携教育に関する協定を締結
平成 20 年 4 月	聖徳大学児童学部児童学科を開設 聖徳大学通信教育部児童学部児童学科を開設 聖徳大学音楽学部演奏学科、音楽総合学科を開設 聖徳大学人文学部現代ビジネス学科は日本で唯一の学科名に「女性」がつく女性キャリア学科へ名称変更
平成 20 年 7 月	聖徳学園と取手市は、相互の発展と地域社会づくりに資するための連携に関する協定を締結
平成 21 年 4 月	聖徳大学大学院教職研究科（教職大学院）を開設 聖徳大学新 1 号館（川並弘昭記念図書館・実験実習棟）竣工
平成 21 年 6 月	聖徳大学は、市川市教育委員会との教育連携に関する協定を締結
平成 21 年 9 月	聖徳大学は、松戸市教育委員会との教育連携に関する協定を締結
平成 22 年 4 月	聖徳大学人間栄養学部人間栄養学科を開設 聖徳大学附属中学校を聖徳大学附属女子中学校へ校名変更 聖徳大学附属高等学校を聖徳大学附属女子高等学校へ名称変更 聖徳大学附属聖徳中学校を聖徳大学附属取手聖徳女子中学校へ校名変更 聖徳大学附属聖徳高等学校を聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校へ校名変更 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校は、女子教育では全国初となる教育課程特例校として文部科学大臣から指定される
平成 23 年 11 月	聖徳大学は、独立行政法人国立健康・栄養研究所と連携・協力に関する協定を締結 聖徳大学は独立行政法人農業･食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（食総研）と連携・協力に関する協定を締結
平成 24 年 4 月	聖徳大学心理・福祉学部心理学科、社会福祉学科を開設

	聖徳大学通信教育部心理・福祉学部心理学科、社会福祉学科を開設 聖徳大学附属第三幼稚園は、聖徳大学附属成田幼稚園に校名変更 聖徳大学語学教育センターを開設
平成 24 年 10 月	聖徳大学教職実践センターを開設
平成 25 年 3 月	聖徳大学と千葉県教育委員会が教職大学院等の連携協力に関する協定を締結
平成 25 年 4 月	聖徳大学文学部文学科を開設 聖徳大学通信教育部文学部文学科を開設 聖徳大学聖徳ラーニングデザインセンターを開設
平成 25 年 12 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部と松戸市による包括連携協定を締結 聖徳大学・聖徳大学短期大学部と松戸市、株式会社三越伊勢丹（伊勢丹松戸店）による包括連携協定を締結
平成 26 年 1 月	学校法人東京聖徳学園と松戸警察署が「大規模災害時における大学施設の使用に関する協定」を締結
平成 26 年 4 月	聖徳大学看護学部看護学科を開設
平成 26 年 6 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部と一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と相互連携・協力体制を構築することを目的とした協定を締結
平成 26 年 7 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部と八潮市が包括連携協定を締結 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校とポートランド州立大学が交流協定を締結
平成 26 年 8 月	聖徳大学とハワイ大学マノア看護・歯科衛生学部が学術交流合意書を締結
平成 26 年 10 月	聖徳大学と葛飾区教育委員会は連携協力に関する協定を締結
平成 26 年 12 月	聖徳大学と国立大学法人鳴門教育大学が連携協力に関する協定を締結
平成 27 年 3 月	聖徳大学大学院教職研究科と松戸市教育委員会が協働解決研究に関する覚書を締結
平成 27 年 11 月	聖徳大学創立 25 周年・聖徳大学短期大学部創立 50 周年記念式典を挙行
平成 28 年 3 月	聖徳大学、全国で初めて、文部科学省で認証された大学認証評価機関（大学基準協会、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構）3 機関すべてで「基準に適合している」大学と認定される 聖徳大学・聖徳大学短期大学部と千葉県立市川昴高等学校が高大連携に関する協定を締結

	聖徳大学・聖徳大学短期大学部と柏市・柏市教育委員会が包括的な連携に関する協定書を締結
平成 28 年 5 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部と栃木県が UI ターン就職促進に関する協定を締結
平成 28 年 8 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立我孫子高等学校が高大連携に関する協定を締結
平成 29 年 1 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立市川南高等学校が高大連携に関する協定を締結 聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立君津高等学校が高大連携に関する協定を締結
平成 29 年 3 月	相模台寮落成
平成 29 年 4 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部・聖徳大学幼児教育専門学校と港区教育委員会が連携協力に関する協定を締結
平成 29 年 7 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部と我孫子市・我孫子市教育委員会が連携協力に関する協定を締結
平成 29 年 10 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部とベトナム社会主義共和国のハノイ大学が学術交流に関する包括協定を締結
平成 30 年 1 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立安房高等学校が高大連携に関する協定を締結
平成 30 年 4 月	聖徳大学大学院に看護学研究科（修士課程）を開設
平成 31 年 1 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と松戸市立松戸高等学校が高大連携に関する協定を締結
平成 31 年 4 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立鎌ケ谷西高等学校が高大連携に関する協定を締結
令和 元年 6 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立流山おおたかの森高等学校が高大連携に関する協定を締結

＜短期大学の沿革＞

昭和 40 年 4 月	聖徳学園短期大学（家政科・保育科）を開設
昭和 40 年 4 月	聖徳学園高等保育学校を聖徳学園短期大学幼椎園教員養成所と改称
昭和 40 年 12 月	聖徳学園短期大学家政科は、被服専攻と食物栄養専攻に専攻分離
昭和 41 年 4 月	聖徳学園短期大学附属幼椎園（現・聖徳大学附属幼稚園）を開設
昭和 41 年 9 月	聖徳学園短期大学幼椎園教員養成所は聖徳学園短期大学教員養成所と改称
昭和 42 年 12 月	文部大臣より専攻科保育専攻、食物専攻、別科被服専修が設置認可

昭和 42 年 4 月	短期大学同窓会「香和会」発足
昭和 42 年 12 月	文部大臣より専攻科被服専攻が設置認可
昭和 44 年 2 月	文部大臣より文学科、音楽科、保育科第二部が設置認可
昭和 46 年 1 月	文部大臣より専攻科に音楽専攻が設置認可
昭和 46 年 4 月	聖徳学園短期大学附属第二幼推園（現・聖徳大学附属第二幼稚園）を開設
昭和 47 年 1 月	短期大学に初等教育学科、通信教育部保育科が設置認可
昭和 47 年 2 月	家政科を家政学科に改める
昭和 48 年 2 月	音楽科は器楽専攻と声楽専攻の二専攻に分離 順和寮落成
昭和 49 年 1 月	文部大臣より初等教育学科二部が設置認可
昭和 50 年 5 月	5 号館、体育館落成
昭和 50 年 11 月	6 号館落成
昭和 50 年 12 月	文部大臣より文学科仏文専攻が設置認可
昭和 51 年 4 月	聖徳学園短期大学附属第三幼椎園（現・聖徳大学附属成田幼稚園）を開設
昭和 53 年 4 月	香風寮を移転新築落成
昭和 54 年 2 月	テニスコートを松戸市離山に設置 孝和寮を落成
昭和 55 年 3 月	富士見寮落成
昭和 55 年 4 月	聖徳学園川並記念講堂（現・川並香順記念講堂）、7 号館落成
昭和 56 年 5 月	聖徳学園シリーズコンサート開始 第 1 回はアイザック・スターンのヴァイオリン演奏会を開催
昭和 57 年 3 月	和心寮落成
昭和 57 年 5 月	セミナーハウス「聖徳学園山中湖荘（現・山中湖ガーデン・ヴィラ）」落成
昭和 57 年 11 月	1 号館茶室、裏千家十五代家元・千宗室宗匠より、「和香庵」として命名され、開庵
昭和 58 年 4 月	聖徳学園短期大学附属中学校・高等学校（現・聖徳大学附属女子中学校・高等学校）を開設 聖徳学園短期大学附属聖徳高等学校（現・聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校）を開設
昭和 59 年 4 月	聖徳学園短期大学附属聖徳中学校（現・聖徳大学附属取手聖徳女子中学校）を開設
昭和 59 年 7 月	セミナーハウス「かすが荘（現・かすがの森）」落成 聖徳学園野村記念保養所（海の家）を開設
昭和 61 年 4 月	聖徳学園短期大学附属小学校（現・聖徳大学附属小学校）を開設
平成 2 年 4 月	聖徳学園短期大学を聖徳大学短期大学部、聖徳学園短期大学通

	信教育部を聖徳大学短期大学部通信教育部と改称 聖徳学園短期大学附属教員保母養成所を聖徳大学幼児教育専門学校と改称 聖徳学園短期大学附属高等学校は聖徳大学附属高等学校、聖徳学園短期大学附属中学校は聖徳大学附属中学校、聖徳学園短期大学附属小学校は聖徳大学附属小学校、聖徳学園附属聖徳高等学校は聖徳大学附属聖徳高等学校、聖徳学園短期大学附属聖徳中学校は聖徳大学附属聖徳中学校、聖徳学園短期大学附属幼稚園は聖徳大学附属幼稚園、聖徳学園短期大学附属第二幼稚園は聖徳大学附属第二幼稚園、聖徳学園短期大学附属第三幼稚園は聖徳大学附属第三幼稚園と改称
平成 4 年 4 月	聖徳大学短期大学部の保育専攻、福祉専攻、音楽専攻の三専攻科は、学位授与機構による認定を受け、学士の学位取得の道が拓かれる
平成 5 年 1 月	聖徳大学短期大学部は、専攻科（初等教育専攻、服飾文化専攻、食生活専攻、国語専攻、英語専攻、仏語専攻）設置認可
平成 6 年 2 月	聖徳大学短期大学部の専攻科は昼夜開講制として認可
平成 9 年 10 月	聖徳大学･短期大学部が千葉県私立大学および短期大学の単位互換に関する包括協定に調印
平成 10 年 8 月	大学 8 号館（クリスタルホール）及び大学 3 号館竣工
平成 12 年 1 月	聖徳大学短期大学部は、韓国の西海大学との国際交流協定に調印
平成 12 年 4 月	聖徳大学短期大学部生活文化学科生活福祉専攻を独立させ、聖徳大学短期大学部介護福祉学科第一部、介護福祉学科第二部を開設
平成 13 年 4 月	聖徳大学短期大学部専攻科医療保育専攻を開設
平成 13 年 8 月	聖徳大学短期大学部音楽科廃止 聖徳大学短期大学部専攻科音楽専攻廃止
平成 14 年 4 月	聖徳大学短期大学部生活文化学科生活文化専攻生活空間デザインコースを生活環境デザインコースに名称変更 聖徳大学短期大学部生活文化学科生活文化専攻にライフコーディネートコース及びフード製菓コースを開設
平成 14 年 12 月	聖徳大学短期大学部初等教育学科第一部、第二部及び専攻科初等教育専攻廃止
平成 15 年 11 月	教育機関日本初となる全学園での ISO9001、ISO14001 を同時認証取得
平成 16 年 4 月	聖徳大学短期大学部総合文化学科を開設
平成 19 年 4 月	聖徳大学短期大学部介護福祉学科第一部は、介護福祉学科に名称変更

	聖徳大学短期大学部専攻科の福祉専攻は介護福祉専攻へ名称変更
平成 19 年 12 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と東京都立篠崎高等学校が連携教育に関する協定を締結
平成 21 年 4 月	聖徳大学新 1 号館（川並弘昭記念図書館・実験実習棟）竣工
平成 22 年 5 月	聖徳大学短期大学部は、千葉興業銀行とキャリア教育の推進と地場産業支援等に関する基本協定を締結
平成 24 年 4 月	聖徳大学語学教育センターを開設
平成 24 年 10 月	聖徳大学教職実践センターを開設
平成 25 年 4 月	聖徳大学聖徳ラーニングデザインセンターを開設
平成 25 年 12 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と松戸市による包括連携協定を締結 聖徳大学・聖徳大学短期大学部と松戸市、株式会社三越伊勢丹（伊勢丹松戸店）による包括連携協定を締結
平成 26 年 6 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と相互連携・協力体制を構築することを目的とした協定を締結
平成 26 年 7 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と八潮市が包括連携協定を締結
平成 27 年 11 月	聖徳大学創立 25 周年・聖徳大学短期大学部創立 50 周年記念式典を挙行
平成 28 年 3 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立市川昴高等学校が高大連携に関する協定を締結 聖徳大学・聖徳大学短期大学部と柏市・柏市教育委員会が包括的な連携に関する協定書を締結
平成 28 年 5 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部と栃木県が UI ターン就職促進に関する協定を締結
平成 28 年 8 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立我孫子高等学校が高大連携に関する協定を締結
平成 29 年 1 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立市川南高等学校が高大連携に関する協定を締結 聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立君津高等学校が高大連携に関する協定を締結
平成 29 年 3 月	相模台寮落成
平成 29 年 4 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部・聖徳大学幼児教育専門学校と港区教育委員会が連携協力に関する協定を締結
平成 29 年 7 月	聖徳大学・聖徳大学短期大学部と我孫子市・我孫子市教育委員会が連携協力に関する協定を締結
平成 29 年 10 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部とベトナム社会主義共和国のハノイ大学が学術交流に関する包括協定を締結

平成 30 年 1 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立安房高等学校が高大連携に関する協定を締結
平成 31 年 4 月	聖徳大学短期大学部総合文化学科を 11 ブランチ体制から 4 コース体制に変更
平成 31 年 1 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と松戸市立松戸高等学校が高大連携に関する協定を締結
平成 31 年 4 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立鎌ケ谷西高等学校が高大連携に関する協定を締結
令和 元年 6 月	聖徳大学･聖徳大学短期大学部と千葉県立流山おおたかの森高等学校が高大連携に関する協定を締結

（2）学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
聖徳大学大学院	千葉県松戸市岩瀬 550	159	342	86
聖徳大学大学院(通信教育)	千葉県松戸市岩瀬 550	55	115	61
聖徳大学	千葉県松戸市岩瀬 550	1,090	4,816	3,182
聖徳大学(通信教育)	千葉県松戸市岩瀬 550	700	4,180	2,327
聖徳大学短期大学部	千葉県松戸市岩瀬 550	280	870	456
聖徳大学短期大学部(通信教育)	千葉県松戸市岩瀬 550	200	1,200	379
聖徳大学幼児教育専門学校	東京都港区三田 3-4-28	140	315	61
聖徳大学附属女子高等学校	千葉県松戸市秋山 600	489	1,467	403
聖徳大学附属女子中学校	千葉県松戸市秋山 600	160	480	132
聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校	茨城県取手市山王 1000	360	1,080	204
聖徳大学附属取手聖徳女子中学校	茨城県取手市山王 1000	80	240	52
聖徳大学附属小学校	千葉県松戸市秋山 600	105	630	321
聖徳大学附属幼稚園	千葉県松戸市岩瀬 550	-	400	326
聖徳大学附属第二幼稚園	千葉県松戸市小金原 7-14	-	400	177
聖徳大学附属成田幼稚園	千葉県成田市中台 3-8	-	270	109
聖徳大学附属浦安幼稚園	千葉県浦安市日の出 5-4-2	-	300	170
聖徳学園三田幼稚園	東京都港区三田 3-4-28	-	315	307
聖徳学園八王子中央幼稚園	東京都八王子市椚田町 1003	-	320	75
聖徳学園多摩中央幼稚園	東京都八王子市鹿島 1	-	400	101

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

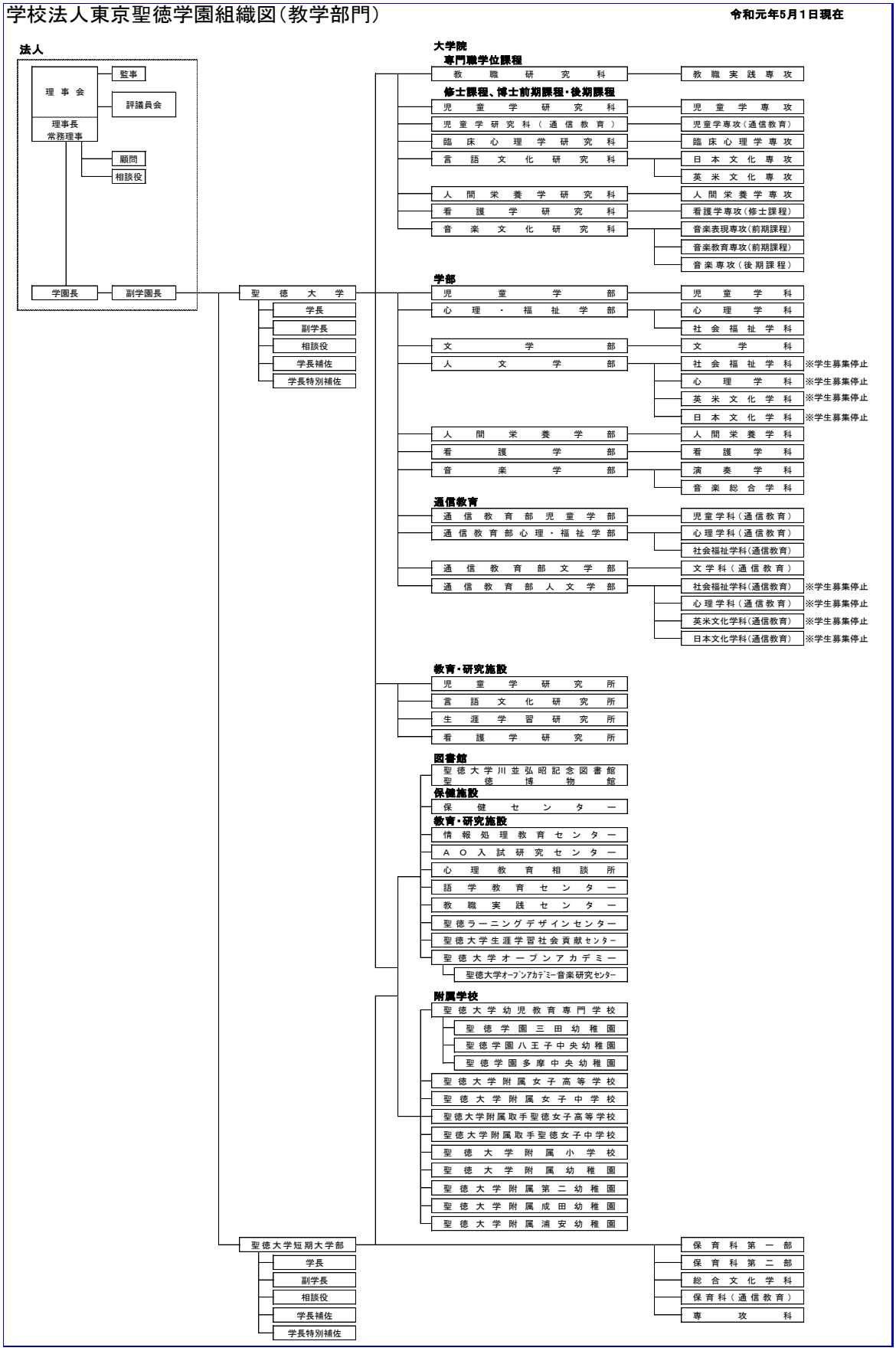

学校法人東京聖徳学園組織機構図（事務部門）

令和元年5月1日現在

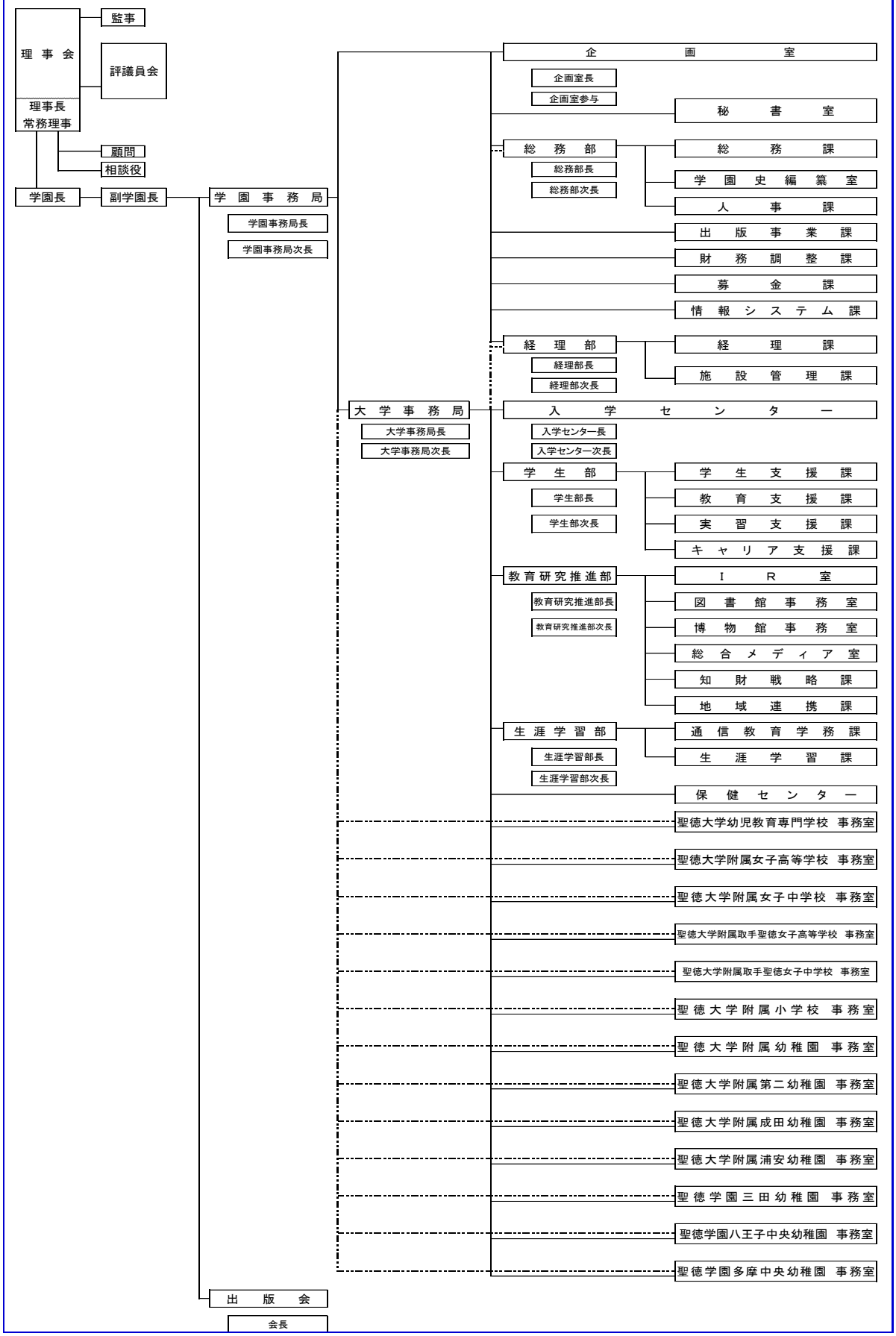

（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する千葉県の総人口は、平成 23 年に初めて減少に転じ、平成 25 年まで 3 年連続で減少したが、平成 26 年に再び増加に転じ、以降は平成 30 年まで引き続き増加している。なお、平成 27 年国勢調査によると千葉県の人口は全国第 6 位となっている。

千葉県の平成 26 年度から平成 30 年度の人口推移（人）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
6,194,611	6,205,123	6,235,156	6,257,886	6,270,118

平成 30 年中の人口増減は、増減率 0.20％で、前年の 0.25％より減少。うち、外国人人口増減は、増減率 8.72％で、前年の 12.14％より減少している。

■ 10 万人以上の市

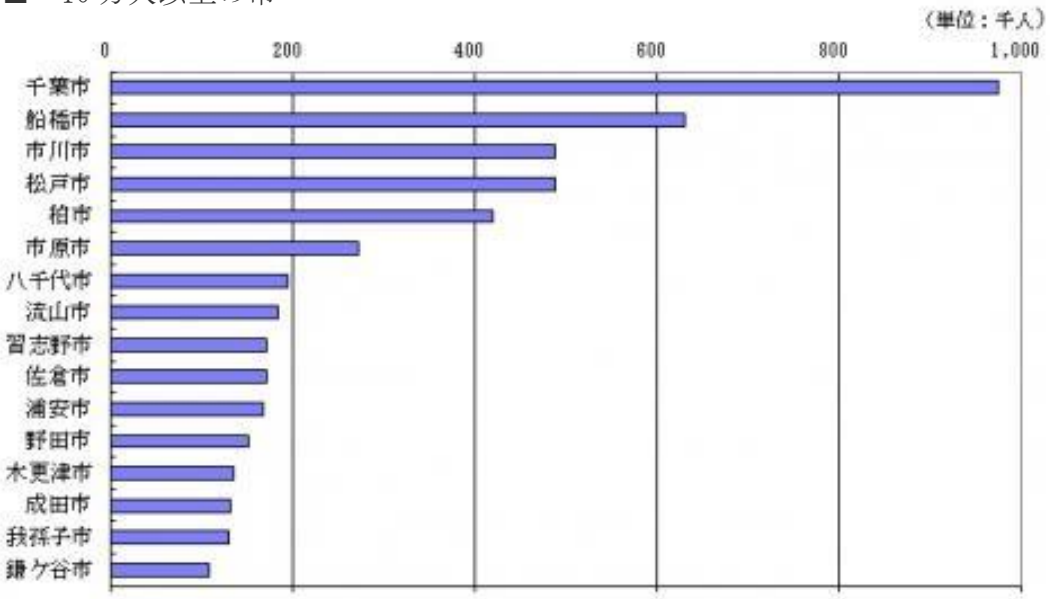

人口増減を市町村別にみると、16 市町で人口が増加し、38 市町村で減少。増加数では、流山市が 5,074 人で最も多く、以下、船橋市 4,081 人、柏市 3,595 人、市川市 2,931 人、千葉市 2,217 人と続いている。減少数では銚子市 1,374 人で最も多く、以下、市原市が 968 人、八街市 947 人、香取市 933 人、君津市 793 人の順となっている。

また、増加率では流山市が 2.74％で最も大きく、以下、印西市 2.07％、袖ケ浦市 1.26％、四街道市 0.93％、浦安市 0.89％と続いている。減少率では芝山町が 2.66％で最も大きく、以下、鋸南町 2.55％、大多喜町 2.37％、勝浦市 2.23％、銚子市 2.23％の順となっている。

■ 人口増減数上位 5 市町村（平成 26 年～平成 30 年）　（単位：人）

順位	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
	市町村	増加数	市町村	増加数	市町村	増加数	市町村	増加数	市町村	増加数
1	市川市	3, 609	市川市	9, 299	流山市	4, 389	流山市	4, 823	流山市	5, 074
2	船橋市	3, 437	千葉市	5, 487	市川市	4, 184	船橋市	4, 580	船橋市	4, 081
3	流山市	2, 873	柏市	5, 275	船橋市	4, 128	市川市	3, 861	柏市	3, 595
4	千葉市	2, 325	船橋市	3, 872	柏市	3, 689	柏市	3, 743	市川市	2, 931
5	柏市	2, 207	流山市	3, 525	習志野市	3, 023	千葉市	2, 226	千葉市	2, 217

市町村別人口増減率（平成30年1月～12月）

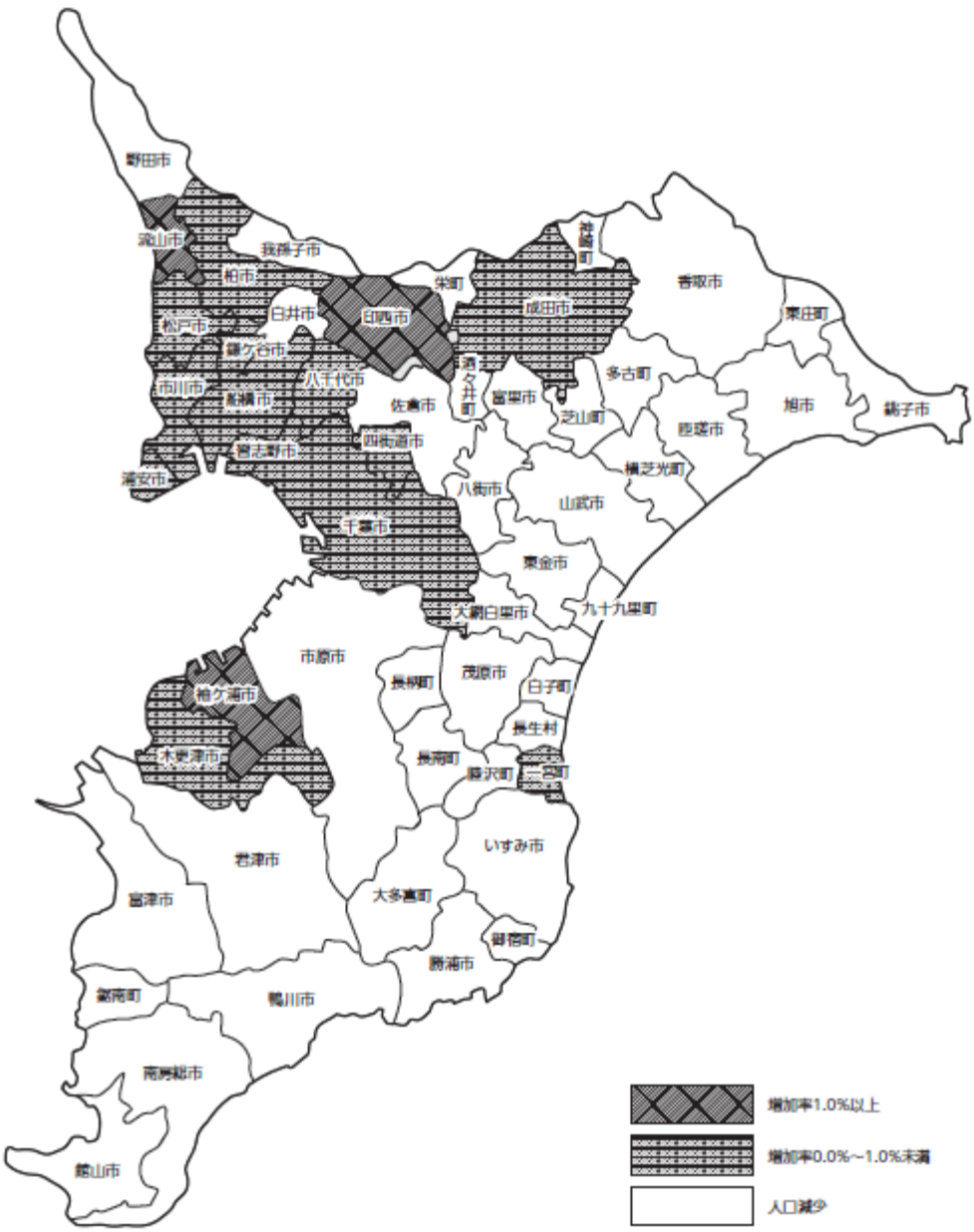

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

（リストに無い県からは、過去５年間の入学者はいない）

地域	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
北海道	3	0.7	1	0.3	2	0.6	0	0.0	1	0.4
青森県	4	1.0	2	0.5	1	0.3	3	1.1	1	0.4
岩手県	5	1.2	3	0.8	3	0.9	1	0.4	1	0.4
宮城県	2	0.5	3	0.8	2	0.6	1	0.4	2	0.9
秋田県	4	1.0	5	1.3	1	0.3	2	0.7	3	1.3
山形県	3	0.7	5	1.3	2	0.6	2	0.7	3	1.3
福島県	13	3.2	7	1.8	6	1.8	6	2.2	3	1.3
茨城県	58	14.4	63	16.5	52	15.4	34	12.5	33	14.6
栃木県	5	1.2	4	1.0	1	0.3	1	0.4	3	1.3
群馬県	3	0.7	4	1.0	0	0.0	4	1.5	0	0.0
埼玉県	68	16.9	64	16.7	57	16.9	47	17.3	28	12.4
千葉県	152	37.7	146	38.3	140	41.4	117	43.0	109	48.2
東京都	62	15.4	55	14.4	48	14.2	39	14.3	26	11.5
神奈川県	3	0.7	3	0.8	1	0.3	1	0.4	2	0.9
新潟県	8	2.0	7	1.8	6	1.8	3	1.1	3	1.3
富山県	1	0.2	0	0.0	1	0.3	0	0.0	1	0.4
石川県	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
福井県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
山梨県	0	0.0	2	0.5	4	1.2	1	0.4	1	0.4
長野県	2	0.5	2	0.5	3	0.9	5	1.8	1	0.4
岐阜県	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
静岡県	3	0.7	1	0.3	2	0.6	2	0.7	0	0.0
愛知県	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
滋賀	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4
大阪府	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
兵庫県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0
和歌山	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0
山口県	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0
高知県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鹿児島県	0	0.0	1	0.3	1	0.3	0	0.0	1	0.4
沖縄県	0	0.0	2	0.5	2	0.6	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	1	0.3	2	0.7	3	1.3
合計	403	100.0	382	100.0	338	100.0	272	100.0	226	100.0

［注］ □ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
□ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
□ 認証評価を受ける前年度の平成 30 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■　地域社会のニーズ

千葉県は、県が目指す姿の基本理念として、「千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「くらし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉の実現」を掲げ、この基本理念の実現に向け、県を取り巻く「時代背景と課題」を踏まえた上で、「くらし」「子ども」「経済」というキーワードに着目し、「安全で豊かな暮らしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」の三つの基本目標を設定している。

「千葉の未来を担う子どもの育成」の基本目標のもとで、子育てに必要な多様なサービスを提供し、地域全体で子育てを支援する体制づくりが進み、安心して子どもを生み育てられる地域社会づくりが着実に進んでいる。また、家庭・学校・地域が一体となり、心が豊かで、身体が健やかに育ち、郷土と国を愛し、個性輝く子どもたちが地域社会に元気と活気を与える取り組みに着手している。

本学の保育科第一部は、千葉県下において最大級の 200 名の入学定員を有し、理論と実技による多様な授業を組み合わせたハイレベルな教育・指導により、得意分野をもつ幼稚園教諭や保育士を育成している。その求人ニーズは高く、学習ニーズだけでなく、人材ニーズにも応えている。

【幼稚園・保育所　求人件数及び求人数】　（大学・短大合計数）

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	求人件数	求人数	求人件数	求人数	求人件数	求人数	求人件数	求人数	求人件数	求人数
幼稚園	1,036	2,590	943	2,357	1,009	2,523	1,033	2,583	1,116	2,790
保育所	1,548	3,870	1,852	4,630	1,976	4,940	2,504	6,260	3,229	8,073
計	2,584	6,460	2,795	6,987	2,985	7,463	3,537	8,843	4,345	10,863

なお、働きながら学ぶ意欲のある人が学べるよう定員 30 名の保育科第二部（夜間・3 年制）も開設している。

また、総合文化学科は、50 名の入学定員を有し、専門分野を中心に幅広い関連領域の知識・技能を身につけ、自らの適性に合った将来像を描けるようにするため、11 ブランチを「フードマネジメントコース」「図書館司書・IT コース」「国際観光・ホテルコース」「ファッション・造形デザインコース」の 4 コースへの再編を行った。これにより、学生の多様な学習ニーズに柔軟に対応すると共に社会人の学習ニーズへも対応できる学科になっている。

■　地域社会の産業の状況

千葉県内の産業は、素材・エネルギー産業の国内最大級の集積地である京葉臨海コンビナートを擁する一方で、農業は全国第4位の産出額を誇り、水産業、工業、商業においても全国上位に位置するなど､各分野のバランスがとれている｡全国第6位である県内総生産は、一つの国としても成り立つ規模となっている。

＜商工業＞

千葉県の商工業の特色を地域別に見ると、京葉臨海地域では、石油精製・石油化学・鉄鋼など素材産業の企業がコンビナートを形成し、あらゆる産業に不可欠な原材料やエネルギーなどを供給している。

千葉地域に位置する幕張新都心は、アジア有数のコンベンション施設である幕張メッセを中核とし、オフィス、商業・アミューズメント施設など複合的な機能を備える国際業務都市となっている。

東葛地域には、高い技術力をもつものづくり中小企業・ベンチャー企業や大学などが集まり、東葛テクノプラザなど産業支援機関を拠点に産学官連携の枠組みを生かした研究開発などが盛んに行われている。

日本の玄関口である成田国際空港を有する成田周辺地域には、空港関連産業・国際物流・新ロジスティック産業が集積しており、首都圏の食料供給基地としての役割も担っている。

長生・山武・夷隅地域には、先端技術産業とスポーツ・健康志向レジャー産業が集積するほか、安房周辺地域では、観光・リゾート地としての豊富な資源を生かしたグリーン・ブルーツーリズム（農山漁村に滞在し自然や文化を楽しむ旅）などの体験型観光も進んでいる。

このように、地域ごとに多様な特色を持つ千葉県は、年間商品販売額が約10兆6,300億円（平成26年商業統計調査）で全国9位、製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）が約12兆6,700億円（平成28年経済センサス-活動調査）で全国7位であり、商業・工業いずれも全国トップクラスとなるバランスの取れた活動が活発に行われている。

＜農業＞

温暖な気候と豊かな大地に恵まれた千葉県は、全国有数の農業県であり、平成 29 年の農業産出額（速報）は 4,700 億円で全国第 4 位となっている。また、日本なし・落花生・ネギなど全国第 1 位の品目も多数あり、さらに、米・花き・畜産についても全国上位に位置

している。

地域別にみると大消費地である東京に近い千葉・東葛地域では、生産性の高い都市農業が展開されており、コマツナやホウレンソウなどの野菜や日本なしの栽培が盛んである。

印旛・香取・海匝地域では、スイカやサツマイモ、キャベツの栽培のほか、水稲や植木、畜産なども盛んである。

山武・長生地域では、水稲やネギのほか、メロンやトマトなどのハウス栽培が盛んである。

夷隅地域では、水稲を中心に、中山間地の特性を生かし、タケノコなどの生産が盛んである。

安房地域では、県内でも特に温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、カーネーションやストックなどの花やイチゴ、ビワの生産が盛んである。

君津地域では、水稲・野菜の栽培、畜産がバランスよく行われている。

主な農産物産出額（平成29年）

品目	産出額	全国順位
米	732 億円	8
野菜	1,829 億円	3
いも類	204 億円	4
花き	183 億円	3
生乳	233 億円	5
豚	546 億円	3
鶏卵	386 億円	2

＜水産＞

千葉県は、周囲に内湾性の東京湾と外洋性の太平洋海域を有し、変化に富んだ豊かな漁場となっているため、さまざまな魚介類が水揚げされている。平成 26 年の県内漁港水揚金額は 590 億円で全国 4 位。また、生産量は、全国 1 位のスズキ類をはじめ、イセエビ、アワビ類、ブリ類、サバ類などが全国上位に位置している。

銚子・九十九里地域の沖合では、黒潮と親潮が交わり好漁場を形成することから、サバ、イワシを中心としたまき網漁業、ヒラメ、イカなどを漁獲する底びき網漁業などが行われている。

夷隅・安房地域は岩礁地帯が多く、アワビ、サザエ、イセエビなどの磯根漁業が盛んなほか、カツオ、キンメダイ、マグロ、マダイ、ヒラメ、イカなどを漁獲する小型船漁業や定置網漁業などが行われている。また、東京湾地域では、スズキ、カレイ、アナゴなどを漁獲する小型底びき網漁業、アサリ、バカガイなどを対象とした潜水器漁業や採貝漁業のほか、ノリ養殖などが盛んである。

■　短期大学所在の市区町村の全体図

主要駅からのアクセス

（5）課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 ［テーマＡ 教育課程］ 高い質保証を目指している当該短期大学は、2 年間で学生に求められる学習成果は多く、更なる学生への支援対策が望まれる。
(b) 対策
上記の課題については、当年度においては以下の通り取り組んだ。 **１．三つの方針を起点としたアセスメント・ポリシーの策定** 平成 29（2017）年４月に三つの方針を一体性、整合性に配慮しつつ改訂したことに引き続き、改訂した三つの方針を起点とし、学科で養成しようとする人材像に合致する学習成果を明確に定義し、さらにその学習成果の獲得状況の評価・検証と、それに基づく継続的改善に取り組むためのＰＤＣＡサイクルとして「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」を策定し、平成 30（2018）年度より運用した。その取り組みの中で、従来から運用しているカリキュラム・マップと対応する形で、三つの方針に掲げる学習成果とカリキュラム・マップ上の科目群を単位とする学習成果との関係性を明確にする「学びで得られる成果（Student Learning Outcomes（以下 SLO’s））」の作成・活用を行った。 **２．地域貢献活動の推進** 両学科とも、大学 COC 事業に採択され、COC＋事業に参加したことにより、地域貢献活動を授業に取り入れ、これらの活動を通じた学習成果の獲得を目指している。また学習成果を把握するために、コンピテンシー到達度調査を行っている。 学生への支援体制としては、活動を少人数のグループに分け、各グループに担当教員が付いて指導を行うことで、一人ひとりの状況に合わせた指導をしている。さらに、保育科は学生がポートフォリオの作成、総合文化学科は振り返りシート等への記入を行っており、学習成果に対する自己認識を深められるような工夫をしている。 **３．学習成果獲得のための学生支援** 入学後、学科別のオリエンテーションの機会を提供している。学科別全体オリエンテーションでは、本学での学習方法や科目選択のためのガイダンスを行い、カリキュラム・マップを利用した教育課程に関する説明と動機づけを図っている。また、『学生便覧』『教育課程（履修要項）』を用いて、教育課程や履修計画等をはじめ、図書館利用案内や就職に向けての心構え等、これからの学生生活に対する説明や助言を行っている。その後、各クラス別に担任教員より学生生活や履修等に関する丁寧な説明や助言を行うなど、学習成果獲得に向けた学生支援を実施している。 また、クラス担任制をとっており、学生に対する教員の個別対応により、学習上の悩みなどへの指導体制はできている。履修科目や学外研修、学外実習などに関する悩みも、それぞれの担当教員とクラス担任とで連携する体制が整っており、状況によっては保護者と

も連携し、問題解決に努めている。
(c) 成果
１．平成 29（2017）年度に「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」を策定し、三つの方針を起点とした学習成果の評価･測定およびその結果に基づく継続的改善による内部質保証体制を確立し、平成 30（2018）年度から運用した。その結果、授業科目、担任指導等の改善活動のみならず、学習成果の評価・検証に基づく学科のカリキュラムや三つの方針の検証をはじめとするカリキュラム・マネジメントについても、自己点検・評価の結果の活用による改善活動が及ぶ PDCA サイクルの仕組みが整えられた。 ２．地域貢献活動の実践を通じて、両学科とも学生の「自立性」・「コミュニケーション力」などのコンピテンシーが顕著に向上した。ポートフォリオの作成や振り返りシートへの記入を通じて、自らの学習成果を実感することができた。 ３．保育科はカリキュラム・マップの「表現技能を身につける」に位置づいている、「児童文化Ⅰ～２、児童文化Ⅱ～２、児童文化Ⅲ～２」の３科目について、履修方法や期待される学習成果などを説明した。「学生の授業アンケート」においては、「自分の得意分野をさらに伸ばすことにつながった」という回答が見られた。授業担当者による履修に関する説明を丁寧に行うことにより、授業科目に対する動機づけを高め、学生の高い授業満足度を得る結果となった。
(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援　［テーマ B　学生支援］ 総合文化学科においては、雇用情勢の悪化という状況の中で、就職率を上げるための対策をキャリア支援課との連携の下に実施しているが、解決に至っていない。総合文化学科が抱える就職率を上げるための対応について十分検討することが望まれる。
(b) 対策
昨年に引き続き、進路状況調査を３回（６月、10 月、12 月）実施した。６月の調査を基に、進路を迷っている学生や、まだ活動をしていない学生に連絡を取り、７月にキャリア支援課と担任で三者面談を実施した。10 月、12 月の調査以降も、調査結果を踏まえて担任が学生に連絡を取り、キャリア支援課に相談して活動を進めるように指導した。 卒業式時点で就職先が決まっていなかった学生に対しても､卒業後もキャリア支援課で相談に乗ることを伝えた。
(c) 成果
進路調査を基に状況を把握し、三者面談を実施して学生に働きかけた結果、ほとんどの学生は、キャリア支援課に積極的に相談に行くようになり、自分に合った就職先探しを続けて就職先を見つけることができた。就職先が決まらなかった学生は、過年度生１名、２年生２名の合計３名であった。理由は、「卒業に向けた単位取得を最優先にするために就職活動ができなかった」「就職意欲が低かった」「進学予定だったが経済的な理由で急に就職に変更した」ことによる。過年度生への指導、進学予定の学生への指導、急な進路変更への対策が必要とされている。
(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源　［テーマ D　財的支援］

学校法人としては余裕資金に比べて負債が多いので、財務改善計画に従い着実に実行することが望まれる。
(b) 対策
財務改善計画の主な施策として、学園全体で学生募集活動に注力し入学者・在籍者を増加させることによる「定員充足による学生生徒等納付金の確保」、施設設備の充実などを目的とした創立 80 周年記念募金等の寄付金収入の増加を目指す「寄付金等の外部資金の獲得」、人事計画に基づく教職員の削減を中心とする「人件費の削減」、一般的な経費の見直しを行うことで経費の削減を行う「管理経費の圧縮」に取り組むこととする。
(c) 成果
「定員充足による徒等納付金の確保」については、前回の認証評価を受けた翌年の平成 25（2013）年度は教育改革、受験生への情報提供、教職員の学校訪問の強化および入試方式の改善を図るなど、志願者および入学者の積極的な確保に努めた結果、大学を中心とした学生数の増加により、学生生徒納付金は、前年度比 323,533 千円の増加となった。平成 30（2018）年度は、入学生増加に努めたが、特に大学の学生数減少が響き、学生生徒等納付金は、前年度比 910,921 千円の減少となった。 「寄付金等の外部資金の獲得」については、施設設備の充実などを目的とした学園創立 80 周年記念事業募金を平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度末まで学園全体で行い、累計額は 782 百万円の実績を挙げている。 「人件費の削減」については、人事計画に基づき特に兼務教員の削減を行ったことにより、退職給与引当金を除いた人件費は前年度比 265,173 千円の削減となった。 「管理経費の圧縮」については、学生募集戦略をメディアでの広告から、教職員による高校訪問の強化へシフトしたこと等により、管理経費は、前年度比 20,919 千円の削減となった。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
平成 29（2017）年４月１日の三つの方針の改訂により、学科が養成する人材像、教育目標、学習成果が明確となり、より一体性・整合性の取れた三つの方針となった。しかし、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた学習成果がどの程度達成されたかに関する点検・評価について、授業科目での学習成果の達成度はもとより三つの方針に定めた学習成果を単位としても行われる必要がある。この点で、三つの方針に即した教育活動が行われ、その成果が挙がっているかを評価・検証し、どのようにしてより質の高い教育効果の達成に結びつけるかという三つの方針の実質化が課題となる。また、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法についても、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる学習成果との関わりの中で更に充実させていく必要がある。
(b) 対策
平成 30（2018）年度には、三つの方針を起点とし、学科で養成しようとする人材像に合致した学習成果を明確に定義し、さらにその学習成果の獲得に資する「学びで得られる成果（SLO’s）」をカリキュラム・マップの科目群毎に設定し、その測定方針を定め、運

用している。
(c) 成果
平成 30（2018）年度より全学科で学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で定める学習成果に、カリキュラム・マップ上の科目群を単位とした学習成果がどのように結びついていくのかを“見える化”した「学びで得られる成果（SLO’s）」を作成し、運用を開始した。これにより、教員はシラバス執筆に際し、担当科目の学科カリキュラム上での位置付けを、その科目の属する科目群ごとの学習成果を通して学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める学習成果により結び付けやすくなり、学科の学習成果に対応したシラバスの改善に資することになった。 また、学生にとっては、入学から卒業までの学習成果獲得の筋道がより明確に示されることになり、学習成果の獲得に向けた更なる動機付けとなった。

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

（6）短期大学の情報の公表について

■ 令和元年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事　項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学の公式ウェブサイト http://www.seitoku.jp/jouhou_datafile/top.html トップページ「情報公開」で閲覧できる。
2	卒業認定・学位授与の方針	
3	教育課程編成・実施の方針	
4	入学者受入れの方針	
5	教育研究上の基本組織に関すること	
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	

② 学校法人の財務情報の公開について

事　項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	事務所に備え置き、利害関係者からの請求による閲覧 ウェブサイト http://www.seitoku.jp/ から「財務情報」 毎年　学園報 6 月号

［注］　上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

（7）公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

■　公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正管理については、「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る行動規範」「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」「公的研究費における不正使用防止計画」「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する通報等に関する取扱要領」を定め、適正に管理・運営している。なお、運営・管理体制は次の組織図のとおりである。

≪研究活動および研究費に係る運営・管理体制（組織図）≫

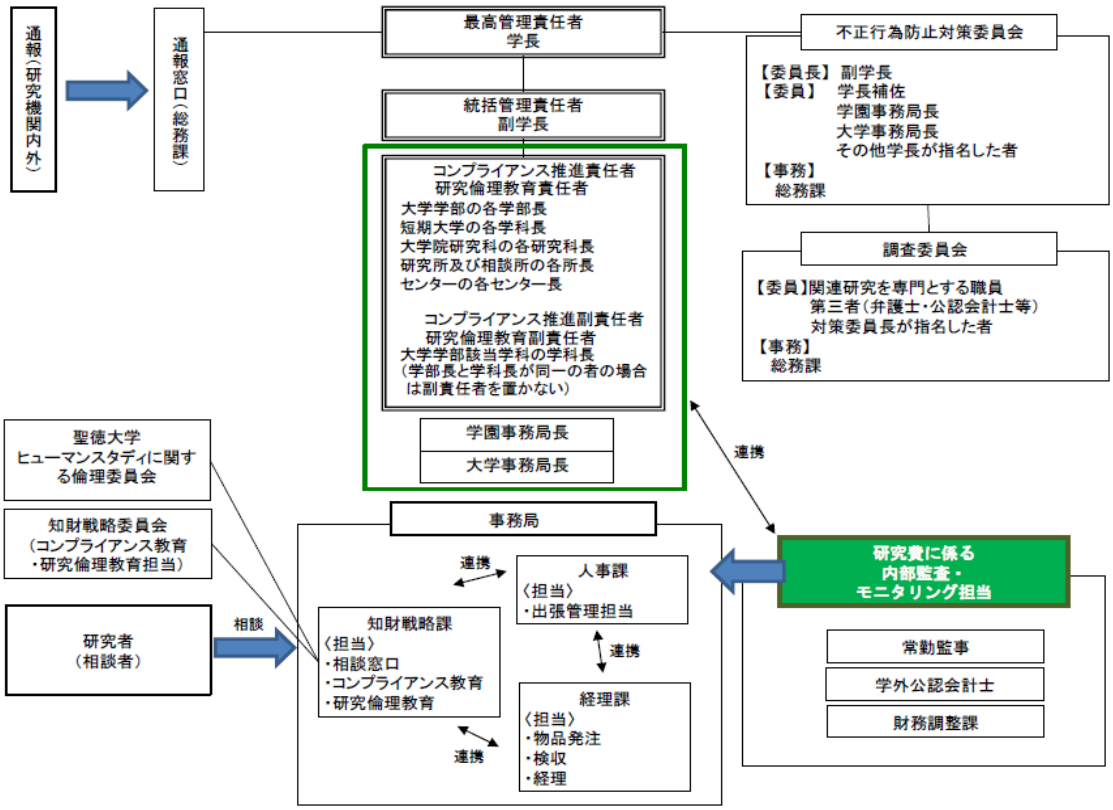

平成 30（2018）年度の実施状況としては、平成 30（2018）年 6 月 22 日（金）の教員会において、「研究倫理・コンプライアンス講習会」「科学研究費助成事業説明会」を実施している。主な内容は、「研究倫理について」「公的研究費の適正使用について」「平成 30 年度科学研究費助成事業申請・採択状況について」「平成 31 年度科学研究費助成事業の申請に向けて（科研費改革の概要含む）」である。

なお、研究費の内部監査・モニタリングについては、財務調整課が年1回実施することになっている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■　自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の自己点検・評価委員会は、「各学科に所属する教授、准教授、講師又は助教のうちから指名された者」「事務局長、事務局次長、学生部長、学生部次長、教育支援課長、総務課長」「その他学長が指名した者」で構成しており、事務は、総務課が担当している。

委員会の運営は、同一キャンパスに併設されている聖徳大学と合同の形で行っており、学長が委員長及び副委員長を任命し、委員長を３名の副委員長が補佐する体制となっている。なお、この自己点検・評価報告書の作成に関しては、前回の第三者評価や聖徳大学における過去の機関別認証評価の経験を活かし、毎年実施している自己点検・評価の一環として自己点検・評価委員会に直結した「短期大学部自己点検・評価検討会」を設置し行った。

■　自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

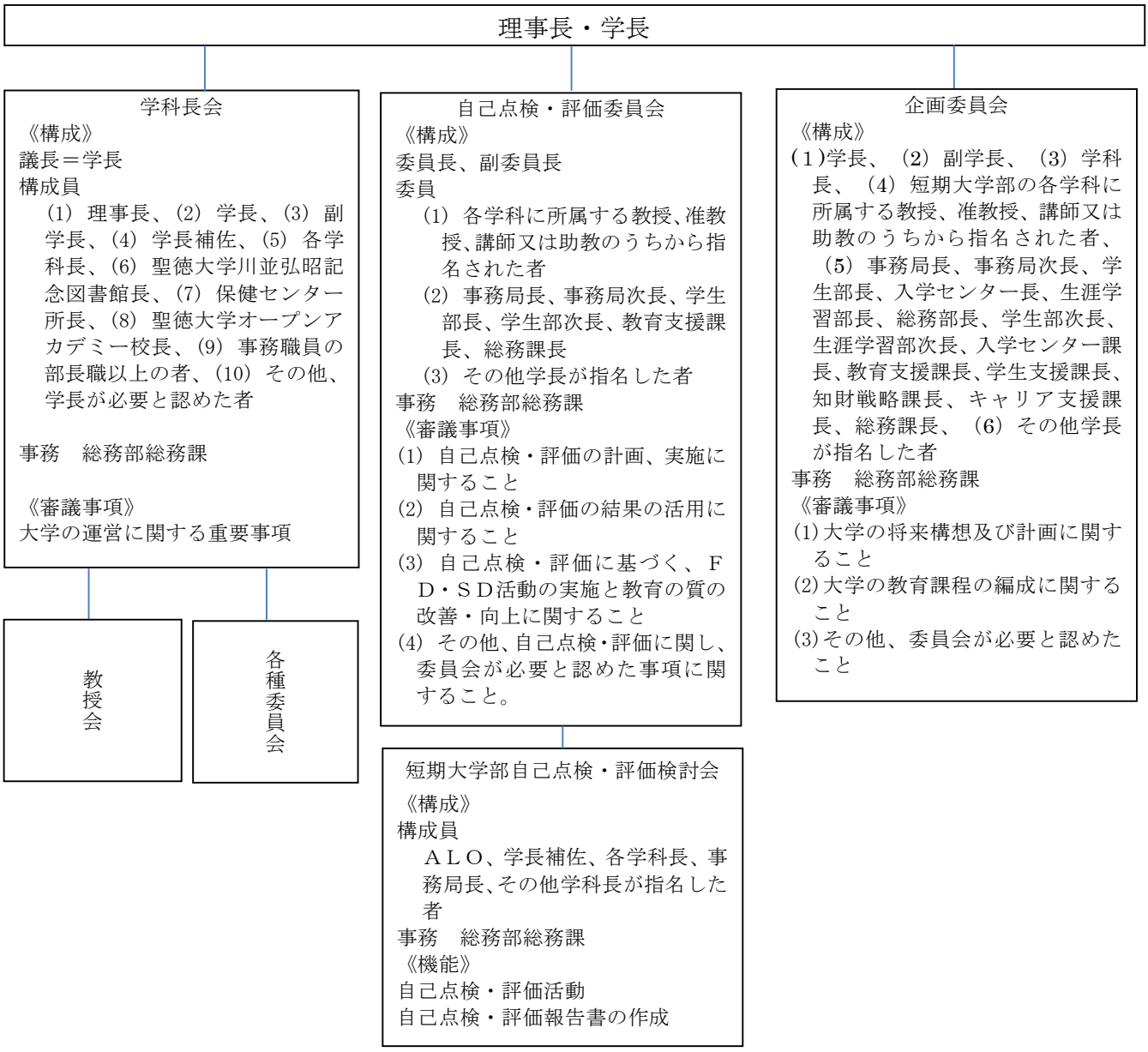

■　組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価委員会は、学長に直結する常設の委員会として、各学科より選出された委員により構成され、主に自己点検・評価の計画、実施及びその結果の活用による内部質保証を推進し、全学的な教育の質の向上を目指す組織として機能している。

ここ数年における自己点検・評価委員会の活動内容は下記の通りである。

平成28（2016）年度には、短期大学部の三つの方針について、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第16号：平成28年3月31日公布）を受け、中央教育審議会大学教育部会「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日）を踏まえ、それぞれを相互に関連付けて一体的な整合性のあるものとして改訂を行った。

平成29（2017）年度には、策定した三つの方針の実質化を目指して、理事長・学長のリーダーシップの下、自己点検・評価委員会での発案・検討による「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」の策定を行った。

平成30（2018）年度には、策定したアセスメント・ポリシーに基づき各学科での自己点検・評価による内部質保証を推進し、三つの方針の実質化による教育の質向上と内部質保証体制の構築に向け、以下の活動を行った。

５月には、自己点検・評価委員会が作成した「学科における自己点検・評価による内部質保証（教育の質向上のための取り組み）」を配布し、全専任教員及び関係事務局職員に対して説明会を実施した。

６月及び11月には、自己点検・評価委員会の主導により、教育内容改善活動に資する学習成果の獲得に関する各種データ（成績、学籍、就職、学生満足度等）を学科に提供した。保育科及び総合文化学科は提供されたデータや学科で収集したデータに基づき学習成果の測定・検証を行った。そしてそこで得られた教育の質向上のための課題の解決に向け改善に取り組み、年度毎の活動状況を自己評価した「内部質保証チェックシート」を、1月に自己点検・評価委員会へ提出を行った。

１月には、提出された「内部質保証チェックシート」に基づき自己点検・評価委員会が両学科の内部質保証に関するヒアリングを行い、両学科の内部質保証の取り組み状況の聴取や確認を実施した。

２月には、内部質保証に関するヒアリング実施によって得られた課題や改善点を各学科にフィードバックするとともに、大学及び短期大学部全体としての内部質保証の状況の総括を行い企画委員会第2分科会（メタ評価）、学部長・学科長会、企画委員会全体会および学園理事会・評議員会への報告を行った。

３月には、学科の内部質保証を実質化することを目的に学生への直接のヒアリングを行い、学生からの意見も踏まえた自己点検・評価活動に基づく教育の質の向上に取り組んだ。ヒアリングにより得られた改善課題については、課題の内容ごとに細かく分類して全学へと展開し､学生の満足度の向上につなげる取り組みに結び付けている。

■　自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成 30 年度を中心に）

今回の自己点検・評価報告書の作成にあたっては、前回の第三者評価や聖徳大学における過去の機関別認証評価の経験を活かし、ALO が中心となり各学科長と各学科の自己点検・評価委員、学科担当教員及び担当事務局がチームとなり協力して作成を行っており、その活動は次のとおりとなっている。

平成 30 年度

6 月 6 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
7 月 2 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
8 月 2 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
9 月 18 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
9 月 25 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
10 月 2 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
10 月 9 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
10 月 16 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
10 月 23 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
10 月 30 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
11 月 13 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
12 月 4 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)
12 月 11 日	自己点検・評価報告書作成打合せ (短期大学部認証評価検討会)

令和元年度

4 月 26 日	自己点検・評価報告書の精査・確認依頼 （短期大学部認証評価検討会委員へメールで依頼）
5 月 17 日	自己点検・評価委員会
5 月 24 日	企画委員会第二分科会（メタ評価・総合改革）
5 月 27 日	理事会・評議員会
6 月 7 日	企画委員会全体会
6 月 14 日	学部長・学科長会

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

＜根拠資料＞

提出資料

1　学生便覧　2018、2　聖徳大学短期大学部学則、3　総合案内 2019、4　総合案内 2018、5　学生手帳 2018、6　三つのポリシー(聖徳大学大学院・聖徳大学・聖徳大学短期大学部)、7　三つのポリシーウェブサイト http://www.seitoku.jp/univ/about/education_policy_jc.shtml、8　教育課程（履修要項）2019 年度、9　教育課程（履修要項）平成 30 年度

備付資料

1 地（知）の拠点整備事業（ＣＯＣ）関係資料、2 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC＋)関係資料、3 Wa、4 オープンキャンパス資料、5 高校教員対象入学説明会資料、6 聖徳学園　建学記念館、7 導入教育合宿ＦＣ（Freshmen Camp）要項、8 学外研修Ⅰ(志賀高原)要項、9 学外研修Ⅱ(北海道)要項、10 保育科生として学ぶために、11 導入教育合宿　Freshmen　Camp（FC）アンケート、12 志賀高原研修旅行のルーブリック、13 聖徳大学オープン・アカデミー（SOA）公開講座資料、14 教員免許更新講習資料、15 免許法公開講座資料、16 夏期保育大学資料、17 地(知)の拠点整備事業　松戸子育てカレッジ関係資料、18 科目等履修生の受け入れ資料、19 協定一覧、20 アートパーク 11―まつどパラレルワールド―（ちらし）、21 ボランティア活動状況表、22 ボランティア活動許可申請について（教授会資料）、23 総合文化学科新聞記事、24 平成 30 年度　社会貢献の理論と実践　地域貢献活動の実践・キャリア総合演習Ⅱ　授業スケジュール、ガイダンス資料、26　総合文化学科ウェブサイト https://faculty.seitoku.ac.jp/arts-sciences/

備付資料-規程集

なし

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2)　建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
(3)　建学の精神を学内外に表明している。
(4)　建学の精神を学内において共有している。
(5)　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

聖徳大学短期大学部の建学の精神は、「学生便覧」の中で次のように示されている（提

出-1 p.11）。

○建学の精神「和」及びその教育理念・理想 本学は、創立者で初代学長の川並香順先生により、日本文化の祖と仰がれる聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として掲げ、今日まで「人間教育」「女性教育」という大きな柱を基礎として、「和」の精神の実現に努めています。「和」とは、なごみであり、親しみであり、穏やかさであり、助け合うことであり、他人を思いやることです。

また短期大学部の目的は、建学の精神に基づき、学校教育法第 83 条を踏まえ、短期大学部で育成する人材について、学則第１条に次のように規定している（提出-2 第１条)。

○学則第１条　短期大学部の目的 本学は聖徳大学短期大学部と称し、聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、学校教育法に則り、一般教育と密接な関係を保ちつつ保育・生活文化・福祉ならびに文学に関する理論と実際にわたり教授・研究し、かつ、円滑な人格を陶冶して文化国家の要望する良識と技能をそなえた文化人・家庭人としての良き女性の育成を目的とする。

上記のことから明らかなように、本学は、「和」の精神による「人間教育」「女性教育」を実現することを目指している。そして「和」の精神が示す教育理念・理想は、子どもを育てるよき母親として、よき幼児教育者として、世界を舞台に活躍できる女性としてふさわしい、思いやり、やさしさ、協調性といった「心」を育てることにある。これは、本学の建学の精神が短期大学の教育理念・理想を明確に示している証左である。

本学は、建学の精神に基づいた教育を行い、学則に定める社会に有為な人材を輩出することを通して、自らの社会的使命を果たし、公共性を高めてきた。本学が社会に送り出した人材については、短期大学部の高い就職率（保育科 100%、総合文化学科 94.2%）に示されているように、高い社会的評価を得ている（提出-3 p.70 p.74)。

また、本学創設者川並香順は、本学の建学の精神である「和」について、「大学は学問研究の府であると同時に人間としての価値ある人格を陶冶する場でなければならない。その根本が『和』である。」と述べている（提出-1 p.16）。これは、「和」の精神が教育基本法の目的である第一条の「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という内容と合致していることを示している。以上のことから本学の建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有しているといえる。さらに、建学の精神に基づき、優れた人材を社会に送り出すことを通して公共性を高めながら、私学としての健全な発達も図ってきた。その成果は、短期大学部が平成 25（2013）年度に文部科学省「地(知)の拠点整備業」(大学 COC 事業)に採択されたことに、また、平成 27（2015）年度に文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC＋)」に参加したことに示されている（備付-1）（備付-2）。

このことから、建学の精神「和」が私立大学法第１条の「公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」とも合致している。以上のことから、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

建学の精神は、「学生便覧」、「学生手帳」、「ＳＥＩＴＯＫＵ　総合案内」、「ウェ

ブサイト」、在学生対象の広報誌である「Wa」などで学内外に表明することによりステークホルダーや学生が認識し、理解を得るための取り組みを実施している（提出-1 p.11）（提出-3 p.4）（提出-4 p.4）（提出-5 p.5）（提出-7）（備付-3）。特に学外においては、オープンキャンパス、キャンパス見学、高校教員対象入学説明会、高校訪問、各種進学説明会などの機会に総合案内等を用いて説明し、積極的に学外に表明し、「和」の精神の認識と理解を得るための取り組みが行われている（備付-4）（備付-5）。また、本学８号館クリスタルホール１階の「聖徳学園　建学記念館」では、本学創設者川並香順・孝子の生い立ちを前史として、昭和８（1933）年に「和」を建学の理念として聖徳家政学院、新井宿幼稚園を開いてから、今日に至るまでの学園の発展を実物資料や映像資料で紹介しており、学生や教職員はいつでも建学の精神に触れることができる（備付-6)。さらに学内には、聖徳太子の肖像画、創設者川並香順・孝子の写真が掲示され、「和」の精神を具現化したモニュメントが展示されており、学生、教職員は常に建学の精神に触れ共有している。

学生に対しては、入学式、卒業式、学位授与式における学長告辞、在学生対象の広報誌である「Wa」、教育課程（履修要項）などの様々な機会を通じて入学から卒業まで継続的・定期的に建学の精神を確認できるようにしている（提出-5 p.5)（提出-9 pp.5-7）。特に、聖徳教育の一環として実施する導入教育合宿FC（Freshmen Camp）及び学外研修Ⅰ（志賀高原研修）、学外研修Ⅱ（北海道研修）において、「和」の精神を人材養成の目的の中に含めて実践的に学び共有されるよう指導している（備付-7）（備付-8）（備付-9）（備付-10)。更に、普段の学生生活だけでなく、アセンブリーアワー（※）などの建学の精神「和」を中心とした講話においても共有に努めており、学外研修終了後のアンケートやルーブリック評価を通して、建学の理念について振り返り、教員はその結果を検討し、次年度の実施に反映できるよう定期的に確認している（備付-7）（備付-11）（備付-12)。一方、全教職員へは、入学式、卒業式、学位授与式における学長告辞等に加えて新年顔合わせ会、創立記念日式典や研修会などを通して、建学の精神を共有し定期的に確認している。

※　アセンブリーアワー（提出-1　p. 20）
建学の精神「和」を理解し、さらに専門分野を超えた講話等を通し多様な価値観を受け入れ、創造できる力を育成することを目的とするもので、必修科目「聖徳教育Ⅰ」のプログラムの一部として実施している。

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

（2）　地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

（3）　教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2 の現状＞

本学は、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放を実施している。

①　聖徳大学オープン・アカデミー（SOA）

地域社会への貢献と社会人の生涯学習支援のために、平成４（1992）年度に大学と協力してスタートし、千葉県を中心に東京、埼玉、茨城と幅広い地域から、年間のべ 10,000 名以上の受講者がある。平成 30（2018）年度には、保育科及び総合文化学科の教員のべ 37 名が 25 講座を担当した。受講者はのべ 231 名であった（備付-13)。

②　教員免許更新講習

本学は、教員免許更新制に基づき、年度ごとに文部科学大臣の認定を受けて開設する教育免許更新講習を平成 21（2009）年度から大学と共同で実施している。平成 30（2018）年度は、保育科及び総合文化学科の教員のべ 15 名が 13 講座を担当した。受講者は 1,000 名であった（備付-14）。

③　免許法公開講座

本学は､現職教員等がすでに所有している免許状を基礎として､教育課程によらず、所定の在職年数と単位取得によって、上級免許状や他種免許状を取得するための制度である免許法公開講座を文部科学大臣より認定を受けて大学と共同で開設している。平成 30（2018）年度は、保育科及び総合文化学科の教員のべ２名が２講座を担当した。受講者はのべ 37 名であった（備付-15)。

④　夏期保育大学

本学夏期保育大学は、卒業生や現職の幼児教育者や保育者などを対象に毎年夏に大学と共同で実施し、平成 30（2018）年度で第 51 回を迎える研修会である。平成 30（2018）年 7 月 21 日に実施した夏期保育大学では、「ともに拓く　保育の新時代」を総合テーマとするとともに、12 の分科会を企画した。保育科は、11 名の教員が担当した。受講者は 580 名であった（備付-16)。

⑤　松戸子育てカレッジ

短期大学部は、平成 25（2013）年度に「信頼と共感でつなぐ“ふるさと松戸づくり”―多主体間協働で―」というテーマで文部科学省「地(知)の拠点整備事業」(大学 COC 事業)に採択された。この取り組みを効率的に進めるため、学内では、“知と地の拠点”として、平成 27（2015）年 9 月 18 日に「松戸子育てカレッジ」を開設した。「松戸子育てカレッジ」は、保育科の専門的知識を生かし、松戸市・地域・大学で連携し、子育て中の親とその子どもを応援するものである。平成 30（2018）年度では、「松戸子育てカレッジ」で「子育て広場おやこで“ゆるりん”」44 回、「おやこで“ゆるりん”講座」10 回、「保育者のたまごのコンサート」４回を開催した。「子育て広場おやこで“ゆるりん”」は 815 名の利用があり、地域に深く浸透している（備付-17)。

⑥　科目等履修生の受け入れ

本学の授業科目のうち、１科目又は数科目に限り履修を希望する者（以下「科目等履修生」と呼ぶ）については、授業に支障のない範囲において選考の上、科目の履修を許可し、正課授業の開放を実施している。具体的には、通信教育部保育科では図書館司書資格科目（352 名）、幼保特例科目（600 名）等を中心に年間 952 名が受講した。また、連携協定を結んでいる千葉県立市川南高等学校、千葉県立君津高等学校な

どの生徒を科目等履修生として受け入れている（備付-18)。

また、地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等との連携についても、松戸市、我孫子市、柏市等の近隣の地方公共団体や地域の高等学校等の教育機関や教育委員会との協定の締結を行うなど､高等教育機関として地域社会に貢献している（備付-19）。

さらに、本学においては、教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。保育科の教員と学生が、「アートパーク 11―まつどパラレルワールド」（松戸市中央公園，平成 30（2018）年 7 月 1 日開催）に参加し、保育所などでボランティア活動を行っている（備付-20）（備付-21）。「ボランティア活動許可申請について（教授会資料）」によれば、保育科では平成 30（2018）年度にはのべ 62 名の学生が幼稚園・保育所・松戸子育てカレッジなどでのコンサートの出演や人形劇の上演、絵本の読み聞かせなどのボランティア活動を行っている（備付-22）。総合文化学科は、上記の「アートパーク 11」内で「まつどっ子ファッションデザインコンテスト～kids Fashion show 2018～」（ファッションショー）を行っている。松戸市内の 3～6 才の未就学児から「自分の着たい服」のデザイン画を募集し、審査によって選ばれた 8 点のデザイン画を元に、ファッションブランチの学生が子ども服を制作した。受賞した子ども達と共に松戸中央公園内でファッションショーを実施している（備付-26　平成 30 年 7 月 2 日）。さらに、フード・調理ブランチは南房総市の地元企業と商品の協働開発を行っている。開発した「鯖燻アヒージョ」は、南房総市で行われた「第 3 回名品づくりグランプリ」に出品され、準グランプリを獲得している（備付-23）（備付-26　平成 31 年 2 月 4 日）。学生達は会場ボランティアスタッフとしても積極的に活動し、当日は試食の補助や表彰式の介添えとしても貢献している。

個々の学生や学生グループの主体的なボランティア活動には地域からの期待度が高く、松戸市、南房総市をはじめとして、様々な団体からのボランティア活動の依頼があり、地域連携課及び学生支援課が窓口となり対応し、その活動内容は教授会で報告されている。積極的にボランティア活動ができるように､学科内でガイダンスを実施している（備付-24）ほか、ボランティア活動への参加意欲向上のために、在学中のボランティア活動数の多い学生には、表彰を行うなどの積極的な評価制度を採り入れている。ボランティア活動は、学生にとって、直接、子どもたちや保育者と関わり、保育現場や子育て支援施設などを実践的に学ぶことができる貴重な機会となっており、保育関係者や企業からの本学学生への評価は高く、今後も継続を望む声をいただいている。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神は本学の柱として確立しており、学生、保護者、教職員に共有されており、特に課題は見当たらない。ただし、保育科及び総合文化学科は今後「地域の中で実践的に学ぶ」ことを進めていくことから、学生の主体的な姿において建学の精神がどう生かされているのかについて継続的に見ていく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

本学は建学の精神において「和」の精神による「人間教育」「女性教育」の実現という

教育理念・理想を掲げている。これは、子どもを育てるよき母親として、よき幼児教育者として、世界を舞台に活躍できる女性としてふさわしい、思いやり、やさしさ、協調性といった「心」を育てることにある。これらは人材養成の中に含めると同時に、正課の必修授業「聖徳教育」として実践的に学び共有されるよう教育している。さらにはボランティア活動や地域連携活動などの正課外の様々な活動に、学生が主体的に取り組むことによって身につく形になっている。これらのことは特記すべき事項である。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

＜根拠資料＞

提出資料

1　学生便覧　2018、2　聖徳大学短期大学部学則、3　総合案内 2019、4　総合案内 2018、6　三つのポリシー(聖徳大学大学院・聖徳大学・聖徳大学短期大学部)、7　三つのポリシーウェブサイト http://www.seitoku.jp/univ/about/education_policy_jc.shtml、8　教育課程（履修要項）2019 年度、9　教育課程（履修要項）平成 30 年度、10 聖徳大学短期大学部　教育の内部質保証実施規程、11　入学試験要項一式　2019 年度、12　入学試験要項一式　2018 年度、13　シラバス

備付資料

25　保育科ウェブサイト　https://faculty.seitoku.ac.jp/early-child/、26　総合文化学科ウェブサイト https://faculty.seitoku.ac.jp/arts-sciences/、27　ISO 認証証明書、28　SEITOKU VISION 2023、29　年度計画レビュー、30　次期年度計画、31　次年度計画事前検討会日程表、32　授業計画(シラバス)執筆要領(平成 30 年度用)、33　成績評価報告書、34　自己点検・評価委員会議事録、35　企画委員会議事録、36　学部長・学科長会議事録、37　理事会議事録、38　平成 30 年度シラバス点検実施について、39 シラバス点検実施要領

備付資料-規程集

なし

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

（2）　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

（3）　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

建学の精神「和」に基づき、短期大学部学則第１条に本学の教育目的を、それを受けて同第１条の２に保育科及び総合文化学科の教育目的を、同 43 条に専攻科の教育目的を定

めている（提出-2 第１条）（提出-2 第１条の２）（提出-2 第 43 条）。
学則に定める保育科及び総合文学科の教育目的は下記の通りである。

第１条の２　本学の人材の育成に関する目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。 一　保育科第一部 保育に関する理論と技術に立脚しつつ、幅広く教育研究を展開し、保育に必要な専門的な力量及び実践的な指導力を培い、社会に広く貢献できる幼稚園教諭・保育士の養成を目的とする。 二　保育科第二部 保育に関する理論と技術に立脚しつつ、幅広く教育研究を展開し、主に働きながら学ぶ社会人を対象として、保育に必要な専門的な力量及び実践的な指導力を培い、社会に広く貢献できる幼稚園教諭・保育士の養成を目的とする。 三　総合文化学科 多様な学習ニーズに柔軟に対応できる教育課程を通じて、豊かな人間性と創造性を備えた人材を養成する。また、社会に開かれた短期大学として、社会・経済の活性化や地域コミュニティーの形成に積極的に貢献していくことを目的とする。

保育科の教育目的は「和」の精神に基づき社会貢献できる保育者の養成である。総合文化学科の教育目的は「和」の精神に基づき豊かな人間性と創造性を備えた人材の養成である。両学科の教育目的は学生便覧に示しており、短期大学部のウェブサイトでも公表し、学内外に表明することによりステークホルダーや学生が認識し、理解を得るための取り組みを実施している（提出-1 p.164）（備付-25）（備付-26）。

本学は、平成 15（2003）年に「ISO9001 教育の質マネジメントシステム」を取得した（備付-27）。平成 30（2018）年度には、これまでの取り組みにより目的達成や課題解決にむけた計画管理と目的達成のため必要な活動の手順化による管理が定着したことを受けて、ISO の認証の返上を行ったが、これまで行ってきた PDCA サイクルによる教育の質向上の取り組みは引き続き継続している。各組織は学園の中期計画である「SEITOKU VISION 2023」をもとに、具体的な施策を年度計画として策定し、その達成状況を年度末に部門ごとに行われる「レビュー（成果と課題を分析）」を通し、副学長、常勤監事、学園事務局長、大学事務局長、学生部長、自己点検・評価委員長、その他副学長が指名したもの等で構成する「年度計画レビュー、次年度計画事前検討会」によって、定期的な点検・検証ののち次期の計画策定につなげている（備付-28）（備付-29）（備付-30）（備付-31）。

保育科及び総合文化学科は、この学園の中期計画である「SEITOKU　VISION 2023」に基づいて「年度計画」を作成している。保育科は、「年度計画」の中で「学生と教員との協同による地域子育て支援」と「地域子育て支援施設との協同・連携の推進」を保育科の社会的価値の浸透と深化のためのビジョンとして掲げ、保育科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを検証している。また、総合文化学科は、年度計画の中で、「地域課題解決型教育の推進」と「地域貢献活動による学科知名度アップ」を同じく総合文化学科の社会的価値の浸透と深化のためのビジョンとして掲げ、総合

文化学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検している（備付−29）（備付-30）。

さらに、平成 29（2017）年度に策定し平成 30（2018）年度から運用を開始している「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」にのっとり、「内部質保証チェックシート」における「教育目標のアセスメント」の中で「教育目標に掲げる学則に定める人材養成の目的及び教育研究上の目的が達成されているのか検証を行い、改善している。」という自己点検・評価項目により、卒業生の受入先企業等からのアンケート結果等のデータを踏まえた検証と自己評価を各学科で年１回実施し、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検している（提出-10）。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2)　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

(3)　学習成果を学内外に表明している。

(4)　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学は、建学の精神「和」に基づき、短期大学部としての三つの方針、すなわち「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を定めている（提出-1 pp.13-15）（提出-3 2019 pp.83-84）（提出-5 pp.36-39）（提出-11 平成 30 年度 pp.7-8）（提出-9 pp.5-7）。

短期大学部は「卒業認定・学位授与の方針」の中で学習成果を次の通り定めている。

①一流の文化・芸術がもつ普遍性と固有性を感受し、グローバルで多様な価値を受け止めることができる。
②思いやりと慎みの心をもって相手の立場に立ち、集団の中で自立した行動をとることができる。
③自己や事象を客観的かつ論理的に考察することができ、自己の生き方をデザインすることができる。
④個別学問領域を超えたアイディアや洞察力を活かし、自己の確立を図ることができる。
⑤専門分野に関する知識・技能を体系的に学び、理論と実践を結びつけて主体的に課題を解決することができる。
⑥専門領域に関わる理論と知識と技能を結びつけて、グローバルかつローカルな視点をもって、多様な実際的かつ実践的な問題や課題に主体的に、かつ協働して取り組むことができる。

保育科及び総合文化学科は、短期大学部として示された「卒業認定・学位授与の方針」をさらに具体化し、学科ごとの「卒業認定・学位授与の方針」の中で、建学の精神に基づき学習成果を明記している（提出-9 pp.11-12）（提出-9 pp.27-30)。

保育科は以下の５項目を学科の教育目標に基づく学習成果として定めている（提出-9 p.11)。

①他者を尊重し、保育に関わる人たちと良好な人間関係を構築することができる。
②保育者の職務内容を理解し、使命感、責任感をもって保育に取り組むことができる。
③子どもの遊びや生活、発達について理解し、さらに、保育者に求められる表現・技能等を修得して、一人ひとりの子どもに適切な援助をすることができる。
④子どもの発達や実態を踏まえて指導案を作成、実践し、その振り返りと改善ができる。
⑤他者と協働して地域の保育課題に取り組み、提案、発信ができる。

また、総合文化学科は以下の４項目を学科の教育目標に基づく学習成果として定めている（提出-9 p.27)。

①思いやりと礼節心をもって他者と関わり、円滑な人間関係を形成することができる。
②幅広い教養に基づいた多様な視点から物事を考えるとともに、実社会で必要とされる基礎的な英語によるコミュニケーションとプレゼンテーションができる。
③自己を客観的に分析・表現し、かつ自己の生き方を省察してデザインすることができる。
④専門分野及び専門分野を越えた学際的な知識・技能、ICT の活用を通じて多面的・複合的な社会問題や地域の課題を思考・実践し解決することができる。

この学習成果は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の中で教育課程、学生便覧、ウェブサイト等を通じて学内外に表明している（提出-6)。

さらに、平成 30（2018）年度より、カリキュラム・マップと対応する形で、三つの方針に掲げる学習成果とカリキュラム・マップ上の科目群を単位とする学習成果との関係性を明確にする「学びで得られる成果（Student Learning Outcomes（以下 SLO’s））」を作成、運用している。これは教育課程（履修要項）上に掲載しているほか、学生には学内ウェブポータルシステム（Active Academy）上にもカリキュラム・マップと対比する形で掲載し、随時閲覧及びダウンロードでの取得が可能となっている（提出-9 pp.20-23、pp.56-77）。

また、学科・専攻課程の教育目的・目標を達成するために獲得を目指す学習成果に結びつける形でシラバスを作成することとしており（備付-32）、シラバスにおいても個別科目の学習成果の明記も行っている（提出-13）。

学習成果の点検については、学校教育法第 108 条に記載のある「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力」の育成に資する学習成果の獲得につながっているかも含めて､聖徳大学短期大学部　教育の内部質保証実施規程にのっとり実施している。すなわち、「内部質保証チェックシート」の「学習成果のアセスメント」における「学位

授与の方針に定める教育目標の達成に向けて学習成果を検証し、その結果に基づき常に改善している。」という自己点検・評価項目で、各学科が GPA 等の学習成果に関するデータ等を踏まえた検証と自己評価を年１回実施し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める教育目標の達成に向けた学習成果の点検・検証を定期的に実施している（提出-10）。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

（2）　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

（3）　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

（4）　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

短期大学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 16 号：平成 28 年 3 月 31 日公布）を受け、中央教育審議会大学教育部会『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン）』（平成 28 年 3 月 31 日）などを踏まえ、それぞれを相互に関連付けて一体的な整合性のあるものとして定めている（提出-1 pp.13-15）（提出-5 pp.58-60）（提出-9 pp.5-7)。

建学の精神及び学則に基づき定められた本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、人材養成目標・教育目標の達成に必要な学習成果を明確に示している。

また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を体系的に達成するために、全学で共通に展開する科目（全学共通科目）と、それらを基礎とし相互に密接に関連しながら実践力を育む学科共通科目、高度な専門性を育む専門教育科目の教育課程で編成している。

さらに、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示した目的を理解し、達成できる資質をもった入学者を求めることとし、三つの方針の一体性・整合性を重視した編成としている。

短期大学部の三つの方針は、学科長及び学科担当者が作成した原案を基にして、自己点検・評価委員会及び企画委員会、学部長・学科長会での審議を経て策定している（備付-34）（備付-35）（備付-36）。

また、保育科及び総合文化学科においては、短期大学部の三つの方針に基づき、各学科のワーキンググループ、科別会（学科別の会議）などでの組織的議論を経て、各学科の三つの方針を策定している。

令和元年度の改訂については、学部長・学科長会で審議・承認された後、理事会での議

決を経て行われている（備付-36）（備付-37）。

本学は、保育科及び総合文化学科ともに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める教育目標及び学習成果を踏まえた教育課程を編成・実施している。シラバス執筆にあたっては、各科目の学習成果の記載に際し卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関係性を記載することを求め、授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている（備付-32）。さらに、教務委員会によるシラバスの点検が行われ、教育課程の全授業科目に学習成果が反映しているかを精査する仕組みが確立されている（備付-38）（備付-39）。その結果、教育課程の全授業科目に卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める教育目標の達成に向けた学習成果が反映されている。さらに、平成 30（2018）年度より、「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」にのっとり、三つの方針を踏まえた教育活動の状況及びその成果の検証、それに基づく継続的な改善の状況を各学科で自己点検・評価を行い、「内部質保証チェックシート」として自己点検・評価委員会に提出している（提出-10）。以上のように、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

三つの方針は、学生便覧、総合案内、入試要項、教育課程、ウェブサイトなどを通して学内外に表明している（提出-3 2019 pp.83-84）（提出-6）（提出-9 pp.5-7、pp.11-12、pp.27-30）（提出-11 平成 31 年度（2019 年度） pp.7-8）。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

平成 29（2017）年４月１日の三つの方針の改訂により、学科が養成する人材像、教育目標、学習成果をさらに明確なものとし、より一体性・整合性の取れた三つの方針とした。平成 29（2017）年度には、それを起点とし学習成果に焦点を当てたアセスメント・ポリシーの策定を行い、平成 30（2018）年度からその運用を実施している。

今後においては、定性・定量・直接・間接等、様々な手法を用いた多様で多面的な学習成果の評価・検証方法の確立と、その結果をいかに個別授業科目の改善のみならず学科の教育課程等の教育内容全体の改善に結びつけ、教育の質を更に高めていくことができるかが課題である。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

平成 30（2018）年度より、全学科で学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で定める学習成果に、カリキュラム・マップ上の科目群を単位とした学習成果がどのように結びついていくのかを“見える化”した「学びで得られる成果（SLO’s）」を作成し、運用を開始した。これにより、教員はシラバス執筆に際し、担当科目の学科カリキュラム上での位置付けを、その科目の属する科目群ごとの学習成果を通して学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める学習成果に結び付けやすくなり、学科の学習成果に対応したシラバスの改善に資することになった。また、学生にとっては、入学から卒業までの学習成果獲得の筋道がより明確に示されることになり、学習成果の獲得に向けた更なる動機付けとなった。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

＜根拠資料＞

提出資料

2　聖徳大学短期大学部学則、8　教育課程（履修要項）2019 年度、9　教育課程（履修要項）平成 30 年度、10 聖徳大学短期大学部　教育の内部質保証実施規程、14　聖徳大学短期大学部　自己点検・評価委員会規程

備付資料

28 SEITOKU VISION 2023、29 年度計画レビュー、30 次期年度計画、32 授業計画(シラバス)執筆要領、33 成績評価報告書、34 自己点検・評価委員会議事録、36 学部長・学科長会議事録、38 平成 30 年度シラバス点検実施について、39 シラバス点検実施要領、41 平成 30 年度各種委員会所属一覧、42 「5 年後ビジョン 2018」、43 学習成果の測定・評価のための提供データ、44 自己点検・評価委員長文書　2018 年 6 月 8 日、11 月 1 日、45 企画委員会第二分科会（メタ評価）議事録、46 企画委員会全体会議事録、47 三つのポリシーを踏まえた点検・評価（理事会・評議員会資料）、48 平成 29 年度事業報告（理事会・評議員会資料）、49 授業計画（シラバス）点検報告書（冊子）、50 授業計画（シラバス）点検実施報告書（総括）、51 授業についての点検評価表、52 平成 30 年度春学期　成績評価点検実施要領、53 成績評価点検実施報告書、54 （成績評価）実施報告書（総括）、55 ＦＤ公開授業（一般公開授業）の実施について、56 公開授業に対する評価表、57 ＦＤ公開授業（一般公開授業）報告書、60 「学生による授業評価」（アンケート調査）の実施について、61 「学生による授業アンケート」実施報告書、62 授業アンケート(学部・短大)、63 授業アンケート集計結果、64 学生による授業アンケート―結果の考察、65 平成 29 年度　自己点検・評価報告書、66 平成 30 年度自己点検・評価報告書、67 明日の教育をめざして―学生による授業評価(アンケート調査)の結果の考察―、68 年次報告書 2018、69 平成 28 年度第 1 回聖徳大学・聖徳大学短期大学部教育研究に関する有識者会議議事録（20170425）、70 平成 30 年度聖徳大学・聖徳大学短期大学部教育研究に関する有識者会議議事録（20190312）、71 学科における自己点検・評価による内部質保証（教育の質向上のための取り組み）、72 SWOT 分析、73 学習成果の獲得実感に関する学生アンケート結果、74 DP アンケート結果

備付資料-規程集

1　聖徳大学短期大学部企画委員会規程、2　聖徳大学・聖徳大学短期大学部 教育研究に関する有識者会議規程

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

(2)　日常的に自己点検・評価を行っている。
(3)　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
(4)　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
(5)　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
(6)　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

短期大学部の自己点検・評価活動については、短期大学部学則第１条の３に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている（提出-2 第１条の３）。また、学長の下に自己点検・評価委員会を設置し、同条２項に基づき、自己点検・評価委員会規程を定めている（提出-2 第１条２項）（提出-14)。さらに平成 26（2014）年度から企画委員会に副学長を長とした「企画委員会第 2 分科会（メタ評価）」を新たに設置し、自己点検・評価活動が適切に行われているかについてメタ評価している（規程集-1）（備付-41）。

本学園は、平成 29（2017）年度まで「『SEITOKU REALISE SYSTEM』マニュアル」の「ISO9001 教育の質マネジメントシステム」に基づき、学園の全部門が目的達成や課題解決にむけた計画の目標管理と、目的達成のため必要な活動の手順化による管理によって、組織的かつ継続的に自主的・自立的な自己点検・評価を全教職員で行ってきた。

計画の目標管理については、まず、各組織は中期計画である「5 年後ビジョン 2018」（平成 30（2018）年度からは「SEITOKU VISION 2023」）をもとに、具体的な施策を年度計画として策定し、その達成状況を半期（上期・下期）毎の各部門による「レビュー（成果と課題を分析）」を行い、副学長、常勤監事、学園事務局長、大学事務局長、学生部長、自己点検・評価委員長、その他副学長が指名したもの等で構成する「ISO 事前検討会」によって、点検、確認した上で次期の計画策定につなげてきた（備付-29）（備付-30）（備付-42）。

平成 30（2018）年度には、これまでの取り組みにより目的達成や課題解決にむけた計画管理と、目的達成のため必要な活動の手順化による管理が定着したことを受けて、ISO の認証は返上した。そして、これまで行ってきた継続的改善による教育の質向上の取り組みは引き続き継続しつつ、更に学習成果の獲得に焦点を当てた自己点検・評価の仕組み（アセスメント・ポリシー）による教育の質の更なる向上に取り組んでいる。

平成 29（2017）年度に策定し、平成 30（2018）年度から運用を開始している「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」（教育の内部質保証実施規程としては令和元（2019）年度より運用）は、平成 29（2017）年４月１日に改訂した新たな三つの方針の整合性を維持し、継続的な評価・改善によってその実質化を図り、学生の学習成果をより高い水準まで引き上げることを目的としている。各学科では学習成果に関する各種の客観的なデータに基づき、三つの方針を起点とする教育活動全般についての評価・検証を行い、そこで得られた課題について継続的な改善を行うことにより、より質の高い教育内容の実現を目指している（提出-10）。

具体的には、学科単位で、三つの方針に基づき実施した年間の活動について自己点検・評価を行い、その結果を「内部質保証チェックシート」に記入し毎年１月に自己点検・評

価委員会に提出する（提出-10）。

自己点検・評価の観点は、「教育目標」、「学習成果」、「カリキュラム・マップ、SLO’s」、「学習成果の達成状況」、「シラバス」、「求める人材像」、「入学者選抜」の各項目について、それぞれ『明確性・適切性』、『整合性・一貫性』、『有効性・継続的改善』が達成されているかどうかである。

なお、学習成果の達成度の測定・検証のための各種データは、毎年 6 月及び 11 月に関係事務局より各学科に提供され、各学科では提供されたデータや学科で収集したデータに基づき学習成果の達成度の測定・検証を行っている（備付-43）（備付-44）。

自己点検・評価委員会は、各学科より提出された内部質保証チェックシートに基づき、各学科の内部質保証による教育の質向上への取り組み状況についてヒアリングを実施する。

ヒアリングを通じて得られた課題や改善点は自己点検・評価委員会より各学科にフィードバックされる。また、大学及び短期大学部全体としての内部質保証の状況の総括として企画委員会第 2 分科会（メタ評価）、学部長・学科長会、企画委員会全体会および学園理事会・評議員会に報告される。そこでの指摘や改善指示についても各学科にフィードバックされ自己点検・評価活動に反映される（備付-34）（備付-36）（備付-45）（備付-46）（備付-47）。なお、これらは令和元（2019）年度から規程化され、「聖徳大学短期大学部　教育の内部質保証実施規程」に基づく組織的な自己点検・評価活動として行われている（提出-10）。

以上のことからも、日常的に自己点検・評価が行われ、これらの会議等への報告を通じて理事長・学長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。

なお、この「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」の策定にあたっては、自己点検・評価委員会での検討・発案の後、企画委員会第２分科会（メタ評価）及び学部長・学科長会での機関決定を経て審議・承認され、理事会においても平成 29（2017）年度事業報告の中で報告されている（備付-34）（備付-36）（備付-45）（備付-48）。

このような形でアセスメント・ポリシーに基づき実施した自己点検・評価による課題抽出により、三つの方針や教育課程のレベルでの課題抽出も促進され、学科単位でのカリキュラム・マネジメントに基づく教育内容の改善への取り組みも推進されている。

さらに、授業レベルでの日常的な自己点検・評価活動としては、教員が自ら行う点検・評価活動であるシラバス、授業、成績評価、公開授業によるピアレビュー、学生からの評価としての授業アンケートについて、下記の通り教務委員会等の委員会が主体となり教員と事務職員が連携・協力して行っている。

①シラバスの点検

教員は「シラバス執筆要領」の「２．シラバスの作成要領」に従って執筆する（備付-32)。執筆されたシラバスは教務委員会が「シラバス点検実施要領」に基づき、シラバス執筆要領にのっとった記載になっているかを点検する（備付-38）（備付-39）（備付-49）。点検した結果を学科長に報告し、是正の必要があれば、学科長より各教員に対し是正を求める（備付-50）。

②授業についての点検

教員は自らの授業の内容や方法、学生の授業に対する取り組み状況について点検・評価

を行い、「授業についての点検評価表」に取りまとめ、学生の成績評価の提出と同時に教育支援課を通して教務委員会に提出する（備付-51）。

③成績評価の点検

教員は担当科目の成績評価の状況について、シラバスの記載通りに実施されているか、評価点の分布状況について、教員の方針や基準に沿ったものとなっているかを点検・評価を行い、「成績評価報告書」に取りまとめ、学生の成績評価の提出と同時に教育支援課を通して、若しくは学内ウェブポータルシステム（Active Academy）を活用して教務委員会に提出する（備付-33）。教務委員会は、各教員の成績評価と「成績評価報告書」を「成績評価点検実施要領」に基づいて点検する（備付-52）（備付-53）。点検した結果を学科長に報告し、是正の必要があれば学科長より各教員に対し是正を求める（備付-54)。

④公開授業によるピアレビュー

本学は、学生の主体的学びを促し、学習規律を確立して、教育の質を高めるため、教職員が相互に研鑽する場としてＦＤ公開授業を位置づけている。教務委員会の決定により公開授業の期間と対象が設定され、原則としてすべての授業が公開となる。(備付-55)

教員は公開授業で参観した授業の評価を、「公開授業に対する評価表」に記入し、授業実施教員に提出する（備付-56）。参観を受けた教員は、参観教員からの意見とそれに対するコメントを中心に、参観状況を「ＦＤ公開授業（一般公開授業）報告書」にとりまとめ、教育支援課を通して教務委員会に提出する（備付-57）。

⑤学生による授業評価

教員は原則としてすべての担当科目について「学生による授業評価」（アンケート調査）を実施する（備付-60）。「学生による授業評価」（アンケート調査）では、授業の内容や方法に関する評価、学習成果や達成度、総合的な満足度などについて学生からの評価を受ける（備付-62）。

学生が記入した授業評価（アンケート）は教員が回収後、教育支援課に提出し（備付-61）、後日、教育支援課がアンケート集計結果を教員に文書で報告する（備付-63）。教員はその結果について考察を行い、任意の一科目について「学生による授業アンケート―結果の考察」にとりまとめて教務委員会に提出する（備付-64）。

本学は、上記のような本学独自の自己点検・評価活動に加え、短期大学評価基準に基づく自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイトに公表している（備付-65）（備付-66)。さらに、学生による授業評価結果の考察から教員が自らの教授方法・内容を省察した結果としての「明日の教育を目指して―学生による授業評価(アンケート調査)の結果の考察」及び学園の年度活動結果のレビューとしての「年次報告書」も毎年作成し、学内ウェブサイト上で公表している（備付-67）（備付-68)。

本学は、平成 28（2016）年３月に示された中央教育審議会答申を踏まえ、平成 29（2017）年４月１日に新たな三つの方針への改訂を実施した。改訂した三つの方針について、千葉県や松戸市などの地元自治体や教育委員会、松戸商工会議所や千葉興業銀行などの地元産業界、さらに高等学校関係者等を招いた平成 28（2016）年度　第１回聖徳大学・聖徳大学短期大学部教育研究に関する有識者会議（平成 28（2016）年３月 22 日開催）において意見聴取を行っている（規程集-2）（備付-69）。

さらに、平成 31（2019）年 3 月 12 日開催の平成 30（2018）年度　聖徳大学・聖徳大

学短期大学部　教育研究に関する有識者会議においても、千葉県や松戸市などの地元自治体や教育委員会、松戸商工会議所や千葉興業銀行などの地元産業界、さらに高等学校関係者等を招いて「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」に基づく本学の内部質保証の仕組みと、自己点検・評価委員会によるヒアリングをはじめとして年間を通じて実施した教育の質向上に向けた取り組みを、本学の内部質保証の状況の総括として紹介し意見聴取を行っている。以上のことからも自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見を取り入れる仕組みを整えている（規程集-2）（備付-70）。

加えて、平成 30（2018）年度には、自己点検・評価活動に学生から直接的に聴取した意見を反映させることで、より学習者を主体とした点検・評価を実施すべく、自己点検・評価委員会の場で学生の代表者に対し、三つの方針を踏まえた教育内容及び学習成果に関する直接的なヒアリングを実施している。このような形で、三つの方針を踏まえた教育活動の適切性にかかる点検・評価のサイクルに、学生の代表者を直接的に参画させる取り組みも実施している（備付-34）。

これらの自己点検・評価活動によって得られた課題と、それに対して行われた改革・改善の成果を、保育科及び総合文化学科ともに年度末に実施するレビューを通して検証し、次年度への更なる改善課題とする等、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している（備付−29）（備付−30）。

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

（2）　査定の手法を定期的に点検している。

（3）　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

（4）　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

本学園は、先述のとおり平成 29（2017）年度まで「『SEITOKU REALISE SYSTEM』マニュアル」の「ISO9001 教育の質マネジメントシステム」に基づき、学園の全部門が目的達成や課題解決にむけた計画の目標管理と、目的達成のため必要な活動の手順化による管理によって、組織的かつ継続的に自主的・自立的な自己点検・評価を行ってきた。

平成 30（2018）年度からは、新たに学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法としての「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」を策定・運用している（提出-10）。

平成 30（2018）年度より教育課程（履修要項）にも掲載している「学びで得られる成果（SLO’s）」では、各学科のカリキュラム・マップ上で示された科目群ごとに、その科目群の学習により得られる学習成果（SLO’s）を定めている。そして卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で獲得を目指す学習成果にそれらがどのように結びつき、学習成果の獲得を、どのような手法を用いて測定し、評価・判定するかというアセスメント手法も定めている（提出-9 pp.21-23、pp.56-77）。

「学びで得られる成果（SLO’s）」を活用してカリキュラム・マップ上の科目群毎に測定され、評価・判定された学習成果の獲得状況は、カリキュラム上の科目配置の適合性や、科目群を構成している各科目の位置付けの的確性の判定に用いられる。このような形で学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。具体的には、学生個人の科目群毎の GPA やクラス・ブランチ毎の GPA 平均値の分析・検証により、科目群間の GPA のバラつきや当該科目群への科目配置自体が適正であるかどうかが検証できる仕組みを定めている（備付-43）（備付-71）。

さらに、上記の「学びで得られる成果（SLO’s）」に記載している学習成果の測定方法（アセスメント手法）についても、「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」にのっとり、「内部質保証チェックシート」における「カリキュラム・マトリクス、カリキュラム・マップ、SLO’s のアセスメント（教育課程・科目群単位）」の中で、「学位授与の方針の学習成果の達成と結びつくよう、カリキュラム・マトリクス、カリキュラム・マップ、SLO’s、教育課程を検証・改善している。」という自己点検・評価項目を設け、各学科が学習成果に関する各種データ等を踏まえた検証と自己評価を年１回実施し、学習成果の査定の手法（アセスメント手法）そのものについても定期的な点検を実施している（提出-10）。

「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」は、以下の三つの体系からなるアセスメントにより、教育の質の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

第一に、学科での自己点検･評価を有効に機能させ、継続的改善による内部質保証により教育の質を向上させる PDCA サイクルである「内部質保証のアセスメント」、第二に、学生の学習成果の達成度の評価・測定（アセスメント）により、教育プログラム（教育課程を含む教育内容全般）を継続的に改善する PDCA サイクルである「学習成果のアセスメント」、第三に入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）及び入学者選抜試験の妥当性・有効性を、学生の学習成果の達成度の測定・評価（アセスメント）により検証し、継続的に改善する PDCA サイクルである「入学者選抜のアセスメント」である。

さらに、個々の授業レベルでの教育内容改善の PDCA サイクルとしては、シラバスの点検、授業についての点検、成績評価の点検、公開授業によるピアレビューや学生からの評価としての授業アンケート等の様々な点検・評価を行い、教育の質の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

関係法令の変更の確認及び遵守については、保育科及び総合文化学科ともに、「５年後ビジョン」及び「年度計画」の作成にあたって、SWOT 分析における「外的要因」として抽出を行い、遵守している（備付-28）（備付-29）（備付-30）（備付-72)。以上のことから、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守しているといえる。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

平成 29（2017）年４月１日の三つの方針の改訂に続き、それを起点とし学習成果に焦点を当てたアセスメント・ポリシーを平成 29（2017）年度に組織的・全学的に策定し、学習成果の測定・検証によるアセスメントに基づく教育内容の改善に向けた取り組みを平成 30（2018）年度にスタートしているが、下記の点が課題となっている。

事務局より提供する学習成果に関する各種データや、学科が収集した客観データの分析・検証により、学科における教育課程の改善点を特定することは、相当の時間と議論を必要とするものである。さらに、GPA 等の客観的な定量データと、学生自身の学習成果の獲得実感等の定性データの相関性や関係性の分析・検証にも、長期的な視点からの分析が必要である。また、学習成果を多面的に測定するアセスメント手法がまだ少なく、多様な観点からの学習成果の把握には不十分な面もある。そこで、今後はより多様で多面的な学習成果の把握の手法の獲得に努めることが課題となっている。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

従来実施してきた計画管理・目標管理の手法である ISO マネジメントシステムによる継続的改善の PDCA の手法や取り組みは継承しつつ、三つの方針を起点とする学習成果の獲得に焦点を当てたアセスメント・ポリシーを新たに策定し、内部質保証に取り組んでいる。これにより教員個々の授業改善の PDCA はもとより、学位プログラムを単位とした学科による自己点検・評価活動に基づく内部質保証の仕組みが整えられ、さらに関係事務局が各種の客観データを提供することにより、全学的な取り組みとして教育内容全般についての継続的改善に取り組む仕組みを構築し機能させている。

平成 30（2018）年度からは、このように新たに策定した自己点検・評価システムや「内部質保証チェックシート」を活用した三つの方針を起点としたアセスメントの運用を開始した。従来から課題となっていた学習成果に焦点を当てたアセスメントについて組織的・体系的な枠組みを作り、それを実行に移したことは特記すべき事項である。

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

第１に、教職員がそれぞれの教育活動、事務活動で「建学の精神」を具現化することにより、学生に「建学の精神」がどの程度浸透しているかを確認する。具体的には、３月に卒業予定者に行う「卒業生の意識調査」（アンケート）で、学生の「建学の精神」の浸透度を測定・評価する。その結果を教員会、科別会等で検討し、さらに次年度に活かす。

第２に、平成 24（2012）年４月より１年間にわたり、各学科のカリキュラム・マップ、カリキュラムツリーの作成を通じて、全教員が学科の教育目的及び学習成果と各科目との相関について認識をさらに深めるようにする。同時にこのことにより学科のカリキュラムの見直しを行い、各教員はシラバスの改善に役立てるようにする。

第３に、３月に卒業予定者に行う「卒業生の意識調査」で、学生自身が学科の学習成果をどの程度達成したかを調査する。

第４に、学科の科別会で、シラバス、成績評価、担任指導、ＦＤ活動についての自己点検・評価の問題点を抽出し、改善に努める。

行動計画の実行状況

１　建学の精神については、入学式、卒業式、学位授与式における学長告辞、在学生対象の広報誌である「Wa」、教育課程（履修要項）などのさまざまな機会を通じて入学か

ら卒業まで継続的・定期的に「建学の精神」を確認している。特に、聖徳教育の一環として実施する導入教育合宿（Freshmen Camp）及び学外研修Ⅰ（志賀高原研修）、学外研修Ⅱ（北海道研修）、全学共通科目「聖徳教育」で学生及び教職員も共有している。更に、導入教育合宿や学外研修においてルーブリック評価を用いて、建学の精神の浸透度を確認し、次年度計画に反映できるようにしている。

2　平成 25（2013）年度、保育科から導入し、現在は全学科で運用しているカリキュラム・マップと対応する形で、三つの方針に掲げる学習成果とカリキュラム・マップ上の科目群を単位とする学習成果との関係性を明確にする「学びで得られる成果（SLO's）を平成 30（2018）年度より作成、運用している。これにより、全教員が学科の教育目的及び学習成果と担当科目との相関についての認識をさらに深めることができることとなった。また、同時に様々なデータに基づく学習成果の評価・検証を行うことで学科カリキュラムの見直しにも資することとなり、各教員のシラバス改善に役立てることにもつながっている。

3　３月に卒業予定者に対して実施する「卒業生の意識調査」で、「学生生活において次の能力や知識が習得できましたか」というアンケート項目を設定している。そこでは、社会人として必要な教養、コミュニケーション能力など、16 項目の質問項目により、学生の自己評価の測定と検証を行っている。さらに平成 30（2018）年度より、保育科及び総合文化学科の一部科目においては、学期終了時にシラバスに記載されている学習成果に関し、学生に対して「学習成果の獲得実感に関する学生アンケート」を実施し、科目の到達目標の達成状況を把握する参考としている（備付-73）。さらには、学生に対して卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記載されている「教育目標」と「学習成果」がどの程度身についたかを問うアンケートを実施し、教育目的・目標の達成状況を把握する参考としている（備付-74）。

4　各学科の会議において、新たに策定された聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシーにのっとり、シラバス、成績評価、担任指導、ＦＤ活動のみならず、教育課程や成績評価等、教育内容全般に関する課題や問題点を抽出し、改善に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

三つの方針改訂（平成 28（2016）年度）と、それを起点とし学習成果に焦点を当てたアセスメント・ポリシーの策定（H29（2017）年度）を実施し、平成 30（2018）年度より運用した。今回の自己点検・評価の課題である、より多様で多面的な学習成果を焦点とするアセスメントの手法の確立と、アセスメントの結果として得られた課題を個別授業科目の改善のみならず、いかに学科の教育課程等の教育内容改善に結びつけていくかについては、今後の学科での組織的かつ継続的な取り組みによって、より充実したものとしていく計画である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

＜根拠資料＞

提出資料

1　学生便覧　2018、2　聖徳大学短期大学部学則 6　三つのポリシー(聖徳大学大学院・聖徳大学・聖徳大学短期大学部)、7　三つのポリシーウェブサイト http://www.seitoku.jp/univ/about/education_policy_jc.shtml、8　教育課程（履修要項）2019 年度、9　教育課程（履修要項）平成 30 年度、10 聖徳大学短期大学部　教育の内部質保証実施規程、11　入学試験要項一式　2019 年度、12　入学試験要項一式　2018 年度、13　シラバス、15　学習のしおり、16　シラバス・レポート課題集

備付資料

32 授業計画(シラバス)執筆要領、33 成績評価報告書、43 学習成果の測定・評価のための提供データ、44 自己点検・評価委員長文書、62 授業アンケート(学部・短大)、69 平成 28 年度第 1 回聖徳大学・聖徳大学短期大学部教育研究に関する有識者会議議事録（20170425）、70 平成 30 年度聖徳大学・聖徳大学短期大学部教育研究に関する有識者会議議事録、71 学科における自己点検・評価による内部質保証（教育の質向上のための取り組み）、73 学習成果の獲得実感に関する学生アンケート結果、75 聖徳通信、76 スクーリングのしおり、77 実績振り返りシート、78 科目間連携会議録、79 教養科目授業計画執筆要領、80 教務委員会議事録、81 ポートフォリオ（コンピテンシー到達度自己評価）、82 振り返りシート、83 カリキュラム・マップ関連データ、84 クラス担任マニュアル、85 2018　卒業生の意識調査報告　平成 30 年 3 月調査結果、87 卒業生に関するアンケート（施設長対象）、88 就職先アンケート結果、89 卒業生へのアンケート結果、90 気づきノート、91 コンピテンシー到達度調査集計結果、92 コンピテンシー開発ガイドブック、93 推薦入試におけるルーブリック、94 平成 30 年度　小中高大連携教員夏季合同研修会要項　平成 30 年 4 月 2 日、平成 30 年 8 月 7 日、95 クラス別ＧＰＡ一覧、96 免許・資格課程取得状況一覧、97 クラス別卒業率一覧、98 クラス別就職率一覧、100 単位修得成績表、101 卒業式次第、102 ＦＣのルーブリック、103 志賀高原研修旅行のルーブリック、104 北海道研修旅行のルーブリック、105 2018　新入生の意識調査報告　平成 30 年 4 月調査結果、106 2018　保護者の意識調査報告　平成 30 年 4 月調査結果、107 学内ウェブポータルシステム（SEITOKU Design Chart）、108 附属学校連絡会の在籍者数一覧表、109 3 月教授会資料、110 学習成果ウェブサイト　http://www.seitoku.jp/jouhou_datafile/ishikichosa2018_sotsugyosei.pdf、111 訪問（電話）指導報告書、112 総合文化学科卒業生向けアンケート、113 企業訪問報告書、114 持続的就業力支援システム、119 保育科新入生オリエンテーション科別指導進行表

備付資料-規程集

2 聖徳大学・聖徳大学短期大学部 教育研究に関する有識者会議規程、3　聖徳大学短期大

学部教員選考基準、4　聖徳大学短期大学部教員選考基準細則

［区分　基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

（2）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

（3）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

（4）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

聖徳大学短期大学部保育科及び総合文化学科の卒業認定・学位授与の方針は以下の通りである。

保育科第一部･第二部 卒業認定･学位授与の方針（ディプロマ･ポリシー）（提出-6 p.62）

聖徳大学短期大学部保育科は、理論と技術を兼ね備え、実践力に優れた多くの保育者を社会に輩出してきました。現代社会においては、個人・社会の価値観の多様化が進み、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、保育現場では、これまで以上に質の高い教育・保育と、地域の課題解決に積極的に取り組める人材が求められています。 保育科では、現代社会の問題・課題にも対応できるよう、社会人として、保育者として、礼節、豊かな人間性、高度な専門的知識・技能を身につけ、子どもの教育・保育に関わる専門家としての情熱や使命感をもった保育者「次代をつくる“保育のエキスパート”」を養成します。

【教育目標】

保育科は、上記に示した教育理念に基づいて、以下の三つの教育目標を掲げている。

１．礼節と思いやりの心、豊かな人間性、保育者としての使命感や責任感を育成する。 ２．保育実践に必要な論理的思考力、判断力、表現力、他者と連携・協働する力等、理論と実践力を育成する。 ３．子育て支援を通じて、地域に貢献できる力を育成する。

【学習成果】

保育科は、上記の教育目標を達成するため、以下の学習成果を定めている。

１．他者を尊重し、保育に関わる人たちと良好な人間関係を構築することができる。 ２．保育者の職務内容を理解し、使命感、責任感をもって保育に取り組むことができる。 ３．子どもの遊びや生活、発達について理解し、さらに、保育者に求められる表現・技能等を習得して、一人ひとりの子どもに適切な援助をすることができる。 ４．子どもの発達や実態を踏まえて指導案を作成し、実践し、その振り返りと改善ができる。 ５．他者と協働して地域の保育課題に取り組み、提案、発信ができる。

総合文化学科　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（提出-6 p.64）

聖徳大学短期大学部総合文化学科は、「専門的知識と技能とを身につけ、広い視野を持って社会に自立できる女性の育成」を教育理念とし、この理念を社会に創造的に活かしながら、常に新しい教育に挑戦し、時代に求められる自立した女性を輩出してきました。 政治・経済・文化のグローバル化、社会の価値観の多様化が急速に進む現代社会は、多くの多面的・複合的な問題に直面しています。そうした中で求められているのは、自ら課題を設定して解決策を示し、多様な他者と協働して新たな価値観を創出できる人材を育成することです。 総合文化学科は、デザイン・インテリア、ファッション、健康・食育、フード・調理、製菓、観光・ホテル、文芸・メディア、図書館司書、IT コミュニケーション、地域創生、現代教養の 11 の専門ブランチを設け、自己の生き方を考える力や課題解決力をもち、地域社会を漸進的に変えていく実践的な力を有する女性を育成し、調和ある社会の発展に貢献していきます。

【教育目標】

総合文化学科は、上記に示した教育理念に基づいて、以下の四つの教育目標を掲げている。

１．他者を思いやる協調性と豊かな感性、確かな礼節を身につけた“和”の心を育成する。 ２．幅広い教養に基づく多様な視点から現代社会における課題に自らアプローチし、論理的に解決策を模索できる問題発見・解決力を育成する。 ３．主体的に自己の生き方を判断し、デザインできる自立した女性を育成する。 ４．幅広い専門性と学際性を併せもつ体系的な知識・技能を習得し、理論と実践を結びつけて主体的に現代社会及び地域社会の課題を解決できる高度な実践力を育成する。

【学習成果】

総合文化学科は、上記の教育目標を達成するため、以下の学習成果を定めている。

１．思いやりと礼節をもって他者と関わり、円滑な人間関係を形成することができる。

２．幅広い教養に基づいた多様な視点から物事を考えるとともに、実社会で必要とされる基礎的な英語によるコミュニケーションとプレゼンテーションができる。 ３．自己を客観的に分析・表現し、かつ自己の生き方を省察してデザインすることができる。 ４．専門分野及び専門分野を越えた学際的な知識・技能、ICT の活用を通じて多面的・複合的な社会問題や地域の課題を思考・実践し解決することができる。

保育科及び総合文化学科は、それぞれの学習成果を達成するために編成された教育課程において、所定の単位を修得した人に、卒業を認定し、短期大学士（保育、デザイン、ファッション、健康教育、フード、トラベル・観光、文芸・言語、情報、生活デザイン、教養）の学位を授与すると明記している（提出-2 第 10 条・10 条の２）。これらのことから保育科及び総合文化学科は、学生便覧、教育課程に掲載している卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に、卒業の要件と成績評価、資格取得の要件を明確に示している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下の点で社会的・国際的に通用性がある。第１に、「厳格な成績評価」に基づいて卒業生を輩出している点である（備付-33）。このことが本学へ入学を希望する高校生や就職先の施設等が本学を信頼する理由となっている（備付-87）。第２に、建学の精神「和」に基づいて、集団や社会に適応できる人間性豊かな保育者、実践力を有する女性を養成している点である。幼稚園、保育所、各種企業等では、専門的知識・技術だけではなく「チームの一員として自らの役割が果たせること」が求められている今日において、本学は「聖徳教育」を初めとする「全学共通科目」、さらには「専門教育科目」、そして正課外の諸行事等においても人間性の形成を重視した教育を行なっている（提出-1 p.11 pp.20-22）。

平成 22（2010）年１月 27 日に短期大学部保育科及び総合文化学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をはじめとする三つの方針を制定した。そして、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 16 号：平成 28 年３月 31 日公布）を受け、平成 29（2017）年４月１日には三つの方針をより一体性・整合性を高めたものとして見直した結果、改訂を行っている（提出-6）。その後、総合文化学科は、平成 30（2018）年度には令和元（2019）年度入学生について、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）についても点検と改善を行い、教育課程の見直しを行って教育内容の充実を図っている。

また、平成 29（2017）年度に策定し平成 30（2018）年度から運用を開始している「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」にのっとり、「内部質保証チェックシート」における「教育目標のアセスメント」の中で「教育目標に掲げる学則に定める人材養成の目的及び教育研究上の目的が達成されているのか検証を行い、改善している。」という自己点検・評価項目により、卒業生の受入先企業等からのアンケート結果等のデータを踏まえた検証と自己評価を各学科で年１回実施し、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか、卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している（提出-10）。

［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

（2）　学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科･専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

（3）　学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

保育科及び総合文化学科は、学科で定める卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で目指す人材養成に結びつく学習成果の獲得に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、かかる方針に基づき短期大学設置基準にのっとり教育課程を編成している。すなわち、各学科において、全学で共通に展開する科目（全学共通科目）と、それらを基礎とし相互に密接に関連しながら専門性の高い実践力を育む専門教育科目を編成している。具体的には以下の通りである（提出-9）。

まず保育科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める三つの教育目標と五つの学習成果の達成のために、学生が 1 年次より実習をコアにしながら、系統的に授業を受けることができるよう、効果的な授業科目を編成している。そしてそれをカリキュラム・マップ「実習をコアにしたキャリア形成カリキュラム・マップ」に示し、教育課程に掲載している（提出-9 pp.20-23）。総合文化学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める四つの教育目標と四つの学習成果の達成のために、各専門分野（11 のブランチ）の学習成果に対応した教育課程を編成し、ふさわしい授業科目を配置しており、それを 11 のブランチ別のカリキュラム・マップに示している（提出-9 pp.56-77）。

保育科及び総合文化学科は、年間または学期において履修できる単位数の上限を定めてはいない。これは、短期大学という 2 年間での完結教育を行う中で、特に本学の保育科の

ように幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の双方を取得しながら卒業を目指し、また、総合文化学科においても学生の幅広い学びとコース間での学びの選択の幅の確保といった利便性を考えると、履修単位数の上限を設定することは、短期大学の特性として相当ではないと考えるからである。ただ、今後は単位の実質化に向け、履修上限単位数を定めるなどの方策の検討を行う必要はあると考えている。実際、保育科では、履修できる単位数の上限は定めていないが､保育者養成を主眼としている学科の特性から必修科目が多いため、２年間または３年間で学生が無理のない学習ができるように、履修できる単位数の配分を行い、単位の実質化に努めている。総合文化学科も履修できる単位数の上限は定めていないが、学年ごとに必修科目と選択科目を適切に時間割に組み込めるようになっており、新入生ガイダンスにおいて、履修できる単位数の説明、履修の仕方について教育課程に掲載のある履修モデルの活用等による丁寧な説明を行っている(提出-9　pp.33-53)（備付-119）。

保育科及び総合文化学科の教員は、短期大学設置基準、及びシラバスに明示した評価基準に基づき学習成果の獲得を厳格に判定しており（提出-13）、成績評価は、学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

本学は、毎年、シラバスの作成時に、教務委員会より全教員に「シラバス執筆要領」を配布している。「シラバス執筆要領」には、シラバス執筆にあたり留意すべき事項として、到達目標、学習成果、ディプロマ・ポリシーとの関連、授業の方法、テキスト・教材・参考図書、評価の要点、評価の方法と採点基準、履修上の注意事項や学習上の助言などの項目について明示している（備付-32）。

聖徳大学短期大学部通信教育部は、以下の通り適切に授業を実施している。通信教育部の授業では、配布された教科書を中心に自宅等で学習する「通信授業」と、特定の期間に登校して授業を受ける「面接授業（スクーリング）」に大別される。「通信授業」では自宅で教科書を中心に学習し、その学習成果をレポートにまとめて教員の添削指導を受け合格した後、科目終了試験を受けて合格して単位を修得する。「面接授業（スクーリング）」では、特定の期間、大学に登校して科目担当教員から直接授業を受ける方式と、自宅でDVD を視聴して授業を受ける方式があり、共にスクーリング試験に合格して単位を修得する。スクーリングの実施は夏と春の２期で、一部は 12 月にも実施される（提出-15）（提出-16）（備付-75）（備付-76）。

聖徳大学短期大学部は、保育科及び総合文化学科の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。このことは、具体的には以下のことから明らかである。

聖徳大学短期大学部教員選考基準及び同細則を定めており、教員の採用、昇任に当たっては、教育研究上の実情を踏まえて厳格に運用している（規程集-3）（規程集-4）。教員の教育上の指導能力については、採用、昇任時に教育実績を厳格に評価するほか、毎年 5 月に専任教員全員を対象とした「実績振り返り制度」を実施し、評価している（備付-77）。さらに本学では、学校教育法第 92 条を踏まえ、教員の経歴・教育研究業績により教員を適切に配置し、免許・資格取得に関する主要な授業科目には専任教員を配置している。

保育科及び総合文化学科は、毎年度末にシラバスの改善と合わせて教育課程の見直しを定期的に行っている。平成 30（2018）年度に、ＩＲ室を通じて関係事務局より提供された「カリキュラム・マップ関連データ」は、カリキュラム・マップの領域別の学生の学習

成果の獲得状況をGPAで示したものである（備付-83）。これらは学習成果の獲得を測定する仕組みを定めたものであり、学科教員で共有し、分析している。また、学生に対してシラバスに記載されている学習成果に関し、「学習成果の獲得実感に関する学生アンケート」を一部科目で実施し、学生の視点から見た学習成果の獲得状況についても測定を行うことで、その多面的な把握に努めている（備付-73）。それらの学習成果の分析・検証結果に基づき、年度末に関連科目の教員が会議を行い、その結果を教育課程の見直しに役立てている（備付-78）。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教養教育の内容と実施体制が確立している。

（2）　教養教育と専門教育との関連が明確である。

（3）　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3の現状＞

短期大学部は、学習成果を体系的に達成するために、全学共通科目と専門教育科目の教育課程を編成している。全学共通科目は「聖徳教育」、「教養科目」、「外国語科目」等から構成され（提出-9 p.8）、「聖徳教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「小笠原流礼法基礎講座」、教養科目の「社会貢献の理論と実践」、「地域貢献活動の実践」を必修としている。また、その他の教養科目も自由に選択することができる（提出-9 p.8、 p.14、pp.31-53）。

教養科目の選定にあたっては、原則として専任教員全員が毎年、「教養科目授業計画（シラバス）執筆要領」にのっとり教養科目のシラバスを執筆し、教務委員会に提出している（備付-79）。提出されたシラバスの内容を教務委員会で検討し、開講となる教養科目を決定しており、実施体制を確立している（備付-80）。

教養教育のキーワードは、「和」（調和）、人間性、自立（精神的な自立である高い倫理性と知的な自立である学際的多面的洞察力）、問題解決能力である。教養教育は、聖徳教育の人間教育をより豊かにするとともに、豊かな教養をともなった専門性の育成につながるものである。

教養とは一人ひとりが自らの生き方を主体的に打ち立てる力を培う支えとなるものであるとの考えのもとに、「自分を見つめ・拡げ・伝える」、「自然・社会・科学技術を考える」、「心とからだの美的本質を追求する」の三つのカテゴリーを設けて、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力を育むようにしている。これは専門教育にも通じるものであり、専門教育の中でも教育方針として明確に打ち出している。さらに、大学に対し、研究、教育のほかに地域貢献の機能が求められるようになっている。このような現状に鑑み、地域貢献に関する科目「社会貢献の理論と実践」、「地域貢献活動の実践」（２単位）を設置している（提出-9 p.８）。

教養教育の効果の測定・評価に関しては、保育科及び総合文化学科では学生全員が受講する地域貢献に関する上記２科目について、コンピテンシー到達度評価、振り返りシート等で教育の効果を測定し、改善に取り組んでいる（備付-81）（備付-82）。さらに、平成

30（2018）年度からは、ＩＲ室を通じて関係事務局が提供した「カリキュラム・マップ関連データ」も改善のために活用できる仕組みとなっている（備付-83）。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科･専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

（2）　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学は、独自の「キャリア教育」により専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制を確立している（提出-1 pp.86-87）。キャリア教育では、①豊かな教養・情操 ②社会人として活躍できる基礎学力・技能 ③他者と理解し合うコミュニケーション力 ④仕事を進める上で必要なプレゼンテーション力（発信力）⑤社会的評価の基盤となる実行力（実践力）を育成することを目標とし、年間計画に基づき、教科担当、担任、キャリア支援課が連携をとって実施している（提出-1 pp.86-89）（備付-84 pp.20-22）。

職業教育の効果の測定・評価については、専門教育、教養教育全ての授業科目について半期に一度、学生による授業アンケートを行っているほか（備付-62）、毎年３月に卒業予定者を対象に「卒業生の意識調査（アンケート）」を実施し、「学生生活において次の能力や知識が習得できましたか」というアンケート項目を設定し、社会人として必要な教養、コミュニケーション能力など、16 項目の質問項目により、学生の自己評価の測定と検証を行っている（備付-85）。

さらに、各学科においても、下記の通りそれぞれ職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

平成 29（2017）年６月に、就職実績のある幼稚園・保育所 104 園、実習の指定園 450 園の園長（所長）へ「卒業生に関するアンケート」を実施し（回収率 87%）、「キャリア教育」の成果の測定・評価を行い、その成果を平成 30（2018）年度において学科の職業教育の改善に活かしている（備付-87）。

平成 30（2018）年度は、本学に求人票を提出している幼稚園、保育所、認定こども園等を対象に保育科及び児童学部卒業生に対する意見や、本学の教育に関する意見を伺うための「就職先アンケート」を実施し、その結果も職業教育の改善に活用している（備付-43）（備付-88）。

さらに、平成 30（2018）年８月～9 月に、保育科及び児童学部卒業生（2013 年～2018 年卒）を対象に、社会にでて学習成果をどのように感じているかのアンケートをウェブで実施し、その成果も活用している（備付-89）。

総合文化学科は、「キャリアスタディ」の授業で、学科が独自に開発した「気づきノート」を作成し、学生が授業終了時に内容のサマリー、自分の意見を記述することを義務付けている（備付-90）。これを毎回、学科の教員がチェックしてコメントをつけて返却して

いる。また、半期ごとに学科で独自に開発した「コンピテンシー到達度調査」を実施し、教育の効果を測定し、改善に役立てている（備付-91）。この結果は学生自身にも自己認識できるように返却するとともに、学科で開発した「コンピテンシー開発ガイドブック」を使って学生が自律的に能力開発するようにアドバイスしている（備付-92）。

［区分　基準Ⅱ-A-5　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
（2）　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
（3）　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
（4）　入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
（5）　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
（6）　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
（7）　アドミッション・オフィス等を整備している。
（8）　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
（9）　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

保育科は、保育科の教育目標を理解し、カリキュラムの学習に積極的に臨むことのできる人として、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の中で具体的に、次のような知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度、明確な目標をもつ人を求めることを学生募集要項などに明記している（提出-11）（提出-12）。

保育科第一部・第二部　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

１．教育、保育、福祉に関心をもち、保育者になる意欲がある。
２．子どもや子どもを取り巻く環境に関心をもち、自分の考えを述べることができる。
３．文章を理解し、考え、それをまとめる力を身につけている。
４．身体表現、造形表現、音楽表現等の活動を積極的に楽しむことができる。
５．グループ学習、課外活動やボランティア活動等で、仲間と協働して学習ができる。

また、総合文化学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）における学習成果で示した目的を理解し、達成できる資質をもった人として、次のような入学者を求めることを学生募集要項などに明記している（提出-11）（提出-12）。

総合文化学科　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

１．二年間の学修を継続するための基礎知識をそなえ、情報機器の基本的操作技能を学んでいる人。 ２．文章を読解し表現する日本語運用力、数的処理を含む論理的思考力が認められる人。 ３．ボランティア活動、サークル活動などの経験を通じて地域貢献への関心をもつ人。 ４．クラブ活動等に主体的に参加し、他者と協働するコミュニケーション能力を備えた人。

これらは短期大学部及び各学科での学習成果に対応する基本的な要素であり、入学者受入れの方針として入学前の学習成果の把握・評価を明確に示す内容となっており、各学科の入学志望者に対し、ＡＯ入試、推薦入試、特別入試、一般入試等、多様な入学者選抜において評価・判定の基準としている（提出-11）（提出-12）。

また、高大接続の観点から、ＡＯ入試、推薦入試、特別入試、一般入試等における入学者選抜試験において、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度などが備わっているか否かについて面接などを活用しながら判断・評価しており、推薦入試等ではこれらを判断するルーブリックを作成・活用するなど、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している（備付-93）。

授業料その他入学に必要な経費については、募集要項やウェブサイトの情報公開ページ等に明示している。また、入学センターとＡＯ入試研究センターがアドミッション・オフィスとして機能し、受験の問い合わせは入学センターが専用のフリーダイヤルを設置し、一括して対応する仕組みを構築している（提出-11）（提出-12）。

上記のような入学者受入れの方針を含めた本学の入学者受入れの態勢や取り組みについては、教職員による学生募集活動（高校訪問・高校内ガイダンス等）を通じ、高等学校関係者の意見を聴取している。また、高等学校校長等を招いた外部有識者会議において意見聴取を行い（規程集-2）（備付-69）（備付-70）、定期的に点検を行っている。

さらに本学は、毎年附属の小学校・中学校・高等学校の教員と大学教員が一同に会し、園長・校長の講話を通して、学園の教育方針をよく理解し決意を新たにし、附属学校と大学との連携研修を通して、一貫教育学園の教員としての資質・意識を高めるための「小中高大連携教員合同研修会」を実施しており、高等学校関係者をはじめとした多くの学園関係者との意見交換の場を設け、教育の質の向上に努めている（備付-94）。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果に具体性がある。

(2)　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

(3)　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

保育科は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、三つの教育目標とその教育目標達成のための五つの具体的な学習成果を明示している。総合文化学科は、四つの教育目標と教育目標達成のための四つの学習成果を明示している。両学科ともに学習成果を得るために、教育課程は大きく「全学共通科目」と「専門教育科目」で編成している。保育科は、「次代をつくる“保育のエキスパート”」という保育者像のもとに、全学共通科目と専門教育科目を体系的に習得するための教育課程を編成し、それをカリキュラム・マップに示している。（提出-9 pp.20-24）総合文化学科においても、11 のブランチごとに教育課程を編成し、それぞれカリキュラム・マップに示している。（提出-9 pp.56-77）両学科ともに、教員は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連やカリキュラム・マップ上の位置づけとともに、明確で具体的な学習成果を掲載したシラバスを作成している（提出-13）。このことからも各学科の教育課程の学習成果には具体性があると言える。

保育科及び総合文化学科は、以下の通り、学習成果は一定期間内で獲得可能である。

［保育科］

保育科の専門教育科目の多くは、幼稚園教諭二種免許状取得、保育士資格取得のための必修科目である。従って、シラバスに掲載している各専門科目の授業計画は文部科学省、厚生労働省の指導に従った内容で構成している。原則として、すべての科目について 15 回の授業回数を確保しており、教員は 15 回の授業で学習成果をあげるために綿密な授業計画・内容を作成している。「幼児教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」のような同系統の科目間では、教員間で連携を取り合って授業内容の重複を避けることに努めている（備付-78）。「音楽Ⅰ」のように、同一科目を複数の教員が担当する場合は、同じシラバスで授業を進め、同一基準で評価するように努めている。実習指導や「音楽Ⅰ」では、個別指導も充実している。さらに選択必修科目を設けることにより、学生は自分の関心や能力に応じて学習を進めることができる。保育科第一部の平成 30（2018）年度卒業学生の修業年限卒業率は 95.1%、保育科第二部の平成 30（2018）年度卒業学生の修業年限卒業率は 93.8%であり、学習成果は一定期間内で獲得可能である。

［総合文化学科］

総合文化学科の卒業必要単位数は、全学共通科目 17 単位以上と専門教育科目 50 単位以上で、合計 67 単位以上となっている。さらに専門教育科目は、一つのブランチの 28 単位の卒業必修科目、10 単位の学科共通科目、2 単位の「環境論」、10 単位以上の選択科目で構成している。選択科目 10 単位以上については、全ブランチの科目や本学四年制大学の科目も履修することができる。

また、免許・資格科目を専門教育科目に組み込んだブランチにおいては、複数資格を取得することも十分可能である。なお、総合文化学科の平成 30（2018）年度卒業学生の修業年限卒業率は 96.4%であり、学習成果は一定期間内で獲得可能である。

保育科及び総合文化学科は、教員はシラバスの「到達目標と学習の成果」を目指して「授業計画」を作成し授業を行い、「評価の要点」を踏まえて「評価方法と採点基準」に従って学生が獲得した学習成果を厳格に評価しており、学習成果は測定可能である。

さらに平成 30（2018）年度より、カリキュラム・マップ上の科目群を単位として、科

目群ごとに獲得を目指す学習成果とその測定手段を定めた「学びで得られる成果（SLO's）」を活用している。

これによって、学習成果をより測定可能な形で設定するとともに、その測定・評価の結果に基づくフィードバックを行う仕組みを構築している。具体的には、学生個人の科目群毎の GPA の分析・検証により、個々の学生のカリキュラム上の得意分野、不得意分野を抽出し、得意分野の能力増強や不得意分野の改善に役立てる等、定量的に測定した学習成果をフィードバックする仕組みを定めている（備付-43）（備付-71）。

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

（2）　学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

（3）　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みについて、保育科及び総合文化学科は、GPA 分布、単位取得状況、免許・資格課程取得状況、卒業率、就職率、コンピテンシー到達度調査等で総合的に把握している。特に自立性・成熟性、職業観・意思決定力、コミュニケーション・チームワーク力、業務遂行力、情報活用力等の能力を示すコンピテンシー到達度は、2 年間の教育の成果を明確に示す指標として位置づけており、半期ごとに調査、学生の能力推移を示すポートフォリオとして活用している（備付-81）（備付-91）（備付-95）（備付-96）（備付-97）（備付-98）。

このコンピテンシー到達度調査のポートフォリオは、学生が自らのコンピテンシーがどれぐらい伸びたのか、もしくは伸びていないのかの状況を自己認識し改善する（能力アップを図る）ツールとして活用している。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定した結果については、「卒業生の意識調査報告」に記述し公表しているほか（備付-85）、とくにコンピテンシーの到達度については不足項目について改善を図るように伝えたり、具体的な対策を記述したうえで、「コンピテンシー開発ガイドブック」とともに学生個人にフィードバックしている（備付-92）。

学習成果の獲得状況を定量的に示す GPA の活用については、教育支援課より学期ごとに保護者に学生の GPA が記載された単位修得成績表を郵送し、保護者による修学状況の把握に役立てている（備付-100）。担任は自分のクラスの学生全員の GPA を把握し一覧を保管しており、学生の学習指導に活用している（備付-95）。キャリア支援課は、企業への就職や公務員試験への対応に GPA 評価を活用している。また、卒業時に GPA を用いて、

成績優秀者に対して学長賞、奨励賞、努力賞等の表彰をしている（備付-101）。両学科ともに学生に各種免許・資格を取得することを推奨しており、オリエンテーション等で学生に免許・資格取得のデータをもとに指導をしている。両学科に共通する科目「社会貢献の理論と実践」「地域貢献活動の実践」では、学生は自らの学習成果をポートフォリオや振り返りシート等に集積しており、自己の学習の過程を確認することに役立てている（備付-81）（備付-82）。１年次の導入教育の一環として４月に実施する一泊二日のＦＣ（Freshmen Camp）、１年次８月に実施する三泊四日の学外研修Ⅰ（志賀高原）、２年次６月に実施する六泊七日の学外研修Ⅱ（北海道）において、研修旅行の成果についてルーブリックを用いて学生が自己評価を行っている（備付-102）（備付-103）（備付-104）。

本学では、学生部が毎年、4 月に入学生とその保護者を対象に意識調査を実施しており、報告書「新入生の意識調査報告」「保護者の意識調査報告」としてまとめ、入学生の指導に活用している（備付-105）（備付-106）。また、３月には卒業予定学生を対象に、「卒業生の意識調査」を実施している。質問項目の中に多くの学習成果の獲得状況に関する質問が含まれており、その集計結果を次年度の学生指導に活用している（備付-85）。学生は、全学共通科目である「聖徳教育Ⅲ」の授業を通じて、学内ウェブポータルシステム（SEITOKU Design Chart）に学習の成果を記録することにより、学習過程を振り返り、自己の成長を確認することができる（備付-107）。毎月開催する附属学校連絡会（学園の全管理職が集合する会議）において、学生の在籍者数が発表され、短期大学部の各科長は学生の在籍状況を把握し、担任と連携を取りながら学生指導に役立てている（備付-108）。毎年３月初旬に卒業率、就職率が教授会、科別会で公表され前年度との比較も示されており、データを活用している（備付-109）。特に、発表された就職率をもとにキャリア支援課と担任で連携し合い、就職未決定の学生の指導を年度末まで継続して行っている。総合文化学科では、ブランチごとに「地域インターンシップ」への参加を呼び掛けているほか、平成 30（2018）年度より地域創生ブランチ、観光・ホテルブランチにおいて「地域インターンシップ」をブランチ必修科目として設定した。

また、「卒業生の意識調査報告」において、全卒業生の学習成果として、「学生生活において次の能力や知識が習得できましたか。」というテーマで、専門分野や学科の知識、コミュニケーション能力、外国語の運用能力、数的処理能力、問題解決能力等、16 の項目についての質問を設定することで学習成果の獲得状況の自己評価による質的評価・検証を行い、学生の自己評価の結果を教職員向けに公表している。さらに、意識調査では、「ボランティア」「授業時間を除く学習時間について」「読書について」「図書館について」等のテーマについての質問項目もあり、学生の学習成果を探るうえで貴重な基礎的データを得ることができ、これらのデータも教職員向けに公表している（備付-85）。さらに、毎年、ウェブサイトで学習成果として、卒業率、就職率の公表も行っている（備付-110)。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2)　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

保育科は、毎年、「幼児教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の期間中に、専任教員が巡回指導をする際、保育科卒業生の評価を聴取している。教員は得られた評価を「訪問（電話）指導報告書」に記入し、報告している（備付-111）。平成 29（2017）年６月に、本学卒業生（児童学部・短期大学部保育科）が就職した幼稚園・保育所の園長へ卒業生に関するアンケートを実施し、その結果を「聖徳大学・聖徳大学短期大学部　卒業生に関するアンケート調査結果」としてまとめ、その結果を平成 30（2018）年度においても学習成果の点検に活用している（備付-87）。また、保育科では、「社会貢献の理論と実践」「地域貢献活動の実践」等の授業科目で、地域の幼稚園、保育所、子育て支援施設の保育者との連携を取り合っており、このような関係施設に就職している卒業生の現況についての情報も得ることができる。全教員が以上のような卒業生の就職先からの情報を共有し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の五つの学習成果の点検に活用している。なお、平成 30（2018）年６月～９月に、キャリア支援課が幼稚園、保育所、認定こども園、施設等の就職先に、卒業生に対する意見や本学の教育に関する意見を聴取するアンケートを実施し、その回答（評価）結果を学習成果の点検に活用している（備付-43）（備付-88）。

総合文化学科の学生の卒業後評価への取り組みについては、企業訪問による採用担当者へのインタビューを実施している。企業訪問は毎年 11 月から３月にかけて学科の教員が分担して実施しており、卒業生の勤務状況などを把握している（備付-113）。さらに、学科で独自に開発した「持続的就業力支援システム」により、卒業生が個別の教員と連絡を取り、転職相談をはじめ各種の相談に対応することができるようにしている。（備付-114）

卒業後の学生からの評価としては、平成 31 年（2019 年）2 月に「聖徳大学短期大学部 総合文化学科　卒業生アンケート」を実施した。ここでは、短大での学びや経験、取得した資格やスキル等が、卒業後の社会生活でどのように活かされているかについて卒業生にアンケートを行い、その結果を学科の教育改善と卒後支援に活かす取り組みにつなげている（備付-112）。

以上の取り組みから得られた成果を、卒業認定・学位授与の方針の四つの学習成果の点検に活用している。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

平成 30（2018）年度には、「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」に基づく三つの方針や教育課程に関する課題抽出の試みを実施した。実施初年度の取り組みで得られた課題や改善項目をふまえ、今後継続して教育課程をはじめとする教育内容全般の改善を行い、教育の質を更に高めていくことが必要である。

また、保育科においては、平成 30（2018）年度に行った教職課程の再課程認定（免許状の所要資格を得させるための課程として認定を受けている教職課程について、平成 31 年４月以降も引き続き教職課程を有するための課程認定）申請や、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について（平成 31 年 4 月 1 日施行）に伴う教育課程変更について、その成果の継続的な検証を行うことが必要である。

総合文化学科においても、専門分野を中心に幅広い関連領域の知識・技能を身につけ、

自らの適性に合った将来像を描けるようにするため、11 あったブランチを「フードマネジメントコース」「図書館司書・IT コース」「国際観光・ホテルコース」「ファッション・造形デザインコース」の 4 コースへ再編を行い教育課程の変更を行った。その成果の継続的な検証を行うことも必要である。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

平成 30（2018）年度より導入・実施している「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」にのっとり、学習成果の測定・検証のための各種データが、毎年６月及び 11 月に関係事務局よりＩＲ室を通じて各学科に提供されている（備付-43）。各学科は提供されたデータや学科で収集したデータに基づき学習成果の測定・検証を行い、そこで得られた教育の質向上のための課題を、次年度の課題として改善に取り組み、年度毎の活動状況のまとめを「内部質保証チェックシート」に自己評価して１月に自己点検・評価委員会に提出している（提出-10）（備付-44）。

このような形でアセスメント・ポリシーに基づき実施した自己点検・評価による課題抽出により、三つの方針や教育課程に関する課題抽出が促進され、学科単位でのカリキュラム・マネジメントに基づく更なる教育内容の改善に取り組んでいる。

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

＜根拠資料＞

提出資料

1　学生便覧　2018、2　聖徳大学短期大学部学則、3　総合案内 2019、4　総合案内 2018、8　教育課程（履修要項）2019 年度、9　教育課程（履修要項）平成 30 年度、10 聖徳大学短期大学部　教育の内部質保証実施規程、11　入学試験要項一式　2019 年度、12　入学試験要項一式　2018 年度、13　シラバス、15　学習のしおり

備付資料

7 導入教育合宿ＦＣ（Freshmen Camp）要項、10　保育科生として学ぶために、26　総合文化学科ウェブサイト https://faculty.seitoku.ac.jp/arts-sciences/、32 授業計画（シラバス）執筆要領、33　成績評価報告書、40　科別会議事録、41　平成 30 年度各種委員会所属一覧、43　学習成果の測定・評価のための提供データ、52 平成 30 年度春学期　成績評価点検実施要領、53　成績評価点検実施報告書、54　（成績評価）実施報告書（総括）、58 ユーザーアカウント管理手順書、62　授業アンケート(学部・短大)、64　学生による授業アンケート―結果の考察、73　学習成果の獲得実感に関する学生アンケート結果、74　DP アンケート結果、78 科目間連携会議録、81 ポートフォリオ（コンピテンシー到達度自己評価）、84　クラス担任マニュアル、85　2018　卒業生の意識調査報告　平成 30 年 3 月調査結果、86　実習課題指導記録、95　クラス別 GPA 一覧、107 ウェブポータルシステム（SEITOKU Design Chart）、113　企業訪問報告書、116 幼稚園実習委員会議事

録、117 保育所実習委員会議事録、118 施設実習委員会議事録、119 保育科新入生オリエンテーション科別指導進行表、120 総合文化学科新入生オリエンテーション資料、121 履修指導関係資料、122 課程登録オリエンテーション資料、123 履修登録案内掲示、125 聖徳大学川並弘昭記念図書館ウェブサイト　URL　http://www.seitoku.jp/lib/index.html、126 ガイダンス実施記録、127 LIBRARY 図書館利用案内、128 図書館利用に関するアンケート結果、129 総合メディア室ウェブサイト　URL　http://kanon.seitoku.ac.jp/center/media/、130 ICT 講習会実施記録、131 入学手続きについてのお願い、132 平成 30 年度　入寮の手引き、133 新入生オリエンテーションプログラム、134 総合文化学科新入生オリエンテーション学科別指導スケジュール表、135 交流会実施要領（教員用）、交流会実施計画（学生用）、136 英語Ⅱ選択説明記録、137 児童文化選択説明会記録、138 実習の手引き、139 学内ウェブポータルシステム（Active Academy）利用の手引き、140 SEITOKU Moodle　URL　https://selms.seitoku.ac.jp/、141 聖徳スタディプログラム、142 学科スタディプログラム、143 平成 30 年度春学期・秋学期時間割、144 2018 年度　音楽Ⅰ学習の手引き、145 学習相談会実施記録、146 ガイドブックウェブサイト URL　https://seitoku.libra.jpn.com/#/home?vtype=shelf&ctype=all&sort=setting&page=1&tags=3&order=desc、147 学習ガイダンス実施記録、148 WEB ガイダンスギャラリー　URL　http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/guidance.html、149 短期大学部通信教育部運営委員会議事録、150 通信教育部ウェブサイト「S-kip」　URL　http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/webform.html、151 通信教育部ウェブサイト「通信教育について」http://www.seitoku.jp/tk/infomenu/shientoseido.php、152 科目修了試験実施記録、153 ピアノ演奏会プログラム、154 「地域貢献活動発表会」「地域貢献活動企画案　発表会」プログラム、155 SEITOKU Academic Literacy 補習記録、156 キャリア実践演習Ⅲクラス編成、157 キャリア実践演習Ⅲ補習、158 FLYING　2018、159 ウェブサイト「学生寮について」　URL　https://www.seitoku.jp/univ/campus_life/dorm/、160 学生寮のご案内、161 保健センターだより「けんこう」、162 平成 30 年度　在学生オリエンテーション資料、163 国際交流委員会会議議事録、164 バリアフリー設備設置位置図、165 ボランティア活動発表会実施記録、166 キャリア支援委員会議事録、167 求人検索ナビ　https://www2.kyujin-navi.com/j-net/MENU/JWP0000.asp?acs=1、168 個人面談実施記録、169 YES, 、170 COMPASS　就職の手引き　2018、171 就職先一覧、172 就職セミナー報告書、173 総合文化学科就職セミナープログラム、175 聖徳大学短期大学部総合文化学科 1 年「保護者懇談会」の開催について、176 学科・専攻別就職状況、177 就職出陣式次第、193 聖徳大学短期大学部の教育プログラムと学びで得られる成果（Student Learning Outcomes）

備付資料−規程集

5　学校法人東京聖徳学園事務分掌規程、6　学園文書処理規程、7　学生表彰細則、8　留学生奨学金（外部団体・内部奨学金）申請にかかる学内推薦者選考細則、9　聖徳大学短期大学部学生の協定校留学に関する規程、10　聖徳大学短期大学部学生の認定校留学に関する規程、11　私費外国人留学生授業料減免に関する規程、12　聖徳大学学生外国留学に関する規程、13　川並奨学金給付に関する規定、14　聖徳大学短期大学部学生生活委員会

規程、15　聖徳大学短期大学部学友会活動支援部会規程、16　東京聖徳学園川並奨学基金規程、17　川並奨学基金運用規則、18　川並奨学金支給事務取扱要項、19　聖徳大学香和会 50 周年記念奨学基金規程、20　聖徳大学・聖徳大学短期大学部 在学特別奨学生規程、21　聖徳大学及び聖徳大学短期大学部＜アスリート・セカンドキャリア支援＞特別奨学推薦入試入学者の授業料減免規程、22　聖徳大学・聖徳大学短期大学部 入試特別奨学生規程、23　聖徳大学短期大学部国際交流委員会規程、24　聖徳大学短期大学部　長期履修学生制度に関する規定、25　ボランティア活動支援部会規程、26　学生ボランティア活動認定制度規程、27　学生ボランティア活動認定制度運用内規、28　聖徳大学短期大学部キャリア支援委員会規程、29　学校法人東京聖徳学園内部入学者の入学金等優遇に関する規程

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2)　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3)　教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教員はシラバス執筆の際、「シラバス執筆要領」にのっとり「評価の要点」「評価方法と採点基準」を記載し（提出-13）（備付-32）、その内容に基づいて学習成果の獲得状況を適切に評価している。さらに、教員から提出された成績評価報告書をもとに、教務委員会が成績評価の結果を点検している（備付-52）（備付-53）（備付-54）。

教員は小テストや確認テスト等の実施により、定期的に学習成果の獲得状況の把握に努めている。担任は、学生の GPA 一覧や学内ウェブポータルシステム（SEITOKU Design Chart）により、学生の学習経過や成績の分布状況、学習成果の獲得状況を把握している（備付-95）（備付-107）。

教員は、「学びで得られる成果（SLO's）」や科目群毎の学生個人の GPA、コースやクラス毎の GPA 平均値等により学生の学習成果の獲得状況を把握･評価している（提出-10）。

春・秋学期の２回にわたり、原則、全ての授業でアンケートを実施し、教員はその結果をもとに授業改善の方策、および学生にフィードバックした結果を含む考察を提出し、授業改善に活用している（備付-62）（備付-64）。

保育科においては、関連科目担当教員間、同一科目担当教員間での教員会議、各実習委員会での会議等での意見交換により授業内容を検討し、教員間の協力・調整を図っている（備付-78）（備付-116）（備付-117）（備付-118）。

総合文化学科においては、学科共通科目「キャリアスタディ」「社会貢献の理論と実践」「地域貢献活動の実践」に含まれる地域貢献活動企画案作成、実践、成果の発表に至るまで、全ての担当教員による、綿密な打ち合わせを行っている（備付-40）。

教員は、教育目標を具現化するために設定された各科目の到達目標の達成状況を、シラバスの内容に基づいて把握・評価している（備付-33）。また、シラバスに記載されている学習成果に関し、学生に対して「学習成果の獲得実感に関する学生アンケート」を一部の科目で実施し、科目の到達目標の達成状況を把握する参考としている（備付-73）。さらには、学生に対して卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記載されている「教育目標」と「学習成果」がどの程度達成され、身についたかを問うアンケートを実施し、教育目的・目標の達成状況を把握する参考としている（備付-74）。このような形で、学習成果の獲得について様々な手法を用いて評価・測定した結果を、教育内容の改善にフィードバックする仕組みを定めている。

学生に対して、学生便覧や教育課程（履修要項）で履修に関する方法を周知している（提出-1 p.43）（提出-9 pp. 2 - 3）。さらに、新入生オリエンテーションにおいてはカリキュラム･マップに基づき、履修に関する説明を行い（備付-10）（備付-84 p.12）（備付-119）、その後は各学生の履修状況に応じて担任が履修指導を行っている（備付-84 p.12）。なお、担任は、学内ウェブポータルシステム（SEITOKU Design Chart）を通じて、学生の履修状況を常に把握し、履修及び卒業に至る指導を個別に行っている（備付-107）。

事務職員は以下の通り、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。教育支援課職員は、全学生の成績管理を通じて学習成果を認識している。学生支援課職員は、「聖徳教育」や奨学金の受付業務等を通じて学生の学習成果を認識している。実習支援課職員は、実習履修基準に達しない学生の抽出、学生の実習評価票の管理等を通じて学習成果を認識

している。キャリア支援課職員は、学生の GPA を参考にして学生の就職支援を行っており、学習成果を認識している。

さらに、平成 30（2018）年度より導入・実施している「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」にのっとり、学習成果の測定・検証のための「成績」、「学籍」、「実習」、「卒業」、「入試」、「就職」、「学生成長度・学生満足度」の各種データを、毎年６月及び 11 月に関係事務局よりＩＲ室を通じて各学科に提供することにより（備付-43）、事務職員は上記に掲げた種々の業務を通じて、教員と連携をとりながら、各学科の学習成果の獲得に貢献している（提出-10）。

それぞれの事務窓口は各学科の教育目的・目標に関わる業務を担当し（提出-1 p.29）、さらに各委員会を通じて事務職員は教員と連携を取り合って教育目的・目標の達成に努めている（備付-41）。従って事務職員は所属部署の職務を通じて各学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生便覧に保育科及び総合文化学科それぞれの学事日程が示されており（提出-1 p.24 p.25）、事務職員は学事日程に基づいて計画的に学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。特に短期大学部の新入生には入学式後の三日間にわたり新入生オリエンテーションを実施しており、事務職員は教員と連携して教育課程の説明、履修計画の作成、履修方法、学生生活に関するガイダンスに関わっている（備付-120）（備付-121）（備付-122）（備付-123）。

また、学生の成績記録は、「学園文書処理規程」に基づき適切に保管している（規程集-6）。なお、成績記録は、電子データとして学内ウェブポータルシステム（Active Academy）のデータベースに保管している。教職員には「ユーザーアカウント管理手順書」に基づき権限を付与したユーザーアカウントを与えている。これにより、業務に携わる担当者がアクセスできるようになっている。また、このデータベースを利用した場合は、システム上にアクセスログを取得するようになっている（備付-58）。

図書館の専門職員は、相互協力サービス、図書館利用に関するガイダンス、レファレンスサービスなどの支援を実施し（備付-125）（備付-126）（備付-127）、学生の学習向上のために支援を行っている。また、図書館ウェブサイトでは図書館利用ガイドを掲載するだけでなく、蔵書の検索・貸し出し予約ができるシステムや購入希望図書を申し込めるシステムを構築し、さらには CiNii や新聞各紙等、合計 14 のデータベースが利用できる（備付-125）。また学生へのアンケート調査を実施し、利便性の向上へ繋げている（備付-128）。

学内のコンピュータの活用については、８室あるコンピュータ演習室（提出-1 p.104）を授業で活用しているほか、学内ウェブポータルシステムを導入し、各種連絡等、学校運営に活用している（備付-107）。コンピュータ演習室のほかにもメディアパーク等に 112 台のコンピュータを設置しており、学生用パソコンの合計台数は 455 台となる。学生は学内に設置されたコンピュータを、レポート作成や自習等に活用している。一般教室には全て有線 LAN が設置され、図書館や学食、一部教室等では無線 LAN も設置されている。これらの機器・設備は情報システム課が定期的に点検・整備を行っている。

教職員は教育課程及び学生支援を充実させるために、学内サイトに掲載されているコンピュータ使用のためのガイドの活用や（備付-129）、総合メディア室が実施する「ICT 講習会」への参加などを通して、コンピュータ利用技術の向上を図っている（備付-130）。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

（2）　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

（3）　学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

（4）　学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

（5）　学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

（6）　学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

（7）　学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

（8）　学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

（9）　必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

（10）　学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

授業や学生生活についての情報は、総合案内やウェブサイト等を通じて広く周知し（提出-3 2019）、更に入学手続者に対しては、個別に「入学手続きについてのお願い」や「入寮の手引き」等を配付して情報を提供している（備付-131 pp.26-27）（備付-132 pp.６-８）。

入学者に対し学習、学生生活のための新入生オリエンテーションを、入学式翌日から三日間にわたり実施している（備付-133）。その中で保育科では上級生との交流会を実施し、先輩学生からの学習成果の披露や授業内容や学習、学生生活の話を聞く機会を設けている（備付-135）。総合文化学科においては、学科別指導の後に、ブランチごとの説明会を行っている（備付-134）。また、保育科と総合文化学科については入学直後の４月初旬に、大学の学びへの転換が早期に可能になると同時に、学習の動機付けになるよう導入教育合宿として一泊二日のＦＣ（Freshmen Camp）を実施している（備付-7）。在学生については、学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた在学生オリエンテーションを年度開始直前に実施している（備付-162）。また、選択科目が開設される時期に合わせ、選択科目説明会を実施している（備付-136）（備付-137）。通信教育部においては、入学式当日に学習ガイダンスを行っている。

学習支援のために、学生便覧（ウェブサイトでも閲覧可能）、教育課程、実習の手引き、

図書館利用ガイド（ウェブサイトでも閲覧可能）等の印刷物を年度当初に配付している（提出-1）（提出-8）（提出-9）（備付-127）（備付-138）ほか、シラバスは学内ウェブポータルシステム（Active Academy）からダウンロードできるシステムを構築している（備付-139）。また SEITOKU Moodle では、学習支援のための動画を配信している（備付-140）。

入学予定者に入学前準備教育を実施し、添削した上でフィードバックを行っている（備付-141）（備付-142）。

入学後については、文章構成力を養う科目「SEITOKU Academic Literacy Ⅰ」、ならびに論理的思考力を養う科目「SEITOKU Academic Literacy Ⅱ」の評価が一定基準以下の、基礎学力が不足していると思われる学生に対しては、聖徳ラーニングデザインセンターで補習授業を行っている（備付-155）。

保育科においては、入学後、必要な学生に対しては、ピアノ初心者を対象とした「ソルフェージュ授業」を実施し、さらには、ピアノの特別補習授業、時間外でもピアノ指導を受けられるピアノクリニックの制度を設けている（備付-143）（備付-144 p.21）。また、幼児教育実習、保育実習において学生の抱える不安や心配に対して、それらを緩和し、意欲的に実習に取り組んでいくことができるよう、個別指導を行っている（備付-86）。総合文化学科においては、基礎学力養成のために「キャリア実践演習Ⅱ」「キャリア実践演習Ⅲ」を設置し、「キャリア実践演習Ⅲ」では能力別のクラス編成を行い教員が分担し担当しており（備付-156）、学習成果の獲得に向け基礎学力が不足する学生に対しては補習授業等を行っている（備付-157）。

学習上の悩み等の相談に対応するために、全教員がオフィスアワーを設定し、出校日予定表に記載し研究室前に掲示することにより周知している（備付-84 2018　p.59）。また、学内ウェブポータルシステム（SEITOKU Design Chart）を通して担任に相談・質問のできるシステムを構築している（備付-107）。さらに、学生は学内限定サイトより、兼任教員も含めた教員の出勤状況を把握できるようになっており、担任や科目担当教員への接触や相談を容易にする体制が整っている。さらに、聖徳ラーニングデザインセンターは学習上の悩みなどの相談窓口として、語学教育センターは英語学習の悩み相談窓口としても機能しており、学生便覧等で周知している（提出-1 p.51）。保育科においては、ピアノに関する不安や練習方法に関する疑問については、ピアノ相談室を設け、随時、相談を受け付けている（備付-144 p.21）。通信教育部においては、学生からの質問は通信教育学務課が窓口となり質問を受け付け、教員は通信教育学務課を通して学生に回答している（提出-15 p.83）。また、適宜、学習相談会を開催している（備付-145）。

通信教育部保育科においては、学習支援のためのガイドブック等を配付し、本学ウェブサイトにも公開している（提出-15）（備付-146）。また、スクーリング等に合わせて、レポートの書き方やピアノ練習法に関する学習ガイダンスを行っており（備付-147）、学生がこの時の様子（動画）をウェブサイトで常時視聴できるシステムを構築している（備付-148）。さらに、本学の e-learning システム（通称　SEITOKU　Moodle）利用して、演奏のポイントをまとめた音楽実技の映像の配信も実施している。学生は手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレットを見ながら、オンラインでの練習が可能となっている。さらには、毎月、補助教材「聖徳通信」を発行・送付している。レポートについては、郵送による添削指導を行っており（提出-15 pp.31-34）、令和元年度からは、Web フォーム「S-kip」

を使用しウェブサイト上においてもレポート提出・添削指導を行っている（備付-149）（備付-150）。図書館やピアノ練習室については、通学生と同様に利用でき（備付-151）、科目終了試験や学習相談会については、遠方の学生にも配慮し、全国各地（科目終了試験は延べ 34 都市、学習相談会は延べ 20 都市）で実施するなど、学習支援の体制を整備している（備付-145）（備付-152）。

語学教育センターでは、保育英語検定受検のための支援を行い（提出-1 p.51）、学内で受験できるシステムを構築している。成績優秀者に対しては学則ならびに学生表彰細則にのっとり学長賞・奨励賞・努力賞として表彰しているだけでなく、成績が伸びた学生も激励賞として表彰している（提出-2 第 15 章 64 条）（規程集-7）。保育科においては、ピアノの進度が速い学生への配慮として、必修課題曲が終了した学生には難易度の高い課題曲を提供しているほか、任意で受けられる「ステップ・アップ・テスト」の制度を設け、共に評価へ反映させている（備付-144 pp.17-18）。さらには、オーディションに合格した学生が出演できる「ピアノ演奏会」の機会を設けている（備付-144 p.13）（備付-153）。また、公務員対策講座を開設し、公務員を目指す学生に対して受講を勧めている。

総合文化学科では「社会貢献の理論と実践」の終了後に「地域貢献活動企画案発表会」を、「地域貢献活動の実践」の終了後に「地域貢献活動発表会」を実施しており、学習成果の評価に対応した表彰制度を設けている。「地域貢献活動発表会」には、松戸市職員が審査員として参加し､それぞれの発表内容を評価したうえで､松戸市長賞を授与している。また、「地域貢献活動発表会」出席者による投票で最優秀活動賞、優秀活動賞を授与している（提出-13）（備付-26）（備付-154）。

留学生に関しては、私費留学生特別入試ならびに私費留学生特別奨学入試を毎年実施している（提出-11）（提出-12）。留学には協定校留学と認定校留学があり、留学に関する規定は学則に定められている（提出-1 pp.139-140）（提出-2 第４章 30 条）（規程集-8）（規程集-9）（規程集-10）（規程集-11）（規程集-12）（規程集-13）。しかし過去５年間について、留学生の受入れ及び留学生の派遣の実績はない。

地域貢献活動に関する授業２科目「社会貢献の理論と実践」ならびに「地域貢献活動の実践」に関連し、学生に対し定期的に「コンピテンシー到達度自己評価」を実施することにより学習成果の変化を点検し、その後の学習支援の方策を検討している（備付-81）。

保育科においては、学習や実習で課題がある学生については、科別会や実習委員会で関係事務局よりＩＲ室を通じて提供される「学習成果の測定・検証のための提供データ」や各実習先からの評価票に記載されている所見等、学習成果の獲得状況の量的・質的データを共有し、指導方法を点検し、改善を検討している（備付-40）（備付-43）（備付-116）（備付-117）（備付-118）。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のために、教職員による学生生活委員会や学生に関わる事務局を組織し、これらと連携しながらクラス担任が中心となり、学生の生活支援を行っている（提出-1 p.52-57）（備付-84 2018 pp.35-42）（規程集-5）（規程集-14）。

クラブ活動や聖徳祭（学園祭）等の学園行事、学友会などは学生支援課が窓口となって担当教員と共に支援を行っているほか、学生便覧や学友会発行「FLYING」、在学生のための情報誌「Wa」、掲示板を通して全学生に対し学生が主体的に参画できる活動の周知を組織的に行っている（提出-1 pp.93-99）（備付-158）（規程集-14）（規程集-15）。

学生の健康に配慮して五つのタイプの異なる学生食堂があるだけでなく、昼食時には弁当販売も行われている（提出-1 pp.121-123）。また、学生生活における日常生活に必要な規定用品、文房具、書籍などの学用品をはじめ、日用品、食品などを取り扱う売店として三越直営店「ジャンティ」を設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮している（提出-1 p.121）。なお、食堂のうちレストラン「リリブ」は、18 時 15 分から開始される芸術鑑賞会「シリーズコンサート」が開催される日は 18 時まで営業し、学生の健康に配慮している（提出-1 p.122）。

宿舎が必要な学生への支援として三つの学生寮を設置しており、全ての寮に管理人・管理補助が常駐し、教職員による学寮委員会や学生支援課学寮グループと連携しながら学生支援を行っている（提出-3 pp.97-98）（備付-132）（備付-159）（備付-160）。

本学は最寄り駅である JR 松戸駅より徒歩５分の立地にあり（提出-3 p.114）、学生は徒歩通学が可能であるため、交通事故防止を目的として自動車、自動二輪車、自転車等による通学を禁止している（提出-1 p.57）。そのため、通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置の必要は無い。なお、一箇所の寮については、最寄り駅までの通学バスを運行している（備付-132 p.３）。他の寮は最寄り駅、または大学まで徒歩圏内であるため（備付-160）、通学バスの運行の必要は無い。

学生への経済的支援のために、日本学生支援機構奨学金のほか、本学独自の制度として、

在学特別奨学生や聖徳学園川並奨学基金、聖徳大学後援会奨学助成の制度を設け、学生支援課が窓口になり支援を実施している（提出-1 pp.134-138）（規程集-8）（規程集-13）（規程集-16）（規程集-17）（規程集-18）（規程集-19）（規程集-20）。また、入学金や授業料が減免になる入試特待制度を実施している（提出-3 pp.101-102）（提出-11）（規程集-21）（規程集-22）。さらに、地方公共団体や企業等の奨学金についても、学生に紹介している（提出-1 p.138）。

学生の健康管理のために保健センターを設置し、保健室にて応急処置等の対応を行っているほか、年３回保健センターだより「けんこう」を発行して健康に関する情報を発信している（提出-1 pp.120-121）（備付-161）。保健センターにはスタッフが常駐しており、健康相談室を設置し、健康相談、栄養相談等の業務を担当しているほか、心の相談室を３室設置し、学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている（提出-1 p.120）。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取については、卒業予定者に対するアンケート「卒業生の意識調査」を実施しているほか（備付-85）、ハラスメントの相談窓口や学内２か所に「提案箱（Campus Suggestion Box）」を設置し、学生の意見や要望の聴取に努めている（提出-1 pp.82-84）（備付-162 p.4）。本学はクラス担任制をとっており、クラス担任との個人面談も、学生の意見や要望の聴取の場となっている（備付-84　p.10）。

留学生については、国際交流委員会、学生支援課国際交流グループ、担任の連携により留学生の学習及び生活を支援する体制を整え、留学生フレンドシップパーティーや留学生壮行会等の行事を行っている（備付-163）（規程集-12）（規程集-23）。さらに、留学生は日本語教育の一環として、帰国子女科目の受講が可能である（提出-9 p. 9）。

社会人受け入れについては、通信教育部保育科を設置し、積極的に行っている。また保育科では「主に働きながら学ぶ社会人を対象（学則）」とした第二部を設置している（提出-2 第１章　第１条の２）。さらに、社会人学生のために、保育科及び総合文化学科では社会人特別入試とアスリート･セカンドキャリア支援特別奨学推薦入試を実施している（提出-11 平成 31 年度　社会人特別入試とアスリート･セカンドキャリア支援特別奨学推薦）ほか、科目等履修生の受け入れ（提出-2 第 13 章　57 条）、公開講座の開設等を行い（提出-2 第 16 章　67 条）、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

バリアフリーへの対応はスロープや福祉対応エレベーターの設置など、校舎の主な部分で完了している（備付-164）。また、運動能力、視力、聴力、言語などで学校生活に支障がある学生に対する支援は健康相談室が中心となり行っており、障がい者を受け入れる体制は整えられている（提出-1 p.120）。

短期大学部は従来、長期履修学生を受け入れる体制を整えていなかったが、保育科第一部、総合文化学科においては長期履修学生を受け入れる体制を整え、令和元年度入学生から募集を行っている（提出-3 p.69,74）（規程集-24）。

学生の社会的活動については、学生生活委員会ボランティア活動支援部会と学生支援課が中心となり、ボランティア活動認定制度により学生の社会的活動を積極的に評価・認定している（提出-1 pp.99-100）（規程集-25）。さらに、地域・社会に対する積極的な貢献を行った学生については、学則ならびに学生表彰細則にのっとり表彰している（提出-2 第 15 章 64 条）（規程集-26）（規程集-27）。また、保育科ならびに総合文化学科は「社会

貢献の理論と実践」「地域貢献活動の実践」を必修科目とし、地域貢献活動を授業に取り入れ、単位化している（提出-9 p.８）。なお、ボランティア活動の成果発表の場として「ボランティア活動発表会」を年１回開催している（備付-165）。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

（2）　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

（3）　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

（4）　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

（5）　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

就職支援のために、教職員で構成しているキャリア支援委員会ならびにキャリア支援課を組織し、担任と連携して活動している（備付-41）（備付-166）（規程集-5）（規程集-28）。なお、卒業年次の担任教員は全員キャリア支援委員会に所属し、学生の就職支援を組織的に行っている。また求人情報について、掲示板やファイルのみならず、ウェブサイト上に求人データベース「求人検索 NAVI」を開設し、学生が求人情報を検索する際の利便性を高めている（備付-167）。

キャリア支援課に隣接している BISOCIE ルーム等を活用し、事務職員が学生便覧記載の「就職に関する主な年間スケジュール」に従い、就職ガイダンスや個人面談等、学生の就職支援を実施している（提出-1 p.89）（備付-168）。また、教育・保育向け就職ガイドブック「YES,」や一般企業向け就職の手引き「COMPASS」を配付し、就職支援に活用している（備付-169）（備付-170）。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援としては、「聖徳夢プロジェクト」として、「文章構成力」「論理的思考力」「キャリアデザイン力」などを育成する必修科目を配置し（提出-9 pp.14-17　pp.32-53）（備付-193）、就職支援に繋げている。

保育科においては、保育科教員とキャリア支援課の連携により、公務員対策講座やガイダンス等を実施している。さらには、卒業生と在学生との懇談会「ようこそ先輩」や、「就職出陣式」の開催により、在学生の就職に対する意識を高め、就職支援に繋げている。なお、保育科の学生は全員が幼稚園教諭二種免許または保育士資格を取得し、ほとんどの学生が免許・資格を活用して就職している（備付-171）。

総合文化学科は進路支援のため「就職セミナー」（備付-172）（備付-173）、「学生との個別面談」、「教員による企業訪問」（備付-113）、「保護者懇談会」の四つの体制を整備している。「就職セミナー」は春学期（２年生対象）、秋学期（１年生対象）の年２回開催し､社会人として活躍している卒業生や就職の内定した学生を講師として就職体験、業務の内容について話を聞く機会としている。「個別面談」は担当の学科教員を決め、進路に関する学生の相談に継続的に応じるようにしている。さらに、大学、専門学校への進

学希望者には内部進学（聖徳大学）、外部進学（聖徳大学以外の教育機関）に分けて教員の担当者を配置し、学生の相談に応じている。「企業訪問」は、総合文化学科の教員が年１回、学生が就職した実績のある企業を中心に訪問し、就業後の学生の動向を調査している。「保護者懇談会」は短期大学で実施しているものとは別に学科独自に年１回開催し、キャリア支援課と連携しながら保護者へ就職に関する情報を提供するなど、家庭と大学が協力した就職支援を行っている（備付-175）。

年度当初の教員会で配付される前年度の就職状況に関する資料「学科・専攻別就職状況」を、学生の就職支援に活用している（備付-176）。

短期大学部専攻科への内部進学、聖徳大学３年次内部編入学（看護学部を除く）の制度を設け、進学に対する支援を行っている（提出-1 pp.90-91）（提出-3 pp.105-106）。保育科では９月に実施された就職出陣式において、卒業年次生に対して専攻科への進学、聖徳大学への編入学に関する説明会を実施している（備付-177）。また専攻科への内部進学者、聖徳大学への内部編入学者への入学金減免制度を設けている（規程集-29）。留学については学生支援課が窓口となって支援する態勢を整えている（提出-1 pp.139-140）。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

総合文化学科の就職率は近年上昇してはいるものの、更に就職率を上げていく努力が必要である。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

総合文化学科は、学生の就業意識を向上させるために、平成 28（2016）年度より「キャリアスタディ」の授業内容を充実させた。また、学生に就業意識を自覚させるために、コンピテンシー到達度自己評価システムを構築し、就業力アップのための「コンピテンシー開発ガイドブック」を作成し、学生に配布した。また、キャリア支援課が担任を通じて学生の進路状況調査を実施し、その結果を基に、キャリア支援課職員、担任、学生の三者面談をして就職に向けたアドバイスをする体制を築いた。その結果、平成 30（2018）年度の就職率は 94.2%に達した。

以前からの懸案事項であった通信教育部における Web フォームを利用したレポートの提出・添削については、平成 31（2019）年４月より実施している。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

第１に、「教育課程（履修要項）」「授業計画（シラバス）」にも学位授与の方針を記載する。そしてオリエンテーション時等に、「教育課程」「授業計画」の説明の際、学位授与の方針についてさらにわかりやすい説明をする。

第２に、全教員が「教育の質マニュアル」に則って担当科目のシラバスを見直し、学生がさらに興味を持って活用できるようなシラバスを作成する。

第３に、保育科において、「音楽Ⅰ」「実習」での補習授業を早期より開始し、退学者、留年生の減少に努める。

第４に、保育科及び総合文化学科では、学生の卒業後評価の取り組みを計画的に行い、その成果を学科の学習成果の点検に役立てる。保育科は、平成 24 年度中に、幼稚園実習、保育所実習で教員が実習園に訪問した際、卒業生の評価を積極的に聴取し、聴取した結果を学科で分析する。また、実習指導を依頼している幼稚園、保育所の実習担当者との「実習研究協議会」を定期的に開催する。総合文化学科は、平成 24 年度中に、卒業生の評価を聴取する企業を拡大し、聴取した結果を学科で分析する。さらに、卒業生に対する支援システムを充実させる。

第５に、入試によって合格の時期が異なるので、入学予定者には適宜、有用な学生生活の情報を提供する。

第６に、学科の学習成果をさらに高めるために、学科単位のＦＤ活動を実施する。現在は、参観教員の専門分野を限定しない「一般公開授業」と同一専門分野の教員間で行う「研究グループ授業」により一定の成果をあげている。学科が抱える課題を解決し学習成果を高めていくためには、例えば、学科教員全員が共通の課題をもって同一の授業を参観し、話し合いの機会を持つことが必要である。特に保育科は実習指導、総合文化学科は「基礎ゼミ」について検討する。

第 7 に、総合文化学科において、平成 23 年度の学生の就職活動及び就職支援の反省を踏まえ、雇用情勢の悪化という状況の中で、就職内定率を上げるための対策を学科及びキャリア支援課との連携のもとに立て、実行する。併せて各ブランチの問題点を抽出し、学科の未来像について検討する。

第８に、長期履修生の受入れの是非について、学科ごとに検討する。

行動計画の実行状況

１．　三つの方針は、「教育課程（履修要項）」「授業計画（シラバス）」（平成 27（2015）年度からは必要なシラバスをウェブサイトからダウンロードする方式に変更されたため、掲載されていない）、「学生便覧」にも記載し、さらに教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。そして、学生にできるだけわかりやすいことばを用いて説明することを心掛けている。

２．　全教員が「シラバス執筆要領」にのっとり、シラバスを見直し、担当教科の質を保証するための査定（アセスメント）を行っている。教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いるようにしている。

３．　保育科のピアノの授業については、ピアノ初心者を対象とした「ソルフェージュ授業」を取り入れている他、ピアノの特別補習授業の時間を時間割に明記し、ピアノ進度が一定基準以下の学生全員に受講を義務づけている。さらには、ピアノに関する不安等に対応する「ピアノ相談室」や時間外でもピアノ指導が受けられる「ピアノクリニック」の制度を設け、これらは随時対応している。これらにより、ピアノ実技試験が不合格になる学生が減っている。また、実習に関しては、各実習の事前指導のみならず事後指導も含め、実習指導の在り方、特に各実習の指導内容の連携について、実習指導委員会（学科長、実習指導統括、各実習指導委員会の主任・副主任の会議）を中心に検討を行い、実習に不安を抱えている学生に対して、実習指導の個別補習を実

施することにより、実習評価が不合格になる学生が減っている。

４．　学生の卒業後評価の取り組みと、学科の学習成果への点検への活用については、平成 29（2017）年６月に、本学卒業生（児童学部・短期大学部保育科）が就職した幼稚園・保育所の園長へ卒業生に関するアンケートを実施し、その結果を「聖徳大学・聖徳大学短期大学部　卒業生に関するアンケート調査結果」としてまとめ、その結果を平成 30（2018）年度においても学習成果の点検に活用した。さらに、保育科では、「社会貢献の理論と実践」「地域貢献活動の実践」等の授業科目で、地域の幼稚園、保育所、子育て支援施設の保育者との連携を取り合い、このような関係施設に就職している卒業生の現況についての情報も得ている。また、平成 30（2018）年 6 月～9 月に、キャリア支援課が幼稚園、保育所、認定こども園、施設等の就職先に、卒業生に対する意見や本学の教育に関する意見を聴取するアンケートを実施し､その回答（評価）結果を学習成果の点検に活用している。

５．　入学予定者が入学後の学生生活に適応できるようにするために、各学科のウェブサイトの情報や、ツイッター公式アカウントによる情報発信、総合案内における学生生活の紹介の情報を充実させている。

６．　教育の質を高めることを目的とした学科単位のＦＤ活動を、春学期・秋学期にそれぞれ１回ずつ実施し、報告書を提出している。たとえば、学科単位のＦＤ活動は、総合文化学科では、全員が担当している「社会貢献の理論と実践」「地域貢献活動の実践」の授業に関して実施している。学生の地域貢献活動発表会を全員で参観し、授業の進め方、成果や課題等について意見交換を行っている。また、「基礎ゼミ」を発展させた「キャリア実践演習Ⅱ」「キャリア実践演習Ⅲ」についても、担当者が授業の内容や進め方等について綿密に打ち合わせを行い、授業を展開している

７．　総合文化学科では、就職先の企業を訪問し、採用担当者へインタビューを実施して報告書にまとめ、全教員で共有すると共に、「キャリアスタディ」の授業内容等に生かしている。総合文化学科の就職率向上のための方策として、学生の就業意識を向上させるために、「キャリアスタディ」に就職試験対策講座を導入した。また、学生に就業意識を自覚させるために、コンピテンシー到達度自己評価システムを構築し、就業力アップのための「コンピテンシー開発ガイドブック」を作成配布し、「キャリアスタディ」の授業で活用している。さらに、キャリア支援課が担任を通じて進路状況調査を実施し、その結果を基に、キャリア支援課や担任等と面談をして就職に向けたアドバイスをする体制を築いている。

８．　保育科第一部、総合文化学科においては長期履修学生を受け入れる体制を整え、令和元年度入学生から募集を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

総合文化学科の就職率、就職希望者率向上のために、現在行っているキャリア教育の更なる充実を図り、クラス担任を中心として学生の意向に沿った就職情報を提供していく。さらには、学科独自の保護者会への参加率を高める工夫を検討する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

提出資料

1　学生便覧　2018、2　聖徳大学短期大学部学則、8　教育課程（履修要項）2019 年度、9　教育課程（履修要項）平成 30 年度、13　シラバス

備付資料

41　平成 30 年度各種委員会所属一覧、43　学習成果の測定・評価のための提供データ、55 ＦＤ公開授業（一般公開授業）の実施について、56 公開授業に対する評価表、57　公開授業に対する評価表、59 ようこそ先輩関連記事、64 学生による授業アンケート―結果の考察、68　年次報告書 2018、71　学科における自己点検・評価による内部質保証（教育の質向上のための取り組み、77　実績振り返りシート、84　クラス担任マニュアル、124　聖徳大学機関リポジトリウェブサイト　https://seitoku.repo.nii.ac.jp/、174　在学手続きに関する注意事項、178 研究室主任等、179 教員研究紹介　ウェブサイト教員研究紹介　http://www.seitoku.jp/daigaku/kyoinfd/gaka.html、180 教員一覧、181 職員一覧、182 公的研究費における不正使用防止計画、183 研究倫理講習、184 公的研究費の適正使用について、185 研究倫理・コンプライアンス講習会　科学研究費助成事業等説明会出席および調査票、186 研究紀要、187 実践研究、188 研究室等、189 研究日希望届（平成 30 年度）、190 全学ＦＤ・ＳＤ研修会開催案内、191 内部質保証説明会実施日程表、192 学科ＦＤ活動報告書、193 聖徳大学短期大学部の教育プログラムと学びで得られる成果（SEITOKU Learning Outcomes）、194 夢実現プロジェクト関係資料、195 三つの教育センターウェブサイト　URL　https://www.seitoku.jp/univ/campus_life/educationcenters.shtml、196 学生の欠席及び遅刻調査について、197 平成 30 年度 秋学期授業の出欠調査について（報告）、198 留年生オリエンテーション資料、199 平成 30 年度　聖徳大学後援会行事予定表、201 事務職員人材マネジメント制度、202 職務基準書、203 役割基準書、204 実績レビューシート、205 スキル評価シート、206 安否確認シート災害時対応マニュアル、207 ＳＤ研修５か年計画（平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度、208 業務の自己点検（セルフチェック）及び次期年度計画策定　説明会次第、209 服務のしおり

備付資料-規程集

3　聖徳大学短期大学部教員選考基準、4　聖徳大学短期大学部教員選考基準細則、5　学校法人東京聖徳学園事務分掌規程、6　学園文書処理規程、30　東京聖徳学園組織規程、31　短期大学部学科長会規程、32　就業規則、33　聖徳大学短期大学部人事委員会規程、34　学校法人東京聖徳学園在外研修規程、35　学校法人東京聖徳学園国内研修規程、36 聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程、37　聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る行動規範、38　聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する通報等に関する取扱要領、39 聖徳大学短期大学部紀要委員会規程、40　聖徳大学研究紀要投稿細則、41　聖徳大学・聖

徳大学短期大学部教員勤務細則、42　聖徳大学短期大学部ＦＤ部会規程、43　聖徳大学紀要投稿細則、44　聖徳大学語学教育センター規程、45　聖徳大学教職実践センター規程、46　聖徳大学聖徳ラーニングデザインセンター規程、47　学校法人東京聖徳学園公印取扱規程、48　東京聖徳学園経理規程、49　給与規程、50　退職金規程、51　定年規程、52　学校法人東京聖徳学園国内旅費規程、53　学校法人東京聖徳学園海外旅費規程、54　情報システムセキュリティ対策規程、55　聖徳大学短期大学部ＳＤ部会規程

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

（2）　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

（3）　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

（5）　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

（6）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

（7）　教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、学校教育法第 92 条に基づき、学長、教授、准教授、講師、助教、助手などを置き、教員は学科に所属し、教育研究に従事している（提出-2 第 37 条）。

なお、本学は、聖徳大学を併設しているため、専任教員については、大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及び短期大学設置基準を満たした上で、相互に兼担の発令を行っている。また、教員は、研究分野毎に 43 の研究室（大学の教員も参加）に所属し、研究室には主任を置き、共同研究などに取り組んでいる（備付-178）。

学科には、学科長、必要に応じて学科長補佐を置き、教員の教育・研究活動を統轄するなどの責任ある教員組織編制をとっている（規程集-30 第 16 条）。学科長は、学長の主宰のもと、副学長、学長補佐（５名）、図書館長等とともに学科長会議を構成しており、教育研究に係る適切な責任体制が確保された教員組織を整備している（規程集-31 第３条）。

短期大学部は、規模及び教育内容に応じ、短期大学設置基準に定める必要教員数以上の教員を配置しており、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。

職位については、短期大学設置基準に基づき、「聖徳大学短期大学部教員選考基準」及び「同細則」を定め、教育研究上の実情を踏まえて適切に決定している（規程集-3）（規程集-4）。

この短期大学における教育研究活動の状況や成果に関する情報は、ウェブサイト上で広

く社会に発信、公表している（備付-179）。

専任教員と兼任教員の配置については、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、主要な授業科目に専任教員を配置することを基本方針としている。その担当状況は次の通りであり、必修科目における専任教員の担当割合についても、通学課程においては 70%程度の割合を維持している。

【必修授業科目の担当状況】

通学課程

学科	教授・准教授担当		講師担当		助教担当		兼任講師担当	
	科目数	割合(%)	科目数	割合(%)	科目数	割合(%)	科目数	割合(%)
保育科第一部								
幼稚園・保育士	93	65.96	11	7.80	0	0.00	37	26.24
保育科第二部								
幼稚園・保育士	32	61.54	7	13.46	0	0.00	13	25.00
総合文化学科								
デザイン・インテリア	35	54.69	4	6.25	2	3.13	23	35.94
ファッション	36	56.25	4	6.25	8	12.50	16	25.00
健康・食育	24	61.54	3	7.69	1	2.56	11	28.21
IT コミュニケーション	39	60.00	4	6.15	2	3.08	20	30.77
フード・調理	33	51.56	12	18.75	2	3.13	17	26.56
製菓	32	48.48	4	6.06	2	3.03	28	42.42
観光・ホテル	38	62.30	5	8.20	2	3.28	16	26.23
文芸・編集	29	64.44	2	4.44	1	2.22	13	28.89
文芸・メディア	26	78.79	2	6.06	1	3.03	4	12.12
図書館司書	37	60.66	4	6.56	2	3.28	18	29.51
養護・保健	20	68.97	2	6.90	1	3.45	6	20.69
幼児栄養	18	51.43	3	8.57	1	2.86	13	37.14
地域創生	26	70.27	3	8.11	1	2.70	7	18.92
現代教養	29	63.04	3	6.52	1	2.17	13	28.26

出典：学内で集計（専門科目のうち必修科目の担当状況を集計）

通信課程

学科	教授・准教授担当		講師担当		助教担当		兼任講師担当	
	科目数	割合(%)	科目数	割合(%)	科目数	割合(%)	科目数	割合(%)
保育科	53	26.24	7	3.47	―	―	142	70.29

出典：学内で集計（専門科目のうち必修科目の担当状況を集計）

教員の採用、昇任は、「就業規則」「聖徳大学短期大学部人事委員会規程」並びに「聖徳大学短期大学部教員選考基準」及び「同細則」に基づき、教育研究上の実績を踏まえて運用しており、短期大学設置基準の規程を遵守して適切に行っている。教員（兼任教員を含む）の採用にあたっては、採用候補者全員に対して学長及び副学長による面接（兼任教員は副学長のみ）を行うことで、教育研究上有為な人材の確保に努めている（規程集-3）（規程集-4）（規程集-33）。

補助教員の配置については助手２名、教育支援者として副手６名（所属は学生部教育支援課）を任用しており、各学科における教育課程を遂行するために、演習や実習などの授業運営の実情を考慮して適切に行っている（備付-180）（備付-181）。

教育上の指導能力については、採用、昇任時に長期の教育実績を評価するほか、各年度には専任教員を対象とした「実績振り返り制度」を活用し、さらに優れた業績を目指しての自発的努力を促している（備付-77）。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

（1）　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
（2）　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
（3）　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
（4）　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
（5）　専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
（6）　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
（7）　専任教員が研究を行う研究室を整備している。
（8）　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
（9）　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
（10）　FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　　① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
（11）　専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

各教員は担当する専門授業科目の展開を可能とする研究を行っている。その成果は、本学紀要に限られることなく、国内外の学会誌、あるいは著作において発表され、応分の評価を得ている。以下、その例を教員の所属部門毎に掲げておく。なお、実務や実技を主とする分野の教員は、その分野での応分の実績を有している（備付-68）。

【教育内容等と関連する研究活動の例】

保育科第一部
職　　位：教授 **授業科目**：児童文化Ⅱ～１ **研究業績**：「おりがみでおはなしづくり」（聖徳大学出版会、平成30年9月）
保育科第二部
職　　位：教授 **授業科目**：保育課程論 **研究業績**：「保育の計画と評価を学ぶ：保育の基盤の理解と実習への活用」（萌文書林、平成31年2月）

総合文化学科
職　　位：准教授 **授業科目**：学校保健Ⅱ **研究業績**：「学校看護婦の活動から「養護」の本質を探る ： 学校看護婦がかかわった事例から検討する」（学校健康相談研究15（2）、日本学校健康相談学会、平成30年12月）

出典：各教員組織部門からの申告

教員の研究活動については、「教員研究紹介」としてウェブサイトにおいて広く社会に公開している（備付-179）。

科学研究費補助金など外部資金の獲得については、教員会において知財戦略委員会と事務局の教育研究推進部知財戦略課による、科学研究費助成事業（科研費）の申請に関する説明会を開催し、採択者の発表や研究計画書の書き方について勉強会を行うなど獲得に向けて積極的に取り組んでおり、平成 30（2018）年度の科学研究費補助金の採択状況は、次のとおりであった。なお、他の受託研究及び研究助成等については、該当がなかった（備付-68）（備付-182）。

【科学研究費助成事業（科研費）による研究】

氏名	学科	職名	研究種目	研究課題名
正道寺 康子	総合文化学科	教授	基盤研究（C）	（研究代表） 楽書『教訓抄』全注釈のための基盤形成
中村　裕 *平成 29 年度からの継続	保育科	准教授	基盤研究（C）	（研究代表） 王政復古後初期ネパールにおける国民教育制度の構築及び整備過程についての総合的追究
早坂　明彦 *平成 28 年度からの継続	総合文化学科	准教授	基盤研究（C）	（研究代表） 男性社員の育児休業取得を促進するための働き方改革の比較研究
鈴木　悦子 *平成 26 年度からの継続	保育科	教授	基盤研究（C）	（研究分担） 思春期女子における学業成績と自己概念形成プロセスー進路決定の支援に向けてー

専任教員の研究費については、「服務のしおり」ハンドブックにおいて、研究図書費を含め、年額40万円（消費税込）、その内、研究旅費10万円、助手については、研究図書費・研究旅費を含めて年額３万円と定め適切に運用している。このほか、「学校法人東京聖徳学園在外研修規程」「学校法人東京聖徳学園国内研修規程」など、研究活動に関する規程を定めており、整備ができている（備付-209 p.23）（規程集-34）（規程集-35）。

また、研究費等の不正使用の防止については、「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」など関係規程を整備し、管理する体制をとっている（備付-182）（規程集-36）（規程集-37）（規程集-38）。

具体的な取り組みとしては、「平成30年度　研究倫理・コンプライアンス研修会」を平成30(2018)年６月22日に実施し、専任教員の研究倫理に関する教育を行なった(備付-183)。またその研修会への欠席者への未受講者フォローとして、研修会を録画した映像を用いた

上映会を別途（随時）開催している（備付-184）（備付-185）。

専任教員の研究成果の発表の機会については、紀要委員会を設置し、「聖徳大学研究紀要投稿細則」に基づき、研究紀要を年１回発行している（備付-186）。このほかにはウェブサイト上で年１回公開している「実践研究」紀要があり、これらにより確保している。なお、これらは、聖徳大学川並弘昭記念図書館ウェブサイトの聖徳大学機関リポジトリにおいて公開している（備付-124）（備付-187）（規程集-39）（規程集-40）。

専任教員の研究室については、全員に研究室（居室：床面積 は教員１人当たり平均 15.5 ㎡）が与えられている。この教員の居室には電話回線、インターネット接続ができるイーサネットの配線が行われており、更に、空調設備も用意している。個室率は 36.0％で、研究室を共有する教員が多い。元来、研究室を共有することで、情報も共有し、相互に意見交換する機会を増やしたほうが良いとの考えがあることが反映されている（備付-188）。

専任教員の研究、研修等を行う時間については、「教員勤務細則」によって、週のうち１日を研究日として認め、研究、研修等を行う時間を確保している。研究日の設定は、所定の期日までに、学長へ届出ることとなっており、学期開始前に、教育支援課へ研究日の希望日を提出させ、ほぼその希望が達成されることになっている。もし、学会などが研究日以外に開催されても、研究日を補講に充当することで、支障をきたさないようになっている（備付-189）（備付-209 p.８）（規程集-41 第９条）。

また、資質の向上を図り学園の発展に寄与することを目的として、専任教職員は、「在外研修規程」によって、在外研修員として短期６ヶ月以内、長期６ヶ月を超え１年以内、国外において研究、調査等に専念する機会が与えられており、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している（規程集-34 第３条）。

ＦＤ活動については、毎年度「聖徳大学短期大学部FD部会規程」に基づき次の活動を行っている。

①一般公開授業（FD 公開授業）による授業評価

春学期・秋学期ごと、原則として全ての授業を一定の期間公開する。公開授業の参観は、全教職員（兼任教員を含む）が可能となっている。参観した教職員は「公開授業に対する評価表」によって授業内容、教材、教授技術等の評価を記述し、授業を担当する教員へ提出する。授業を担当する教員は、この参観教職員の「公開授業に対する評価表」による評価データを検討して、「一般公開授業報告書」を作成し報告している。この授業報告書の作成過程を通して、指導方法の改善を行う仕組みになっている（備付-55）（備付-56）（備付-57）（規程集-42）。

②全学 FD・SD 研修会

「自己点検・評価委員会」は平成 25（2013）年度秋学期より新たに、年度毎の重点課題にそって教授方法の工夫・開発から教育課程全般までを対象として、次のとおり学期１回、年２回「全学 FD・SD 研修会」を開催し、カリキュラムの実質化を図っている（備付-190）。

【全学ＦＤ・ＳＤ研修会　開催テーマ】

年度	学期	テーマ
平成 25 年	秋	主体的な学びを構築するための教育方法の改善

平成 26 年	春	学生が確かに成長する行事の開発 ～目的や方法を明確にしたＦＴの運営～
	秋	学生の主体性を促す教授法 ～本学アクティブ・ラーニングの現在～
平成 27 年	春	聖徳大学・短期大学部の教育改革～現状と課題～
	秋	夢実現に向けた学生に対するクラス担任の取り組みを考える（１）～企業就職希望学生に対するクラス担任の支援～
平成 28 年	春	学生の確かな成長を評価するルーブリック導入の意義 ～Freshmen Camp を通して～
	秋	学生の主体的な学びを構築する学習規範と授業改善 ～個々の教育の質の向上のために～
平成 29 年	春	配慮を必要とする学生の主体的な学びと支援の方法を考える
	秋	３つのポリシーを実質化する ―学生の「学び」を質保証するために―
平成 30 年	春	夢実現に向けた学生に対する取り組みを考える ～実就職率向上にむけた学科の役割～
	秋	教育の質向上に向けた内部質保証の取り組みを考える ～さらなる学修成果可視化の実現に向けて～

さらに平成 30（2018）年度には、平成 29（2017）年度に策定し、平成 30（2018）年度から運用・実行している「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」にのっとり、各学科の自主的・自立的な自己点検・評価活動と、それに基づく教育内容の継続的改善による教育の質向上を目指すための取り組みを進めている。その一環として自己点検・評価委員会で作成した「学科における自己点検・評価による内部質保証（教育の質向上のための取り組み）」を用い、全学科専任教員に対する FD 研修会を行った（備付-191）。そこでは学習成果の獲得について評価・測定した結果をいかにフィードバックして教育改善に結びつけるかについて、具体例を交えて詳しく触れられている（備付-71）。

③学科 FD 活動

保育科及び総合文化学科は、それぞれの特徴に応じて次の通り「学科 FD 活動」を実施している（備付-192）。

【学科ＦＤ活動　開催テーマ】

平成 30 年	春	保育科	充実した学生生活を目指す現状把握と意見交換
		総合文化学科	地域貢献活動中間報告会
	秋	保育科	充実した学生生活を目指す現状把握と意見交換
		総合文化学科	地域貢献活動関連授業についての意見交換

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう次のとおり学内の関係部署と連携して学生の支援を行っている。

①聖徳夢プロジェクトによる学習支援

本学は、平成 25（2013）年度より、学生一人ひとりが夢をデザインし、それを実現することを全学で支援する「聖徳夢プロジェクト」を実施している。

「聖徳夢プロジェクト」は１年生を対象として正課内で実施する『夢プロジェクト』と、１・２年生を対象として正課外で実施する『夢実現プロジェクト』で構成されている。

『夢プロジェクト』は、全ての学びと社会生活の基本となる「聖徳基礎力」を身につけることを目指し「聖徳教育Ⅲ」として実施される。ここでは「SEITOKU Academic LiteracyⅠ」、「SEITOKU Academic LiteracyⅡ」で身に付ける論理的思考力及び自己分析・表現力を基礎として、「SEITOKU Academic LiteracyⅢ」で学びとキャリア形成力を養成する。（「SEITOKU Academic LiteracyⅢ」は教育課程上の科目としては保育科での「キャリア総合演習Ⅰ」、総合文化での「キャリア実践演習Ⅰ」に対応している。）

『夢実現プロジェクト』は、上記の『夢プロジェクト』と並行して教育課程外で展開されるキャリア形成支援プロジェクトである。その実施にあたっては、就職活動を最近経験した事務職員、キャリア支援課職員、教員などをファシリテーターとする体制を整備し学生の自己分析や応募書類作成等について少人数指導で取り組んでいる（提出-1 pp.86-87）（提出-9 p.８）（備付-194）。

「聖徳夢プロジェクト」は、建学の精神「和」に基づき、開学以来大切にしてきた「人間教育」の根幹をなす「聖徳教育」と「キャリア教育」とも関連しながら、各学科の枠にとらわれない全学的な学びを提供するものとして本学の特徴的なものとなっている（備付-193）。

【聖徳夢プロジェクト概念図】

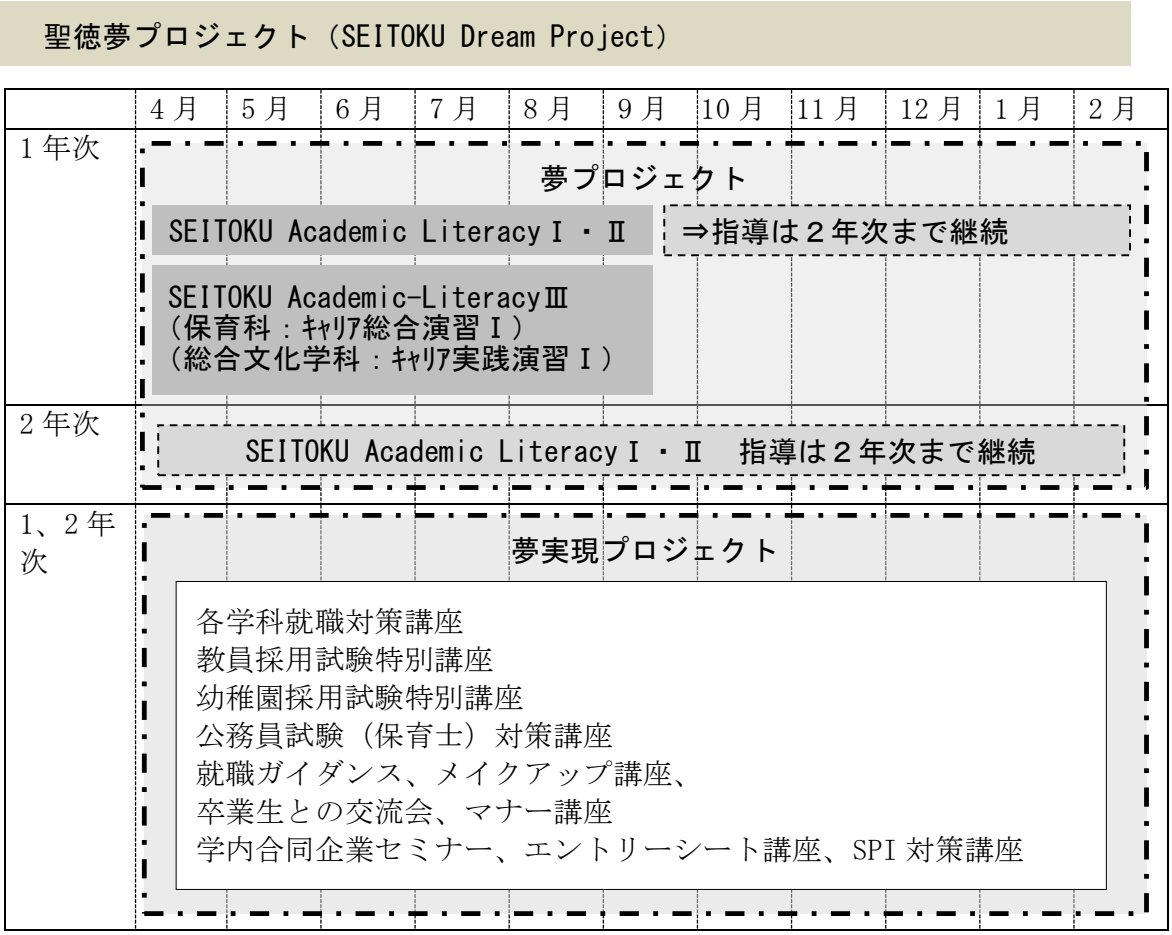

②三つの教育センターによる学習支援

本学は、学生の自主的な学びをサポートする三つの教育センターを設置し、教育支援課と連携しながら学習環境の整備と発展を図っている（備付-195）。

【語学教育センター】

語学教育センターは、平成 24（2012）年度に英語等の教育に関する理論や研究、本学園の幼稚園から大学及び大学院までの語学教育の振興等を目的として設置され、多数のネイティブスピーカーと会話する異文化交流の広場であるとともに､「スピーチコンテスト」「ハロウィーンパーティ」などの各種イベントや保育英語検定等の検定試験のサポート等の活動を実施している。（規程集-44）。

【教職実践センター】

教職実践センターは、平成 24（2012）年度に教職に関する総合的な調査・研究や各自治体で行われる教員採用試験対策などの教職志望者の資質向上に寄与することを目的として設置された。教育現場や教員採用試験の最新の情報を提供するとともに、学校種や受験地区に合わせて対策を行う「教員採用試験対策特別講座」、卒後教育と卒業生との連携を図る「ようこそ先輩！教職経験者懇談会」などの事業とも関連しながら、キャリア支援課や学科とも協力して教員を目指す学生の合格から就職後までを支える総合サポートセンターとして活動している（備付-59）（規程集-45）。

【聖徳ラーニングデザインセンター】

聖徳ラーニングデザインセンターは、平成 25（2013）年度に学生自身が自己点検しながら自らの学びをデザインする力を高める学びの工房（アトリエ）として設置され、学生への個別学習指導や学習に関する相談を中心とした、学生の学習活動に対する支援を行うほか、全学園に関わる学習支援プログラムの開発、企画及び実施や全学園の教育及び関連領域に関する調査・研究を行っている（規程集-46）。

③教職協働による学習支援

全ての委員会は、教員を始め事務職員も構成メンバーとして参加しており、全学的な教職協働の体制で、学生の学習及び授業の支援にあたっている（備付-41）。

④中途退学者、休学者及び留年者への対応策

退学者数の推移については、「学部、学科別の退学者の推移（過去５年間）（提出　様式 14）」に示すとおりであり、主な理由は経済的な事情、進路変更などである。

各学科は個別に退学に至る学生の傾向を様々な方法で把握し、個別相談や保護者対応などの体制を整えている（備付-84　pp.12-13）。

例えば、クラス担任は、春学期・秋学期の中旬に教育支援課が実施する全授業における欠席・遅刻調査の結果から、退学・休学傾向のある学生を早期に発見し、個別指導を行っている（備付-196）（備付-197）。

⑤オフィスアワー制度やクラス担任制度による学習支援

オフィスアワー制度は全学的に実施している。全教員が会議や授業以外の時間からオフィスアワーを位置づけ、これを記入した時間割を研究室のドアに掲示している。学生はオフィスアワーを確認して、研究室を訪問し、個別の状況や必要に応じて学習支援を受けている（備付-84 p.59）。

また、本学はクラス担任制度を設けており、クラス担任は、学習や授業に対する困難を抱える学生に対して学習支援を行っている。必要のある場合はカウンセラーや職員と協働しながら個別面談を行うなど個々の実態に応じた学習支援を実施している。なお、過年度生は原則それまでのクラス担任が指導を継続して卒業までのサポートを行うとともに、過年度生を集めたオリエンテーションや教科等における個別の学習支援を行うなど、継続的な指導が実施できる体制をとっている（備付-174）（備付-198）。

⑥学生への学習及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組み

授業について学生の意見をくみ上げる仕組みとして、「授業アンケート」を実施している。「授業アンケート」は、学期毎に全科目を対象に学生からマークシート形式の専用アンケート用紙によって意見を集約するものである。教育支援課はその集計を行い、結果を担当教員に返却する。教員はそれをもとに自己の授業について考察し、考察結果を授業改善にフィードバックするとともに「学生による授業アンケート―結果の考察」にとりまとめて教務委員会に提出する（備付-64)。

⑦相談体制の充実

本学は、クラス担任が、学習及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる役割を担うとともに、学生一人ひとりの欠席や遅刻、単位の履修状況などを把握し、個人面談や日常的な学習支援等を行っている。

なお、履修相談については主に教育支援課が相談窓口としての機能を果すとともに、学習方法、資格取得等の対策などの相談にも応じている。

また、毎年度、北海道、新潟、沖縄等11地区で行う「保護者会」では、教員と保護者が主に学習状況等について個別面談を行い、必要に応じて保護者の協力を得る仕組みを整備している（備付-199）。

以上のとおり、恒常的、組織的に関連部署と連携し支援する体制を整備して学生の学習成果の獲得が向上するよう支援している。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

（1）　事務組織の責任体制が明確である。

（2）　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

（3）　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

（4）　事務関係諸規程を整備している。

（5）　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

（6）　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。

（7）　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

（8）　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

（9）　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学の事務の組織は、「学校法人東京聖徳学園組織規程」に、管理部門の事務組織（学園事務局）として、企画室、秘書室、総務部（総務課、学園史編纂室、人事課）、経理部（経理課、施設管理課）、出版事業課、財務調整課、募金課、情報システム課を、学務部門（大学事務局）として、入学センター、学生部（学生支援課、教育支援課、実習支援課、キャリア支援課）、生涯学習部（通信教育学務課、生涯学習課）、保健センター、教育研究推進部（IR 室、図書館事務室、博物館事務室、総合メディア室、知財戦略課、地域連携課）を設置している（規程集-30）。

業務執行の管理体制は、組織規程第４章第２節（事務部門の職制の定め）に基づき、学園事務局長が、学園全般の事務を統括掌理して所属職員の指揮監督を行い、大学事務局長が、学長の監督のもと、短期大学部の事務を統括掌理して所属職員の指揮監督を行っている（規程集-30 第４章第２節）。

事務局の各事務組織には、事務局長のもと、業務執行を行う役職者を置き管理体制を構築している（規程集-30 第 27 条～第 40 条）。その職務は「学校法人東京聖徳学園事務分掌規程」に規定しており、事務組織の責任体制は明確である（規程集-5）。

事務の業務執行にあたっては、「学園文書処理規程」に基づく稟議決裁によって行っている（規程集-6）。なお、この稟議決裁書類は、決裁者の決裁後、常勤監事が決裁処理をチェックし、必要に応じ当該起案部署に意見を述べており、事後のチェック体制も整備している。

事務をつかさどる専門的な職能については、建学の精神「和」にはじまる学園のミッション･ビジョン･戦略の実現と学園を取巻く環境への対応を実現するための以下の要素を、学園の求める人材像としている。「①学園全体への貢献とは何かを自身で考え、行動する人材、②少数精鋭の組織を担うプロフェッショナル人材、③チームワーク、コミュニケーションを通じて、人を育てる人材。」これらを目指して成長することを目的に、「役割等級」を共通のベースとした、資格体系（グレード制）、評価制度、報酬制度、人材開発制度を統合した「事務職員人材マネジメント制度」を確立し導入している。この制度には、各組織の業務に必要な知識・能力等を定めた「職務基準書」、職位の役割を定めた「役割基準書」、グレード職務要件とグレード昇格要件を設定しており、この基準書に基づき、所属長が「実績レビューシート」を活用して、半期（上期・下期）毎の成果目標を設定し、OJT による能力開発を実施している（備付-201）（備付-202）（備付-203）（備付-204）。実施した能力開発の有効性は、半期に１回レビューを行い評価している。年１回年度末に「スキル評価シート」による「スキル評価」を行い有効性の確認を行っている（備付-205）。

以上のことから、事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有しているといえる。また、その専門的な職能に応じた適切な人員配置を行い、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務には、組織に関する「学校法人東京聖徳学園組織規程」、職務に関する「学校法人東京聖徳学園事務分掌規程」、事務処理に関する「学校法人東京聖徳学園文書処理規程」、「学校法人東京聖徳学園公印取扱規程」、「東京聖徳学園経理規程」就業に関する「学校法人東京聖徳学園就業規則」、「給与規程」、「退職金規程」、「定年規程」、「学校法人東京聖徳学園国内旅費規程」、「学校法人東京聖徳学園海外旅費規程」などの規程を整備している（規程集-5）（規程集-6）（規程集-30）（規程集-32）（規程集-47）（規程集-48）（規程集-49）（規程集-50）（規程集-51）（規程集-52）（規程集-53）。

事務室は、８号館（クリスタルホール）５Ｆに、企画室、秘書室、総務部（総務課、学園史編纂室、人事課）、出版事業課、財務調整課、募金課、４Ｆに経理部経理課、学生部（学生支援課、教育支援課［音楽グループ：２号館１Ｆ］、実習支援課）、教育研究推進部 IR 室、知財戦略課、地域連携課、３Ｆに入学センター、７号館１Ｆに経理部施設管理課、Ｂ１Ｆにキャリア支援課、１号館４Ｆに教育研究推進部（図書館事務室、博物館事務室、総合メディア室）、情報システム課、６号館１Ｆに保健センター、実習指導室、５号館２Ｆに通信教育学務課、10 号館１Ｆに生涯学習部生涯学習課の事務室が置かれている。各事務室には、事務処理に必要なネットワークを構築しており、各個人には PC が与えられている。このほか電話、ファックス、プリンター、書庫、文房具など事務処理に必要なものが整備されている。なお、消耗品については、必要に応じ、物品購入申請により購入

が可能となっており、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している。

防災対策としては、災害防止の監視及び警備として、施設管理課のもとで「中央管理装置（オペレーター）」を設置し、校舎等の状況を常時監視するほか、警備委託契約により警備保障会社の警備員が指定の場所で守衛に当るほか、定期的に校舎を巡回し、外部侵入者・不審者対策を行っている。

また、緊急時・災害時の対応や避難経路については、学生便覧へ掲載し周知を図るとともに、各教室には避難経路図を掲示している（提出-1 pp.30～32）。平成 26（2014）年度からは学生、教職員に、安否確認シートや避難場所や避難方法、消火器の利用法等を記述した携帯用の「災害時対応マニュアル」を作成・配布し、消防・防災総合訓練で使用するとともに、緊急時への備えを行い、安全・安心な学習環境の整備により学生が安心して学習に取り組むことにより学習成果の獲得が向上するよう努めている（備付-206）。

情報セキュリティ対策としては、コンピュータシステムのセキュリティに関して、Firewall によるアクセス制御をインターネット系と教育系・事務系ネットワークの分岐点の２箇所で行うとともに、ウィルス検知ソフトをサーバー及びクライアント PC へインストールすることで、セキュリティ対策を講じている。また、情報システムの運用にあたって、モバイルコンピュータを使用する場合には、機密に値する情報を保存し、持ち出すことを禁止するなど、持ち出し、持ち込みについて適切な管理ルールを策定している（規程集-54）。

職員の職能開発（ＳＤ）については、人事課が「ＳＤ研修５か年計画（平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度）」を策定して、新規採用者に対する初任者研修、「グレード階層別研修」や能力向上のため、加入団体等の実施する外部研修に積極的に参加する機会を与えるなど、計画的に資質・向上の取り組みに務めている（備付-207）。なお、外部研修内容は、必要に応じて、研修受講者が「朝礼」などの機会を通じて他の事務職員へ報告し、関係部署への水平展開も図っている。また、事務職員の能力開発を更に組織的に推進していくため、「自己点検・評価委員会」のもとに「ＳＤ部会」を設置し「聖徳大学短期大学部ＳＤ部会規程」に基づき活動している（規程集-55）。

加えて、教学運営をめぐる課題の高度化・複雑化に対応できるよう、全学で年２回実施している「ＦＤ研修会」をＳＤ研修としても位置づけ、「全学ＦＤ・ＳＤ研修会」として実施している。日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、業務を実施する部門単位で、日常実施している業務の質の自己点検・評価（セルフチェック）を実施し、抽出された課題については次年度計画に具体的施策として落とし込んで業務の質の維持・向上に取り組んでいる（備付-208）。

本学は、全ての委員会は、教員を始め事務職員も構成メンバーとして参加しており、全学的な教職協働の体制で、学生の学習及び授業の支援にあたっている（備付-41）。

さらに、平成 29（2017）年度に策定し平成 30（2018）年度より運用を開始した三つの方針のアセスメント活動において、各関係事務局（入学センター、教育支援課、実習支援課、キャリア支援課、学生支援課等）より、学科で行う学習成果の検証のために必要となる学習成果に関連する各種データを「学習成果の評価・測定のための提供データ」として毎年６月、11 月に IR 室を経由して各学科に定期的に提供しており、事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している（備付-43）。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教職員の就業に関する諸規程を整備している。

（2）　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

（3）　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

就業規則をはじめとする教職員の就業に関する諸規程は、労働基準法など関係法令に基づき定めている。これらの規程は「服務のしおり」にまとめられ、学内サイトに掲載し、教職員に周知している（備付-209）。

教職員の採用、任免、服務、出退勤及び人事記録等については、諸規程に基づき総務部人事課が適正に管理・運営を行っている。また、心身の健康管理を掌る組織として保健センターを置いており、医師、看護師、保健師、カウンセラーが常駐し、学生及び教職員の心身の健康管理を行っている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教学運営をめぐる課題の高度化・複雑化に対応すべく全学で年２回実施している「全学 FD・SD 研修会」について、教職員の参加率 100%を達成できるよう取り組んでいる。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

提出資料

5　学生手帳 2018

備付資料

125　聖徳大学川並弘昭記念図書館ウェブサイト　http://www.seitoku.jp/lib/index.html、127　LIBRARY 図書館利用ガイド、211 聖徳大学川並弘昭記念図書館　館内地図、212 消防計画、213 学校法人東京聖徳学園松戸キャンパス　災害発生時避難マニュアル、214 松戸キャンパスにおける「防災強化週間」実施のお知らせ、215 防災マニュアルハンドブック、216 平成 30 年度　普通救命講習会参加希望者名簿、217 環境報告書 2018

備付資料−規程集

48　東京聖徳学園経理規程、54　情報システムセキュリティ対策規程、56　聖徳大学短期大学部図書委員会規程、57　東京聖徳学園経理規程細則、58　セキュリティ対策規程、59

学生の事故処理要領、60　個人情報保護基本規程、61　緊急時対応規程

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

(2)　適切な面積の運動場を有している。

(3)　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

(4)　校地と校舎は障がい者に対応している。

(5)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

(6)　通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

(7)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

(8)　適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

(9)　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10)　適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

聖徳大学短期大学部は聖徳大学と同キャンパスにあり、校地は聖徳大学と共用となっている。その面積は全体で 90,366.89 ㎡である。この面積は、短期大学設置基準の 8,700 ㎡と大学設置基準の 48,160 ㎡（収容定員 4,816 人）の合計 56,860 ㎡を満たしており、短期大学置基準を充足している。

運動場は、大学と共用となっており、その面積は全体で 32,238.00 ㎡である。このほか、体育館、体育実技室等の体育施設や広場などを確保している。

校舎についても聖徳大学と共用している。校舎面積は全体で 98,484.00 ㎡であり、短期大学設置基準の 5,650 ㎡と大学設置基準の 26,442 ㎡の合計 32,092 ㎡を満たしており、短期大学置基準を充足している。

校舎内は、出入り口のスロープや昇降機の設置など、主な部分ではバリアフリーへの対応が完了している。

校舎には、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う教室（講義室、実習室、実験室、ピアノレッスン室など）、川並弘昭記念図書館、メディアパーク（情報サービス施設）、川並香順記念講堂、体育館（実技室を含む）、福利厚生施設（保健センター、食堂、売店など）、教員研究室、事務室などを大学と共有の形で有機的に配置している。

【講義室、演習室、実験・実習室等の数】

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
84	96	71	8	2

また、本学は、創立者川並香順の「優れた人材の育成は最良の教育環境から」という理念のもとに教育環境を整備している。特に、学校施設は「単なる入れ物であってはならない」との考えから、現代芸術界で高い評価を得ている芸術家たちによる壁画や彫刻等を、校舎、学生寮、研修施設等に配置し、キャンパス全体を芸術的空間として整備している。

本学は通信による教育を行う保育科を設置しており、印刷教材等の保管・発送事務は、通信教育学務課が担当している。事務室は５号館 5202 室にあり、13 名の職員が勤務している。通信教育に関わる全ての印刷教材等は、隣接する 5201 室（添削指導室）に保管しており、必要な印刷教材をいつでも発送することができる。また、5201 室には、通信学生が個別の添削指導、実習指導を受けるための添削指導室としてのスペースも十分に確保している。

レポートの添削については、科目担当の教員が通信教育学務課事務室（5202 室）でレポートを受け取り、添削指導室や各研究室で行っている（提出１p.224）。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく授業のための機器・備品についても、次の通り整備している。

①保育科の教育課程編成・実施の方針に基づく授業のための機器・備品

ピアノを履修する学生の練習施設として７号館７階にピアノ練習室（個室）を 155 室（アップライトピアノ 155 台）と１教室（サイレントピアノ 90 台）を設置。また、「児童文化Ⅱ～１、２」の人形劇に適した児童文化演習室（7202 教室）や楽譜の読み書きの教授に適した ML 教室（7626 教室等）等を整備している。

②総合文化学科の教育課程編成・実施の方針に基づく授業のための機器・備品

総合文化学科の専門的な学びと授業内容に合わせ、調理実習室（1203 教室）にはガスレンジ、炊飯器や恒温高湿庫等を設置しているほか、製菓実習のための製菓実習室（1303 教室）には製菓・製パン用大型電気オーブン、卓上ミキサーや急速凍結庫等を整備している。ファッション・造形のための家政実習室（7505 教室、7605 教室）にはロックミシンやスチームアイロン、芯地ボディ等を整備する等、専門的な学びの内容にあわせた機器、備品を適切に整備している。

川並弘昭記念図書館では、学園全体の知の機関となる「理想教育の新たなる学び舎」というコンセプトのもと、本学が掲げる三つの方針の実現と、環境にやさしく女性短期大学らしい快適な空間で安全・安心に過ごせる場所として平成 21（2009）年に新設し、教育や研究を進めるための学術資料等の速やかな情報提供や個人閲覧室、グループ学習室などの学習環境の整備を行っている。館内は照明や家具・インテリアなど細部にいたるまで女性短期大学にふさわしいデザインが施され、五感に心地よく、自然に人が集う場として活用されるよう配慮している（備付-125）（備付-127）（備付-211）。

図書館は、4,808 ㎡の面積を有し、通常の閲覧スペースのほかに、ガラスで個別に仕切られた「個人閲覧室」や、学生が複数で利用できる「グループ学習室」、インターネット利用可能なパソコン 76 台を置く「メディアパーク」等を設置している。免震構造を組込

んだ書架や、パソコンを操作してカウンターに本が届く自動書庫（アーカイビングシステム）など最新の設備を導入し、学生が快適に学習できるよう環境を整え、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育上必要な資料を系統的に収集・整理・提供している。

このほか、館内には、絵本や児童書をおく「こども図書館」や、学園所蔵の貴重資料等を公開する「聖徳博物館」を設置している。こども図書館には、読み聞かせの場として活用する「おはなしのへや」や、音の性質や滑車の原理などの知識を書物だけでなく体験を通して学ぶことのできる「たいけんのへや」がある。また、これまで学園が収集した貴重資料や学術資料については、聖徳博物館を中心として、こども図書館や、8 号館 1 階の「企画展示ギャラリー」や「利根山光人記念ギャラリー」を会場として、特別展覧会を開催し、学生や教職員だけでなく広く一般に公開している。平成 28（2016）年度以降に開催した展覧会は下の表のとおりである。

【平成 28（2016）年度以降に開催した展覧会等】

会場	展覧会等の名称	期間
聖徳博物館	聖徳大学附属幼稚園創立 50 周年記念 ポター生誕 150 年「ピーターラビットとその仲間たち」展	平成 28 年 2 月 8 日～7 月 30 日
	聖徳大学収蔵陶芸コレクション「人間国宝 ーその“わざ”と美ー」	平成 28 年 9 月 12 日～12 月 17 日
	スペイン近代絵画の巨匠 ダリ・ミロ・ピカソ版画展	平成 29 年 2 月 13 日～8 月 12 日
	日本・デンマーク外交関係樹立 150 周年記念 特別展覧会「アンデルセン　人生は、最も美しいおとぎ話です。」	平成 29 年 9 月 19 日～平成 30 年 3 月 17 日
	聖徳大学収蔵名品展「奈良絵本・絵巻」	平成 30 年 4 月 1 日～7 月 28 日、 平成 30 年 9 月 3 日～11 月 30 日
	聖徳大学・聖徳大学短期大学部、松戸市・松戸市教育委員会共同企画展　「フジタとイタクラ エコール・ド・パリの画家、藤田嗣治と板倉鼎・須美子」	平成 31 年 1 月 16 日～3 月 16 日
こども図書館	日本の伝統行事「五月飾り」	平成 28 年 3 月 29 日～5 月 31 日
	日本の伝統行事「七夕飾り」	平成 28 年 6 月 22 日～7 月 30 日

	遊ぶ、動かす「からくり玩具」展	平成 28 年 11 月 9 日～12 月 14 日
	日本の伝統行事「お正月」	平成 28 年 12 月 20 日～平成 29 年 1 月 31 日
	日本の伝統行事「五月飾り」	平成 29 年 3 月 28 日～5 月 23 日
	日本の伝統行事「七夕飾り」	平成 29 年 6 月 27 日～7 月 29 日
	生活に身近な素材を用いた郷土玩具	平成 29 年 9 月 15 日～11 月 29 日
	日本の伝統行事「お正月」	平成 29 年 12 月 18 日～平成 30 年 1 月 31 日
	日本の伝統行事「雛飾り」	平成 30 年 2 月 15 日～4 月 18 日
	日本の伝統行事「七夕飾り」	平成 30 年 6 月 29 日～8 月 17 日
	日本の伝統行事「お正月」	平成 30 年 12 月 18 日～平成 31 年 1 月 31 日
	日本の伝統行事「雛飾り」	平成 31 年 2 月 18 日～4 月 6 日
企画展示ギャラリー	聖徳大学附属幼稚園創立 50 周年記念「飛鳥童の絵本『タピセロとんとん』原画」展	平成 28 年 3 月 28 日～8 月 27 日
	聖徳大学収蔵名品展「芥川賞・直木賞　受賞作家の自筆原稿」	平成 28 年 9 月 26 日～平成 29 年 3 月 11 日
	聖徳大学収蔵名品展「ちりめん本　明治期に海を渡った日本の昔噺」	平成 29 年 3 月 27 日～8 月 26 日
	明治 150 年記念 日本近代作家の自筆原稿	平成 29 年 10 月 2 日～平成 30 年 5 月 27 日
	英国ヴィクトリア朝の絵本　ケイト・グリーナウェイを中心に	平成 30 年 6 月 11 日～平成 31 年 4 月 20 日
利根山光人記念ギャラリー	聖徳大学附属幼稚園創立 50 周年記念「ディズニー・セル画」展	平成 28 年 3 月 22 日～6 月 18 日

	モーツァルト生誕 260 年記念「モーツァルトの自筆譜（複製）と著名作曲家たちの自筆簡」展	平成 28 年 7 月 4 日～10 月 15 日、平成 28 年 12 月 12 日～平成 29 年 3 月 18 日
	平成 28 年度聖徳祭参加「教職員の作品」展	平成 28 年 11 月 12 日～11 月 30 日
	聖徳大学収蔵名品展「利根山光人 油彩画の世界」	平成 29 年 3 月 30 日～10 月 21 日
	平成 29 年度聖徳祭参加「教職員の作品」展	平成 29 年 11 月 11 日～11 月 30 日
	特別展覧会「川並香順先生　生誕 120 年　少年香順の書と絵」	平成 30 年 3 月 26 日～4 月 28 日
	特別企画展「イラストレイテッド・ロンドン・ニュースに描かれた 幕末・明治の日本」	平成 30 年 5 月 14 日～10 月 27 日
	平成 30 年度聖徳祭参加「教職員の作品」展	平成 30 年 11 月 17 日～12 月 1 日
	聖徳大学収蔵名品展「利根山光人 ドン・キホーテを描く」	平成 31 年 2 月 4 日～4 月 27 日

なお、図書館の開館時間は、午前 8 時 45 分から午後 9 時 30 分である。開館日は、原則月曜日から土曜日（日曜・祝日を除く）で、利用者の多い試験期間中や通信教育学生のスクーリング期間中は日曜・祝日も開館することとなっている。卒業生の図書館利用については、「SEITOKU 図書館ワンデーカード」を発行し運用している。

主な所蔵資料は、大学と共用で図書 528,258 冊（和書 450,010 冊、外国書 78,248 冊）、雑誌 3,118 種（和雑誌 2,467 種、外国誌 651 種）であり、ほかに視聴覚資料として DVD や CD、ビデオテープやマイクロ資料等 33,344 点を収蔵している。オンライン・ジャーナルは 150 種が接続可能となっている。また学術情報データベースも導入している。

【利用可能な学術情報データベース】

ProQuest Research Library（海外文献データベース）
ProQuest PsycINFO（心理学関連記事データベース）
RILM Abstracts of Music Literature（世界音楽文献要旨目録データベース）
ナクソス・ミュージック・ライブラリー（音楽配信データベース）
サイエンス・ダイレクト（科学関連文献データベース）
医中誌 WEB 版（医学中央雑誌記事データベース）
メディカルオンライン（医学文献データベース）

系統別看護師・保健師国家試験問題 WEB
ジャパンナレッジ LIB（日本国語大辞典 WEB 他）
聞蔵Ⅱビジュアル（朝日新聞記事データベース）
毎索（毎日新聞記事データベース）
日経テレコン 21（日本経済新聞記事データベース）
ヨミダス歴史館（読売新聞記事データベース）
東洋経済デジタルコンテンツ・ライブラリー

図書館の座席数は 841 席である。大学と合わせた図書館の利用状況は、平成 30（2018）年度の入館者数は 229,721 人、年間開館日数は 296 日、一日平均の入館者は 776 人であった。教員や学生が常に利用しており、その利用目的は、アンケート調査によれば、図書館資料の利用、パソコンの利用、個人閲覧室・グループ学習室の利用などとなっている。

貸出の状況としては、平成 30（2018）年度の貸出人数は 17,313 人、貸出冊数は 49,946 冊（1 日平均の貸出冊数は 169 冊）であった。

このほか、図書館ではインターネットによる遠隔利用にも対応している。学外からでもウェブサイトを経由して蔵書検索や貸出状況の確認ができるようシステムを整備しており、さらに、「マイライブラリ」にログインすることで、自分の貸出・返却状況を確認したり購入希望図書や文献複写を申し込んだりすることができる。他機関所蔵資料の複写依頼についても図書館ウェブサイト上から手続き可能である。平成 30（2018）年度における本学から他大学への文献複写依頼数は 732 件（他大学から本学への依頼数は 1,160 件）であった。

図書館の整備及び運営に関する事項は、「図書委員会」が審議するとともに、図書館の各種サービスに関するアンケートや、展示に関するアンケートなどを随時実施し、運営の改善に役立てている。利用者の意見等については、ウェブサイト上で常に意見等を聞けるようシステムを整備しており、その意見等を直ちに反映できるようになっている。

購入図書選定システムや廃棄システムの確立については、図書館の整備及び運営に関する重要事項を審議するため、図書委員会が置かれており、女性短期大学にふさわしい資料を系統的に収集するため、図書の選定等を行っている（規程集-56）。図書の選定については、流通業者の「新着図書情報」をもとに図書委員が推薦する図書又は学生・教職員から要望のあった図書のなかから図書委員会において選定している。新規に購入した図書については「新着図書情報」として毎月発行し、学生・教職員へ配布するとともに、その電子版を図書館ウェブサイトでも公開して学内外へ広く紹介している（備付-125）。また、利用度の高い図書資料等は、これを特別コーナーとして配架している。なお、廃棄については、保管場所があるため現在は行っていない。

保育科に関しては、高度な専門性を身につけた「保育のエキスパート」を養成するために様々な専門図書を収集・整備している。幼児教育や保育に関する図書は 18,086 冊を所蔵しているが、ほかにも関連する分野として、教育関係の図書は 6,970 冊、児童文化・児童福祉関係の図書は 9,984 冊の所蔵がある。また、保育実習等に利用される絵本・紙芝居 9,760 冊、児童書 1,728 冊は、そのほとんどを「こども図書館」において開架で提供している。いつでも自由に手に取ってみることが出来るので、利便性の高いスペースとなっている。雑誌については 130 種を定期購読しているほか、電子ジャーナルを図書館ウェブサ

イトから閲覧できるよう整備している。このほかに視聴覚資料についても所蔵している。

総合文化学科については、令和元（2019 年）年度からの４つのコースに合わせて、「和」の心・技を磨き、自分らしさを表現し、自らのクオリティを高める学びに必要とされる専門図書を整備している。フードマネジメントコースに関しては、フードスペシャリストに必要な知識を身につけるための図書 7,058 冊を所蔵している。図書館司書・IT コースに関しては、資料や情報の収集と扱い方についての図書 22,645 冊を所蔵している。国際観光・ホテルコースに関しては、観光やホテル、ホスピタリティ全般にかかわるマナーや知識を学ぶための図書 9,924 冊を所蔵している。ファッション・造形デザインコースに関しては、ファッション業界で活躍できる即戦力を身につけるための学びの図書 3,864 冊を所蔵している。雑誌については 132 種を定期購読し、ほかに電子ジャーナルを図書館ウェブサイトから閲覧できるように整備している。視聴覚資料についても所蔵している。

スポーツ施設は、大学と共用で 4,287 ㎡の体育館と二つの体育実技室を有しており、体育の授業をはじめ、課外活動など有効に活用している。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

（2）　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

（3）　火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

（4）　火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

（5）　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

（6）　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理について、「東京聖徳学園経理規程」及び「東京聖徳学園経理規程細則」に定めている（規程集-48）（規程集-57）。

「東京聖徳学園経理規程」及び「東京聖徳学園経理規程細則」に従い固定資産、物品を維持管理している。

火災・地震対策については、消防法第８条に基づき消防計画を作成し（備付-212）、防災・防火管理についての必要事項を定めている。また、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練として毎年 11 月、学事日程に消防・防災総合訓練日を設定し（提出-5）、松戸消防署指導のもと、「学校法人東京聖徳学園松戸キャンパス　災害発生時避難マニュアル」に基づく消防・防災総合訓練を実施している（備付-213）。消防・防災総合訓練においては、避難経路、避難状況、時間等を確認するとともに、学内ウェブポータルシステム（Active Academy）を用いた安否確認や避難訓練の事後調査を行っている（備付-213）。また、全学的に５月と９月に防災強化週間を設定して防災意識を高めている（備付-214）。

さらに、阪神・淡路大震災、東日本大震災を教訓に、災害による被害を最小限にとどめ、安全を保つため、また日頃の意識と備えとするため「防災マニュアルハンドブック」を作成している（備付-215）。なお、施設内に３か所、AED（自動体外式除細動器）を設置す

るとともに、松戸消防署による普通救命講習も実施している（備付-216）。

防犯対策としては、施設管理課のもとで「中央管理装置（オペレーター）」を設置し、校舎等の状況を常時監視するほか、警備委託契約により警備保障会社の警備員が指定の場所で守衛に当るほか、定期的に校舎を巡回し、外部侵入者・不審者対策を行っている（規程集-58）。万一学生に関する事故が発生した際には、事務処理を適切かつ敏速に措置するため必要な事項について、学生の事故処理要領を定めている（規程集-59）。

耐震基準については主要な校舎は満たしているが昭和 56 年（1981）年以前に建築した６号館、7 号館等については平成 26（2014）年度から耐震診断を実施し、平成 28（2017）年度には６号館の耐震補強工事を完了した。

平成 29（2017）年度には７号館（Ａ棟・Ｂ棟・Ｃ棟・Ｄ棟）耐震補強工事の実施設計を行い、平成 30（2018）年度４月から７号館耐震補強工事（第１期、Ｂ棟・Ｄ棟）を実施し完了した。令和元（2019）年度には７号館耐震補強工事（第２期、Ａ棟・Ｃ棟）を実施し、大学校舎の耐震化を推進する計画である。また、災害時に自家発電や水の供給が可能な設備を７号館に設置しており、停電時等の非常時に備えている。

セキュリティ対策については、「情報システムセキュリティ対策規程」において、施設・設備の保全及び情報の安全管理の体制を定め、ことに個人情報の漏洩や改ざんなどの事態に対しては、「個人情報保護基本規程」「緊急時対応規程」によって対処することとしており、適切に対策を講じている（規程集-54）（規程集-60）（規程集-61）。

また、先述のとおりコンピュータシステムのセキュリティに関しては、Firewall によるアクセス制御をインターネット系と教育系・事務系ネットワークの分岐点の２箇所で行うとともに、ウィルス検知ソフトをサーバー及びクライアント PC へインストールすることで、セキュリティ対策を講じている。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全には平成 15（2013）年 11 月に国際規格である環境マネジメントシステム（ISO14001）を認証取得し、「東京聖徳学園環境方針」を定め、「建学の精神『和』のもとで、地球環境を大切にする心を育み、環境保全活動に積極的に取り組む『聖徳地球市民』を育成する」ことを宣言し、省エネルギー・省資源対策、そのほか地球環境保全に取り組んでいる。主な取り組み内容としては、松戸キャンパス全体の空調を中央コントロールルームでの一括管理、中水利用システム、人感センサーの導入など、エコキャンパスとして省エネを推進した。この取り組みについては、ISO 認証を返上した平成 30（2018）年度以降も継続して実施しており、毎年度、「環境報告書」としてまとめ、理事会へ報告するとともにウェブサイトにおいて広く社会に公表している（備付-217）。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

特になし。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

＜根拠資料＞

提出資料

1　学生便覧　2018

備付資料

130　ICT 講習資料、139 学内ウェブポータルシステム（Active Academy）利用の手引き、218　情報活用演習（基礎）初回ガイダンススケジュール・担当者、219　コンピュータ教室一覧 http://kanon.seitoku.ac.jp/media/?page_id=338、

備付資料-規程集

62 情報処理教育センター規程

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

（2）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

（3）　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

（5）　教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

（6）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

（7）　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

（8）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく技術サービス、専門的な支援、施設設備の充実の一環としては全学共通のポータルサイトを開設している。その一つとして、学生及び教職員用に学内ウェブポータルシステム（Active Academy）を導入し、学務・教務情報システムが稼動しており、教務連絡、履修状況管理、成績管理、授業支援（学生カルテ、アンケート、出欠管理など）、スケジュール管理などを行っている（備付-139）。

また、1 号館には「学生自習室」を設置し、平日（月曜日から土曜日まで）は原則として 7 時から 19 時（第二部の学生は 21 時 30 分）まで、日・祝日は 8 時から 17 時まで開放

している。（提出 1-p.123）

さらに､保育科のピアノを履修する学生の練習施設として 7 号館 7 階にピアノ練習室(個室）を 155 室（アップライトピアノ 155 台）と 1 教室（サイレントピアノ 90 台）を設置しており、平日は 7 時から 19 時（第二部の学生は 21 時 50 分）、休日は 7 時から 17 時まで使用可能となっている。

事務局の情報システム課及び総合メディア室は、情報処理の教育に関すること、学内ネットワークの利用教育に関すること等の業務を担い、学生及び教職員の情報活用能力の向上をめざして学生に対するガイダンスや教職員への情報処理に関する研修会等を実施して情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している（備付-130）（備付-218）（規程集-62）。また、コンピュータ演習室などの特別教室を整備し、専門教育科目における特別な PC 機器及びソフトウェアの充実を図り。適切な状態を保持している。例えば、1007 コンピュータ教室については、総合文化学科の教育課程編成・実施の方針に基づく授業内容に合わせたソフトウェア等の技術的資源を配置しており、CAD ソフト（VectorWorks）、3 次元 CAD ソフト（Form・Z）、イラストソフト（Adobe Illustrator）、CG 画像ソフト（Adobe Photoshop）等の専門的な学びの内容にあわせた技術的資源の配分がなされている。

学生が利用可能な情報環境としては、学生用パソコンの合計台数は大学と共用で 126 台である。その内、メディアパークでは、デスクトップパソコン 46 台、ノートパソコン 30 台が自由に使用できる環境を整備している。また、「メディア工房」では、パソコンを使ったデジタルビデオ編集、スキャナでの静止画像の取り込みから加工、大判プリンターでの印刷等が可能になっている。さらに、DVD・BD 等の視聴ができる AV ブースやビデオ作品制作のための撮影機材の貸し出し、スタジオを利用した撮影や音声の収録ができるスタジオも整備している。メディアパーク以外では、3 号館に 22 台、7 号館に 18 台、8 号館に 10 台のパソコンを設置している。このような形で、教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用し、学生の学習成果が獲得できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

本学のネットワーク環境は、学外向け回線としてベストエフォート 100Mbps で SINET（千葉）とベストエフォート 1 Gbps で SINET（東京）の 2 回線を利用している。学内基幹ネットワークは 1 Gbps を可能な配線とし研究室、一般教室、実験室等には情報コンセントを設置している。また、学内各所に無線 LAN スポットを設置しており、パソコンの持込による利用を可能とし、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。（提出-1 pp.215-232）。

学生の情報技術の向上については、全学共通科目に「情報活用演習（基礎）」「情報活用演習（教職）」を開設しており、1 年次において十分なリテラシー学習ができるよう配当している。

保育科は、保育現場におけるコンピュータの活用を念頭に置き、保育だより・保健だより等の文書作成や、運動会等の園行事のチラシ・ポスター・プログラムの作成、情報技術を用いた遊びのためのツールの作成を通して、Word、Excel、PowerPoint の使い方についての技術を習得させ、2 年次に「社会貢献の理論と実践」、「地域貢献活動の実践」における報告書作成やプレゼンテーション等で活用することにより、実践による継続的な

技術習得ができるよう配慮している。

また、総合文化学科は、上記全学共通科目以外に、１年次に専門基礎科目（情報技術）として「データ整理の方法」「プレゼンテーションの技法」「Web の表現技法」を開設し、学生が情報技術の基礎から応用まで十分学習できるようにしている。このような形で教員は新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行っている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ演習室等の特別教室についても、学科の教育課程・目的に応じて適切に整備している（提出-1　pp 215～pp232）（備付-219）。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

学内には、無線 LAN がまだ利用できない場所や接続しにくい場所があることから、無線LANスポットの更新及び増設については、今後必要に応じて検討していく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞

提出資料

17　平成 28 年度資金収支計算書・資金収支内訳表、18　平成 29 年度資金収支計算書・資金収支内訳表、19　平成 30 年度資金収支計算書・資金収支内訳表、20　平成 28 年度活動区分資金収支計算書、21　平成 29 年度活動区分資金収支計算書、22　平成 30 年度活動区分資金収支計算書、23　平成 28 年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表、24　平成 29 年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表、25　平成 30 年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表、26　平成 28 年度貸借対照表、27　平成 29 年度貸借対照表、28 平成 30 年度貸借対照表、32　学校法人東京聖徳学園寄附行為

備付資料

27　ISO 認証証明書、28　SEITOKU VISION 2023、72　SWOT 分析、130　ICT 講習資料、200　学校法人東京聖徳学園「SEITOKU REALISE SYSTEM」マニュアル、201　事務職員人材マネジメント制度、202　職務基準書、203　役割基準書、204　実績レビューシート、220 募金趣意書、221 人事計画、222 中期修繕計画、223 事業報告ウェブサイト　URL　http://www.seitoku.jp/files/2019_keiri_koukai_data.pdf、224 学園報

備付資料-規程集

63　学校法人東京聖徳学園資産運用規程

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

（2）　財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
③ 年度予算を適正に執行している。
④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

［注意］
基準Ⅲ-D-1 について
（a）日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
（b）文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

平成 30（2018）年度における日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）は「C3」となっている。法人全体の資金収支は、平成 28（2016）年度 4.4 億円の支出超過、平成 29（2017）年度 5.8 億円の収入超過、平成 30（2018）年度 15.5 億円の支出超過となっている。平成 30（2018）年度については、松戸キャンパス 7 号館耐震補強工事を実施しており、支出超過の大きな要因となっている。法人全体の事業活動収支の当年度収支差額は、平成 28（2016）年度 27.8 億円、平成 29（2017）年度 26.5 億円、平成 30（2018）年度 26.3 億円の支出超過となっており、平成 30（2018）年度の基本金組入前当年度収支差額においても、15.9 億円の支出超過となっているが、平成 29（2017）年度 17.0 億円の支出超過と比較すると改善している。主な支出超過の要因は、学生数の減少によるものである。なお、短期大学における事業活動収支の当年度収支差額においても、学生数の減少により平成 27（2015）年度 3.8 億円、平成 28（2016）年度 3.9 億円、平成 29（2017）年度 3.5 億円、平成 30（2018）年度 2.6 億円の支出超過となっている。また、平成 30（2018）年度においては、人件費を中心とした支出の削減等により、改善傾向にあり、短期大学の存続を可能とする財政を維持しているといえる。

法人全体の貸借対照表の状況については、短期大学の設置者である学校法人東京聖徳学園の平成 30（2018）年度資産額は、固定資産 80,098 百万円、流動資産 7,927 百万円、資産合計 88,025 百万円であり、負債額は、固定負債 10,810 百万円、流動負債 4,516 百万円、負債合計額 15,326 百万円、純資産額 72,699 百万円となっており、「貸借対照表関係比率」

では、特に「内部資産留保比率」、「運用資産余裕比率」、「繰越収支差額構成比率」の数値が、全国平均を大きく下回っており、改善が必要な状況ではある。ただ、固定比率が110.2%と 100%を超えてはいるものの、固定長期適合率は 95.9%であり 100%以下を維持している。

退職給与引当金は期末要支給額の 100%を引き当てており、その内一部については、特定資産を設定し、目的通りの引き当てを行っている。

資産運用は、「学校法人東京聖徳学園　資産運用規程」を整備し（規程集 - 63）、市中金融機関等への預金を中心とする適切な運用を行い、積極的な投資等の運用は行っていない。

教育研究経費の経常収入に対する比率は、平成 30（2018）年度は法人全体で 43.3%、短期大学においては 48.1%と 20%を超えており、学生の教育に必要な経費の支出は充分である。

資金配分については、財務調整課が各部門から提出された予算要求を検討し、理事会の審議を経て、学園全体の事業活動収支の均衡を図った各部門の配分原案を作成して、実行している。平成 30（2018）年度における短期大学の教育研究用機器備品は 15 百万円、図書支出は 9 百万円となっており、法人全体の支出からみても、適切に資金配分を行っているといえる。

監査法人による改善要求については、その都度修正しており、決算についての指摘事項は特別なかった。なお、日常業務を遂行していく上での改善提案は何点かあったので、改善計画を策定し進めて行く。

寄付金については、施設設備の充実などを目的とした学園創立 80 周年記念事業募金を平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度末まで学園全体で行い、累計額は 782 百万円の実績を挙げている。平成 29（2017）年度から「聖徳大学香和会五十周年記念奨学基金」、平成 30（2018）年度から「聖徳教育学術振興募金」「Seitoku 古本募金」を新たに実施している。また、文部省高等教育局私学部長通知「新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄付金について（通知）」、及びそれに関するＱ＆Ａの手順に従い、「任意であることを明示」したうえで「入学手続後」に募集を行っている、従って、寄付金の募集は適切に行われている（備付-220）。なお、学校債の発行は行っていない。

短期大学(通学課程)の収容定員充足率は、下表のとおり減少傾向にあり、平成 30(2018)年度は 45.39%まで減少した。特に、保育科第二部、総合文化学科においては 40%を下回った。これを受けて令和元（2019）年度から入学定員の変更を行い、通学課程においては保育科第一部で 350 名から 200 名へ、保育科第二部では 50 名を 30 名へ、総合文化学科では 140 名を 50 名へと、入学者の実態に合わせた入学定員減を行った。また、通信教育部の保育科においても、500 名の入学定員を 200 名とした。短期大学（通学課程）の収容定員充足率は以下の通りである。

【短期大学（通学課程）の収容定員充足率一覧表】

学科	事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保育科第一部	収容定員	700	700	550

	在籍者数	464	355	311
	収容定員充足率	66.3%	50.71%	56.54%
保育科第二部	収容定員	150	150	130
	在籍者数	64	49	38
	収容定員充足率	42.7%	32.66%	29.23%
総合文化学科	収容定員	280	280	190
	在籍者数	130	109	107
	収容定員充足率	47.1%	38.92%	56.31%
計	収容定員	1,130	1,130	870
	在籍者数	658	513	456
	収容定員充足率	58.2%	45.39%	52.41%

学生数の減少に伴い支出超過が続いているが、人件費を中心とした支出の削減等により、財務体質の維持に努めている。

財的資源の適切な管理体制については、大学・短期大学、附属学校等、学園全体としての中期目標である「SEITOKU VISION 2023」を策定し、理事会、評議員会に報告・承認されている。この中期計画では、令和５（2023）年度までに達成すべき学園共通の達成目標値として、「収容定員充足率を全学科 80%～120%確保」「業務量削減率 50%以上」「経費削減率 10%以上」を掲げている。かかる学園共通目標の達成に向け、学園全部門においてそれぞれ部門の 5 年後ビジョンを設定し、さらにそれを達成するための年度単位の計画及び具体的施策を立案し、取り組んでいる。各部門は計画を着実に遂行し、定員充足による学生生徒等納付金・経常費補助金の確保等による収入の増加、業務の合理化・効率化による業務量削減による時間外手当をはじめとする人件費の削減や経費の削減による支出の抑制に取り組み、安定した財政基盤を築いていく（備付-28）。

この計画に基づいた事業計画と予算については、速やかに関係部門に周知・指示されている。

年度予算の執行については、各部署で作成された予算執行伝票を財務調整課と経理課による二重チェックを行い、適正に行っている。

日常的な出納業務については「東京聖徳学園経理規程細則」及び手順書等に基づき、効率的に行っており、定期的に経理責任者及び理事長へ報告している。

資産及び資金については、「東京聖徳学園経理規程」及び「東京聖徳学園経理規程細則」に基づき、適切に管理と運用を行っており、月次試算表についても、毎月作成し、定期的に経理責任者及び理事長へ報告している。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学の将来像が明確になっている。

（2）　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

（3）　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。
③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本学園は、学園創立以来、建学の理念である「和」の精神の下、独自の人間教育カリキュラムを通じて、高い品性と深い教養を身につけ、専門性を極めた高い実践力を持つ、亜誰からも信頼される人間力豊かな女性の育成を目指している。そのために、高い品質の教育サービスの提供を目指し、その実現を目指す仕組みの構築に努力を傾けており、学園創立 70 周年を期して、平成 15（2003）年 11 月 18 日に、本学園が築き上げた独自のシステムを体系化して「聖徳リアライズシステム」(SEITOKU REALISE SYSTEM)を構築した（備付-200）。このシステムは,国際規格の ISO9001 教育の質マネジメントシステム及び ISO14001 環境マネジメントシステムの規格に適合するものとして ISO の認証を取得している（備付-27）。平成 30（2018）年度には、これまでの取り組みにより、目的達成や課題解決にむけた計画管理と、目的達成のため必要な活動の手順化による管理が定着したことを受けて、ISO の認証は返上したが、これまで行ってきた継続的改善による教育の質向上の取り組みは引き続き継続している。

平成 30（2018）年度には、建学の精神「和」の実現に向け、学園全体の中期計画として「SEITOKU VISION 2023」を策定し短期大学の将来像を明確にした。学科等は、この「SEITOKU VISION 2023」に基づき年度毎に年度計画を作成し、その達成状況を年度末（2 月）の「年度計画レビュー及び次期年度計画事前検討会」で確認している。

短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析については、活動に影響を与える可能性のある事項を環境側面（内的要因・外的要因）として抽出し、前年度の成果と反省を踏まえた次年度計画へと反映し、日々、改善に取り組んでいる（備付-72）。

この中期計画では、令和 5（2023）年度までに達成すべき学園共通の達成目標値として、「収容定員充足率を全学科80%～120%確保」「業務量削減率50%以上」「経費削減率10%以上」を掲げている。かかる学園共通目標の達成に向け、学園全部門においてそれぞれ部門の5年後ビジョンを設定し、さらにそれを達成するための年度単位の計画及び具体的施策を立案し、取り組んでいる。

学生生徒等納付金の源泉となる学生の確保については、本学が長年に亘り幼児教育等に積極的に傾注してきた教育への取組評価もさることながら、受験生への情報提供、オープンキャンパス等の内容見直し、教職員の高校訪問の強化及び入試方法等の改善を行うなど、志願者及び入学者の確保に積極的に努めてきた。短期大学の志願者は、平成 27（2015）年度 578 名、平成 28（2016）年度 490 名、平成 29（2017）年度 438 名、平成 30（2018）年度 317 名と減少していたが、令和元（2019）年度 361 名と増加した。入学者についても、平成 27（2015）年度 382 名、平成 28（2016）年度 338 名、平成 29（2017）年度 272 名、平成 30（2018）年度 214 名と減少したが、令和元（2019）年度 226 名と増加した。

人件費については人事課による人事計画に基づき、計画的に進めている（備付-221）。

施設設備については施設管理課による中期修繕計画に基づき、耐震化も併せて計画的に進めている（備付-222）。

外部資金の獲得については、短期大学の採択制の補助金として、平成 27（2015）年度 10,690 千円、平成 28（2016）年度 10,237 千円、平成 29（2017）年度 9,027 千円、平成 30（2018）年度 282 千円を獲得し、科学研究費助成事業として、平成 27（2015）年度 923 千円（研究代表 780 千円、研究分担 143 千円）（間接経費含む）、平成 28（2016）年度 1,300 千円（研究代表 1,040 千円、研究分担 260 千円）（間接経費含む）、平成 29（2017）年度 1,378 千円（研究代表 1,235 千円、研究分担 143 千円）（間接経費含む）、平成 30（2018）年度 1,378 千円（研究代表 1,235 千円、研究分担 143 千円）（間接経費含む）を獲得している。また、寄付金については、施設設備の充実などを目的とした学園創立 80 周年記念事業募金を平成 25（2013）年度より行っており、平成 29（2017）年度末までの累計額は、法人全体で合計 782 百万円の実績を挙げている。学園が所有する遊休資産について、平成 30（2018）年度に一部売却した。令和元年度についても、売却に関する条件等が整い次第、売却する予定である。

人件費の削減については、人事計画に基づき教職員の削減を行い、教職員人件費は平成 30（2018）年度と平成 29（2017）年度を比較すると法人全体で 265 百万円減少している。

管理経費についても、平成 30（2018）年度と平成 29（2017）年度を比較すると法人全体で 21 百万円減少している。

財務情報の公開については、寄附行為第 36 条（財産目録等の備付け及び閲覧）第２項に、「この法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書及び業務又は財産の状況の監査報告書を事務所に備えておき、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」と定め、私立学校法の定めるところに従い、閲覧に供している。また、教職員及び後援会等に毎月発行し配付している学園報に資金収支計算書を毎年掲載して教職員で危機意識を共有するとともに、ウェブサイト上で公表し、広く社会に周知している（提出-33 第 36 条）（備付-223）（備付-224 2018 年 7 月号）。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

短期大学（通学課程）の収容定員充足率は、前述のとおり低下傾向にあり、平成 30（2018）年度は 45.39％まで低下した。令和元（2019）年度は入学定員の変更を行い、52.41％まで回復したが、引き続き学生募集の改善が必要な状況である。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

令和元（2019）年度から入学定員の変更を行い、通学課程においては保育科第一部で 350 名から 200 名へ、保育科第二部では 50 名を 30 名へ、総合文化学科では 140 名を 50 名へと、入学者の実態に合わせた入学定員減を行っている。また、通信教育部の保育科においても、500 名の入学定員を 200 名としている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

一部学科における、必修科目の専任教員の担当割合が低い状況については、社会のニーズや受験生の動向を踏まえ、教育課程の見直しにより、改善を図る。

専任教員における研究活動の活性化を推進するとともに、科学研究費補助金をはじめとする外部研究費等の獲得の強化を図る。

事務職員においては、学園のミッション・ビジョンの実現を人材マネジメント制度の運用を通じて実現させることを目指し、既に平成 24（2012）年度から新人材マネジメント制度を導入した。この制度は、役割等級を基盤とし、スキル・役割・職責に基づいた評価・処遇・人材育成へと繋がる制度を目指すものであり、次のとおり求める人材像として定義している。

①学園全体への貢献とは何かを自身で考え、行動する人材
②少数精鋭の組織を担うプロフェッショナル人材
③チームワーク、コミュニケーションを通じて、人を育てる人材

この制度の運用と定着に力をいれていくと共に、事務職員の人材開発制度構築を進め、ＳＤの強化を図っていく。

技術的資源については、その大半を占める情報関連のハード及びソフトは日進月歩で進化しており、これに相応する設備整備が必要となる。特に近年は学生のパソコン所有率が増加し、それとの互換性も考慮し計画的に更新していく。また、既存のＡＶ機器だけでなく、電子黒板をはじめ、多種多様な情報機器の総合的活用が教育に不可欠となっている現状を踏まえ教員の ICT 活用能力向上が必要となっており、これに対応した講習会等を継続的に実施していく。

防犯対策として、既に平成 24（2012）年４月１日から学内へ入校する際に学生証又は教職員証の提示を義務付けた。

財務計画の基本目標である、事業活動収入に対する①事業活動支出差額の比率を５％とする、②事業活動収支差額の比率を 10%以上にする、③流動資産に係る関係比率を全国平均並とする、の以上３項目を達成するため、「定員充足による学生生徒等納付金の確保」、「寄付金等の外部資金の獲得」、「人件費の削減」、「管理経費の圧縮」等について積極的に取り組み、今後とも５年後のビジョンの財務計画を着実に遂行する。

改善計画の実行状況

必修科目の専任教員の担当割合については、計画的に順次専任教員の受け持ち科目を増やしており、平成 24（2012）年度には 45.8%であった総合文化学科の必修科目の専任教員比率は平成 30（2018）年度においては 71.1%にまで上昇している。

専任教員の研究活動の活性化を推進し、科学研究費補助金をはじめとする外部研究費等の獲得の強化を図るため、教員会において知財戦略委員会と事務局の教育研究推進部知財戦略課による、科学研究費助成事業（科研費）の申請に関する説明会を毎年開催し、採択者の発表や研究計画書の書き方について勉強会を行うなど獲得に向けた積極的な取り組みを実施している。

事務職員のＳＤの強化については、「事務職員人材マネジメント制度」を確立し導入した。この制度には、各組織の業務に必要な知識・能力等を定めた「職務基準書」、職位の役割を定めた「役割基準書」、グレード職務要件とグレード昇格要件を設定しており、この基準書に基づき、所属長が「実績レビューシート」を活用して、半期（上期・下期）毎の研修目標を設定し、OJT による研修を実施している（備付-201）（備付-202）（備付-203）（備付-204）。

技術的資源に関しては、近年の学生のパソコン活用の実態に対応し、平成 23（2011）年度より学生生活に必要な情報を提供する共通のポータルサイトを開設した。その一つとして、学生及び教職員用に学内ウェブポータルシステム（Active Academy）を導入し、学務・教務情報システムが稼動しており、教務連絡、履修状況管理、成績管理、授業支援（学生カルテ、アンケート、出欠管理など）、スケジュール管理などを行っている。また、平成 31（2019）年２月には情報システム課による教職員対象のクリッカー講習会や Moodle 講習会を実施する等、教職員のＩＣＴ活用能力向上にも取り組んでいる（備付-130）。

財務改善の主な施策として、学園全体で学生募集活動に注力し入学者・在籍者を増加させることによる「定員充足による学生生徒等納付金の確保」、施設設備の充実などを目的とした寄付金収入の増加を目指す「寄付金等の外部資金の獲得」、人事計画に基づく教職員の削減を中心とする「人件費の削減」、一般的な経費の見直しを行うことで経費の削減を行う「管理経費の圧縮」に全学園を挙げて取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和５（2023）年度までに達成すべき学園共通の達成目標値として、「収容定員充足率を全学科 80％～120％確保」「業務量削減率 50％以上」「経費削減率 10％以上」を掲げている。かかる学園共通目標の達成に向け、学園全部門においてそれぞれ部門の 5 年後ビジョンを設定し、さらにそれを達成するための年度単位の計画及び具体的施策を立案し、取り組んでいる。各部門は計画を着実に遂行し、定員充足による学生生徒等納付金・経常費補助金の確保等による収入の増加、業務の合理化・効率化による業務量削減による時間外手当をはじめとする人件費の削減や経費の削減による支出の抑制に取り組み、安定した財政基盤を築いていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

提出資料

33　学校法人東京聖徳学園寄附行為

備付資料

37　理事会議事録、224　学園報、225　学校法人東京聖徳学園　第 85 回創立記念日式典・慶讃法要、226　SEITOKU VISION 2023（5 年後ビジョン 2023）で目指す姿

備付資料-規程集

なし

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

（2）　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

（3）　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長の選任は、寄附行為第８条（役員）第２項に「理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。」と定めており、建学の精神及び教育理念・目的を充分に理解し、学園の発展に寄与できる者を理事会において選任している（提出-33 第８条２項）。

なお、理事長・学長は、入学式の告辞をはじめとし、さまざまな学校行事の機会を通じ、本学の建学の精神である「和」について語っている。

また、教職員については、４月 27 日の創立記念日式典、12 月末の研修会、「新年顔合わせ会」などの全教職員が集まる機会に歴史や経緯を含め、繰返し説明や講話を行っており、全教職員で建学の精神を共有している。さらに、「学園報(新年特別号)」の年頭所感に、具体的に取り組む課題などを示し、全教職員に提示している（備付-224 2019 年新年特別号）（備付-225）。

以上のとおり、理事長は建学の精神及び教育理念・目的を充分に理解し、学園の発展に寄与できる者である。

理事長の職務については、同第 14 条に、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めており、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している（提出-33 第 14 条）。なお、同第 15 条に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と定め、理事の代表権の制限についても明確にしている（提出-33 第 15 条）。

決算及び事業の実績の報告は、寄附行為第 35 条（決算及び実績の報告）に基づき、毎会計年度終了後２月以内に、監事の監査を受け、５月理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている（提出-33 第 35 条）。

「学校法人東京聖徳学園寄附行為」第 18 条第１項に「この法人に理事をもって組織する理事会を置く」と定め、同条第２項において「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、寄附行為第 18 条第３項の規定に基づき理事会を招集し、同条第７項に基づき、議長を務めている（提出-33 第 18 条）。

理事会は、定例（５月、３月）と臨時を開催しており、年間予定として、５月、７月、９月、11 月、12 月、３月の６回を予定し、臨時理事会については、議案の有無に応じ開催を決定している。なお、理事会の開催は、この予定に限定されるものではなく、必要に応じて、臨時理事会を開催している。

認証評価については、事業計画として計画し、適宜、理事会及び評議員会へ報告している。直近の例は平成 30（2018）年度に聖徳大学大学院教職研究科が受けた認証評価であり、その報告の状況は次のとおりとなっている。

＜平成 30（2018）年３月 19 日理事会報告＞

平成 30（2018）年度聖徳大学の事業計画として教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況に関し、平成 30（2018）年度に一般財団法人教員養成評価機構の教職大学院等認証評価を受けることを計画していることを報告

した。

＜平成 30（2018）年 7 月 11 日理事会報告＞
聖徳大学大学院教職研究科の認証評価について、平成 30（2018）年度に一般財団法人教員養成評価機構の教職大学院等認証評価を受けるにあたり、「教職大学院認証評価自己評価書」を 6 月 27 日付けで提出したことを報告した。

＜平成 30（2018）年 12 月 12 日理事会報告＞
平成 30（2018）年 11 月 1 日から 2 日の期間で訪問調査が実施されたこと及び今後のスケジュールについて報告した。

＜平成 31（2019）年 3 月 13 日理事会報告＞
聖徳大学大学院教職研究が、平成 30（2018）年度に一般財団法人教員養成評価機構の認証評価を受けた結果、基準に適合しているとする認証評価結果案が提示されたことを報告した。

このように本学園は、不断の継続的改善により課題が事業計画に反映され、この継続的な改善活動によって認証評価を受けており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
さらに平成 30（2018）年度には、「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」にのっとって行われた、各学科の自己点検・評価活動に基づく内部質保証による教育の質向上のための取り組みに対する各学科の自己評価結果と、自己点検・評価委員会によるヒアリング結果及びその総括が理事会で報告された（備付-37）。今回の短期大学部認証評価に提出する自己点検・評価報告書についても、理事会及び評議員会で議案として審議されている（備付-37）。このような形で、理事長・学長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを機能させている。
毎年５月の理事会には、学園各部門で部門を取り巻く外部・内部環境を分析して作成した部門毎の５年後ビジョン・年度計画の概要をとりまとめた、「SEITOKU VISION 2023（5 年後ビジョン 2023）で目指す姿」（備付-226）が提出されている。このような形で理事会は短期大学の発展のために必要な学内外の必要な情報を収集している。。
「学校法人東京聖徳学園寄附行為」第 18 条第１項に「この法人に理事をもって組織する理事会を置く」と定め、同条第２項において「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、理事で構成する理事会が本学園の最高意思決定機関であることを明確にしており、理事会は短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している（提出-33 第 18 条）。
また、管理運営に関する諸規則として「学校法人東京聖徳学園組織規程」をはじめ、短期大学の上位規則となる「聖徳大学短期大学部学則」「聖徳大学短期大学部通信教育部学則」を理事会によって定め運営しており、理事会は短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
「学校法人東京聖徳学園寄附行為」の定める基本方針により、本学の管理運営に関する

規定は、「学校法人東京聖徳学園組織規程」の第３章「教学部門」の第２節「短期大学部」及び第４章「事務部門」において学長以下の役職者の任務等について定めている。このような形で、理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事は、私立学校法第 38 条各号の規定に基づき、「学校法人東京聖徳学園寄附行為」第９条に役員の選任規定を定めており、本学園の建学の精神を理解し、本学園の健全な経営について学識及び識見を有する者が選任されるよう定めている（提出-33 第９条）。

理事は、私立学校法第 35 条第１項に「理事５人以上及び監事２人以上を置かなければならない」、同条第２項「理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。」と定められている。この規定に基づき本学園では「学校法人東京聖徳学園寄附行為」第８条第１項に「理事８人以上 10 人以内、監事２人」、同条第２項に「理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。」と定めており、法令及び寄附行為に基づき適切に理事を構成している（提出-33 第８条）。

また、寄附行為第 13 条（役員の解任及び退任）第２項第三号に、「役員は、学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったときは退任する。」と定めており、学校教育法第９条（校長及び教員の欠格事由）の規定を準用し定めている（提出-33 第 13 条）。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

特になし。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事会は、寄附行為に基づき、法人の事業計画と予算、事業報告と決算、寄附行為や学則等の重要な規程の改廃、設置している学校の学部・学科の構成などの重要事項について審議、決定を行っている。

なお、理事会に付議される学則等の重要規程の改廃や学科の構成などの重要事項については、短期大学部運営上の重要事項は学長が招集し議長となる「学科長会」に審議を求め、教育研究上の重要事項は学長が招集し議長となる教授会で審議し、教育研究に関する専門的な観点から意見を求めている。

また、理事長は短期大学部の学長を兼務していることもあり学則変更等においても教学組織との連携が取れている。

理事会には、議題の提案説明を行う学園の幹部（法人事務局からは学園事務局長、短期大学部から大学事務局長）等が出席しており、業務運営における円滑な意思の疎通が図れる体制を構築している。

決定事項は、理事会の事務を担当する総務部総務課から当該事務を所管する部署へ連絡され、意思疎通を図り、迅速な業務執行体制を築いている。

学園の理事会は、最高意思決定機関であり、寄附行為第 18 条に基づき、法人の重要事項を審議･決定している。短期大学部から理事会へ付議される短期大学部の学則の改正等、重要事項の決定や活動状況報告などについては、事務局の幹部として、法人事務局から学園事務局長、短期大学部から大学事務局長等が理事会に出席して議題の提案説明を行っている。また、理事として、学長及び副学長が選任され理事会に出席しており、短期大学部

の意思決定の過程を踏まえ、情報を共有して、相互チェックが果たせる体制で審議・決定を行っている。これらのことは、本学の理事長及び理事会のリーダーシップとして特筆すべき事項である。

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

提出資料

1　学生便覧　2018、2　聖徳大学短期大学部学則、6　三つのポリシー(聖徳大学大学院・聖徳大学・聖徳大学短期大学部)、7　三つのポリシーウェブサイト http://www.seitoku.jp/univ/about/education_policy_jc.shtml、8　教育課程（履修要項）2019 年度、9　教育課程（履修要項）平成 30 年度

備付資料

209　服務のしおり、224　学園報、225　学校法人東京聖徳学園　第 85 回創立記念日式典・慶讃法要、、227　教授会議事録

備付資料−規程集

1　聖徳大学短期大学部企画委員会規程、30　学校法人東京聖徳学園組織規程、64　聖徳大学短期大学部学長選任規程、65　聖徳大学短期大学部学科長会規程、66　聖徳大学短期大学部教授会規程、67　履修規程（短期大学部）、68　履修規程（短期大学部）第 20 条の規定に基づく退学勧告に関する内規、69　聖徳大学・聖徳大学短期大学部合同教授会規定

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2)　学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の

審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。
② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
⑤ 教授会の議事録を整備している。
⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

本学は、学長が短期大学部の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう、学長の下、学長の諮問に応じて短期大学部の運営に関し重要事項の審議及び連絡調整を行う「学科長会」、学長が意思決定を行うに当り審議し、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる「教授会」、特定の事項を審議する「委員会」等を設置するとともに、学長を補佐する副学長及び学長補佐の体制を構築している（規程集-30 第 24 条の２）。

学長は、「学科長会」を招集し議長となり、短期大学運営上の重要事項について諮問し、審議を求め、また、「教授会」を招集し議長となり、教育研究上の重要事項について審議し、教育研究に関する専門的な観点から意見を求め、意志決定を行っている（規程集-64）（規程集-65）（規程集-66）。

聖徳大学短期大学部学長選任規程第２条に「学長は、人格高潔にして学識に富み、学園の教育研究方針を実現する本学の教学面の責任者でなければならない。」と定め、選任している（規程集-64 第２条）。

短期大学部の学長は個人調書にも記載のとおり、人格高潔にして学識に富み、学園の教育研究方針を実現する本学の教学面の責任者としてふさわしい人物である。

学長は、入学式の告辞をはじめとし、さまざまな学校行事の機会を通じ、建学の精神「和」について説明している。また、学生及び保護者並びに教職員に配付している学生便覧においても建学の精神「和」について記載している（提出-1 pp.16-17）。教職員に対しては、４月 27 日の創立記念日式典、「新年顔合わせ会」などの全教職員が集まる機会に歴史や経緯を含め、繰返し説明や講話を行っており、全教職員で建学の精神を共有している（備付-225）。さらに、「学園報（新年特別号）」の年頭所感に、具体的に取り組む課題などを示し、全教職員に提示している（備付-224 2019 年新年特別号）。

本学は、これらのことを踏まえて中期計画及び年度計画を策定し、計画的に全教職員が計画の実現、課題解決に努めており、学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、聖徳大学短期大学部学則第 65 条、66 条で定めた学生に対する懲戒（退学、停

学及び訓告の処分）の規程に基づき、聖徳大学短期大学部教授会規程第４条第５号に、学生に対する懲戒の手続きを定めている（提出-2 第 65 条、66 条）（規程集-66 第４条第５号）。

また、履修規程（短期大学部）第 20 条（退学勧告）で定めた退学勧告の規程に基づき、退学勧告に関する内規を定め、学期 GPA が３学期連続して 1.00 未満の学生のうち、学業を継続することが困難であると判断した者に対して、学長が退学を勧告することができるとし、学長は著しく成績不良で学業継続が困難な学生に対し、退学を勧告する手続きを定めている（規程集-67 第 20 条）（規程集-68）。

学長以下の役職者の職務については、「学校法人東京聖徳学園組織規程（以下「組織規程」という。）」の第３章（教学部門）の第２節（短期大学部）に定めている。学長は、組織規程第 14 条に「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めており、短期大学の教育研究に関する運営を統督している（規程集-30 第 14 条）。

学長の選考は、「聖徳大学短期大学部学長選任規程」に基づき、理事長が指名し、理事会に諮り、学長を任命している。なお、学長の任期は４年で再任が可能となっている（規程集-64）。また、学長を補佐する体制として、副学長及び学長補佐を置いており、副学長は組織規程第 15 条に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」、学長補佐は組織規程第 15 条の３に「学長の指示のもと、特定の重要事項について企画、立案及び連絡調整に当たる。」と職務を定め、職務を遂行しており、学長は教学運営の職務遂行に努めている（規程集-30 第 15 条）。

学長は、聖徳大学短期大学部教授会規程に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で意思決定を行っており、教授会を審議機関として適切に運営している（規程集-66 第２条及び第４条）。

教授会は、「聖徳大学短期大学部学則」第 40 条及び「聖徳大学短期大学部教授会規程」にその審議事項を次のとおり規定しており、服務のしおりや学生便覧に掲載するなどして教職員等に周知している（提出-1　ｐ.168）（提出-2 第 40 条）（備付-209）（規程集-66）。

【聖徳大学短期大学部学則第 40 条　教授会審議事項】

一　教育課程に関する事項
二　学生の入学、休学、転学、退学、留学、除籍等に関する事項
三　学生の卒業、課程修了の認定、学習評価及び学位に関する事項
四　学生の生活指導に関する事項
五　学生の賞罰に関する事項
六　その他、教育研究に関する重要事項で、学長が必要と認めた事項

なお、併設の聖徳大学と合同で審議する事項については、「聖徳大学短期大学部教授会規程」第３条（組織）第３項に「必要に応じて、聖徳大学教授会と合同で開催することができる」との規定にのっとり、「聖徳大学・聖徳大学短期大学部合同教授会規定」を定めて適切に運営している（規程集-66 第３条）（規程集-69）。なお、教授会の議事録は、教授会の事務を担当する総務部総務課が整備している（備付-227）。

三つの方針については、ウェブサイトで公表するとともに（提出-7）、教育課程（履修要項）にも掲載し、全教職員、保護者、学生へ配布し周知を図っている。その変更については平成 30（2018）年度には教授会にも報告されており、教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している（提出-6）（提出-8）（備付-227）。

学長の下に聖徳大学短期大学部の改革と将来計画に関する審議を行う「企画委員会」と自己点検・評価に関する審議を行う「自己点検・評価委員会」等を置き、学長のリーダーシップとガバナンス改革の促進と自己点検・評価を円滑に実施する体制を整備している。このような形で学長の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している（規程集-1）。

さらに、学長が招集し議長となる「学科長会」のもとに「教務委員会」「学生生活委員会」「キャリア支援委員会」等の委員会を次のとおり設け、規程に基づき、それぞれ所管事項の立案や実施を行う体制を整備している。

【委員会組織】（平成 30（2018）年度）

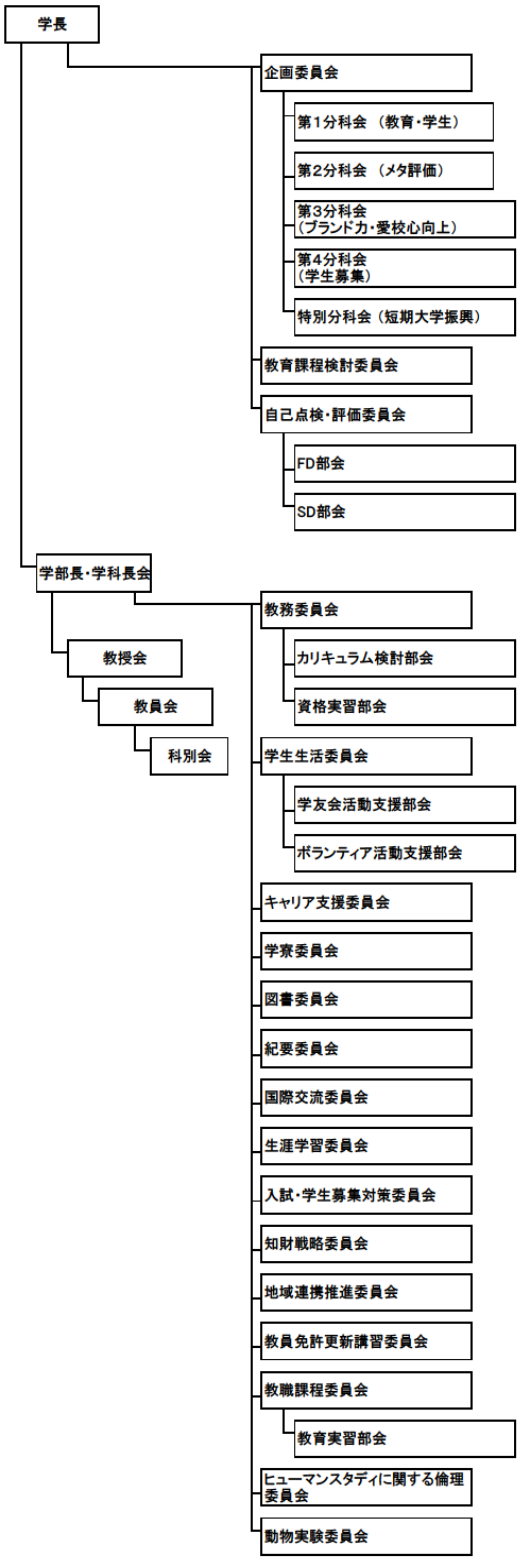

以上のとおり、学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し、

適切に運営している。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

短期大学の意思決定の仕組みや学長のリーダーシップが発揮できる組織の構築及び運営を行っているが、現状の継続だけでなく、短期大学を取巻く環境の変化のスピードに対応できるよう、PDCA サイクルによる継続的な検証・確認を行い、意思決定機能の改善・向上を図っていく。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞

提出資料

33　学校法人東京聖徳学園寄附行為

備付資料

208 業務の自己点検（セルフチェック）及び次期年度計画策定　説明会次第、228　監事による監査記録等、229　監査報告書、230　理事・評議員名簿、231　評議員会議事録

備付資料−規程集

6　学園文書処理規程

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

(2)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

(3)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事の職務については、私立学校法第 37 条３項　①法人の業務を監査すること、②法人の財産の状況を監査すること、③法人の財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること、④第１号又は第２号の規定による監査の結果、法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること、⑤前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること、⑥法人の業務又は財産の状況につい

て理事会に出席して意見を述べることを規定に基づき寄附行為第 17 条にその職務を定めている（提出-33 第 17 条）（備付-228）。

監事の業務の執行状況等としては、日常業務は、「学園文書処理規程」に基づく、稟議決裁手続きの決裁過程において、関係部署、管理部門の部課長、事務局長の確認があり、事前の相互チェックとガバナンスの仕組みが機能している（規程集-6）。この決裁後の稟議書類を常勤監事がチェックし、必要に応じ当該起案部署に意見を述べている。

また、理事長が主宰する学園部課長会、附属学校連絡会などの会議へ出席し、意見を述べるなど業務執行の状況等について監査を行っている。

さらに、毎年度末に実施している年度計画レビュー及び次期年度計画の事前検討会に出席し、学園各部門の業務の質の自己点検・評価（セルフチェック）の結果の報告を受け、部門毎の年度計画の振り返りと次年度計画策定についても意見を述べる形で、業務監査を行っている（備付-208）。

財務の状況についての監査は、監査法人及び監事による会計監査を基本として実施している。監査法人による監査は、会計士総勢６人の体制で、年 27 回行っており、学校法人会計基準にのっとり、適切な会計処理が行われているか、私立学校振興助成法に準拠しているか、本学経理規程にのっとり適正な経理処理が行われているか等、内部統制の確認、検証を含め、様々な観点から監査と検証を行っている。

なお、監事は期中・期末監査とも会計監査内容の報告を受ける等、監査法人と連携した体制を取っており、日常的に問題点や疑問点を相談して業務が円滑に進められるように努めている。

このような形で、独立監査人による監査が適正になされているか、並びに法人全体の会計処理が学校法人会計基準に則った会計処理であるか、そして財産の状況が適切かつ妥当であるかなどを監査している。

さらに、理事会・評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるとともに毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会へ提出し、報告を行っている（備付-229）。

これらの監査によって、学校法人会計基準に基づいた経理処理の適正性や継続性、経営内容の健全性、安全性については充分に検証している。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2)　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

理事は、寄附行為第８条第１項にその定数を「８人以上 10 人以内」と定め、現員８人で構成している（令和元年５月１日現在）。評議員は、寄附行為第 20 条第２項に評議員の定数を「19 人以上 23 人以内をもって組織する。」と定め、現員 20 人で構成しており（令和元年５月１日現在）、理事定数の２倍を超える数の評議員をもって評議員会を組織

している（提出-33 第８条）（備付-230）。

評議員会は、定例（３月、５月）及び臨時開催としており、臨時開催は理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の３分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合に開催することとなっている（提出-33 第20条第３項、同４項）。

評議員会は、寄附行為の規定により評議員総数の過半数の出席をもって開催運営しており、議長は、会議のつど評議員のうちから評議員会において選出することとなっている（提出-33 第20条第７項、同８項）。

評議員会の諮問事項は、私立学校法第42条の規定に従い、次のとおり寄附行為第22条に定めており、理事長の諮問機関として適切に運営している（備付-231）。

【学校法人東京聖徳学園　寄附行為】

（諮問事項）
第２２条　次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
（１）予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
（２）事業計画
（３）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
（４）寄附行為の変更
（５）合併
（６）目的たる事業の成功の不能による解散
（７）寄付金品の募集に関する事項
（８）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

また、理事長は、監事の意見を付し、毎会計年度終了後２月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めることとなっている（提出-33 第35条第２項）。以上のとおり、評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している（備付-231）。

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

教育情報については、学校教育法施行規則第 172 条の２の規定に基づき、短期大学部における教育活動等の状況やその成果に関する情報を次のとおりウェブサイト上で広く社会に公表している。

【情報公開項目】

1 学校法人の概要

（1）建学の精神、（2）歴史と現状、（3）設置学校等、（4）役員、評議員及び教職員に関する情報、（5）当該年度の主な事業計画の概要（H31（2019）年度事業計画）

2 教育研究の概要

学長のメッセージ

1）教育研究上の目的並びに取得可能な学位に関する情報

◆大学、大学院、短期大学ごとの目的

◆学部・学科・課程・研究科、専攻ごとの教育研究上の目的

◆３つのポリシー（聖徳大学大学院、聖徳大学、聖徳大学短期大学部）

※学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針

2）教育研究上の基本となる組織に関する情報

◆学部、学科、研究科、課程等の名称

大学・短期大学・大学院　　通信教育

◆研究機関・附属施設

◆入学定員、収容定員及び修業年限

3）教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報

◆教員組織

・組織機構図、

・会議・委員会組織図

◆教員数及び教員の学位保有状況

◆教員の業績等（学科から見る　氏名から見る）

4）学生に関する情報

◆入学者、在学者数

◆卒業者(学位授与数)、就職者等

◆卒業後の進路状況　産業別就職者数　就職データ

5）教育課程、学習の成果にかかる評価及び卒業認定にあたっての基準に関する情報

◆教育課程及び卒業（修了）に必要な修得単位数

大学、短期大学、大学院、大学（編入学）

通信教育（大学・短大）、通信教育（大学院）

◆授業計画（シラバス）

大学、短期大学、大学院、通信教育

6）学習環境に関する情報

◆交通アクセス

◆キャンパスマップ

◆川並弘昭記念図書館

7）学生納付金に関する情報

◆授業料、入学金、その他の費用徴収

大学、短期大学、大学院
通信教育(大学)、通信教育(短期大学)、通信教育(大学院)
◆利用できる奨学支援制度
入試特待制度
8）学生支援と奨学金に関する情報
◆学生支援
学生支援組織（事務）、キャリア（就職・進学）支援、学生寮、履修、留学生支援、課外活動（クラブ同好会）、保険制度、保健・衛生等
◆奨学金制度
9）動物実験に関する情報
動物実験指針
動物実験委員会規程
動物実験施設年次報告
平成21～30年度
動物実験教育訓練実施報告書
平成22～30年度
10）研究活動及び研究費に係る運営、管理体制
聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る行動規範
聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程
公的研究費における不正使用防止計画
研究活動及び研究費に係る運営・管理体制(組織図)
聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する通報等に関する取扱い要領
3 特色ある取組みの内容
1）教育力向上の取り組みの概要
◆聖徳大学・聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー
◆聖徳教育
2）国際交流の概要（留学、協定校、国際交流施設）
3）社会貢献・連携活動の概要
◆大学間連携
鳴門教育大学との連携協定
◆単位互換制度
◆産官学連携
◆高大連携授業
◆公開講座 聖徳大学オープン・アカデミー（SOA）
◆教員免許更新講習
◆免許法認定公開講座
◆司書・司書補講習

◆夏期保育大学
◆管理栄養士試験対策
◆研究所（ニュース、講座、イベント等）
児童学研究所、言語文化研究所、生涯学習研究所
◆心理教育相談所
※心の悩み、子ども問題、家族の問題に関する相談
◆環境報告書
◆ニュース・イベント

4 教職課程の概要
教職課程関する情報

5 IR情報
1）学修時間・学修実態
◆2018在学生の意識調査報告（平成30年4月調査結果）抜粋
◆2018卒業生の意識調査報告（平成30年4月調査結果）抜粋
2）授業評価結果
◆平成29年度 授業アンケート集計結果
3）学修成果
◆学位取得状況（学位授与数）
4）資格取得等実績
◆教員免許状の取得状況
◆就職データ
5）就職等進路にかかる実績
◆進路・就職情報（就職率等）

6 自己点検・評価
≪専門職学位過程≫
平成29年度教職大学院自己点検・評価報告書
≪大学≫
平成27年度大学自己点検・評価報告書
≪短期大学部≫
平成29年度短期大学部自己点検・評価報告書
平成30年度短期大学部自己点検・評価報告書

7 財務の概要
財務情報

出典：http://www.seitoku.jp/jouhou_datafile/top.html

財務情報については、私立学校法第 47 条第２項の規定に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を経理部経理課に備え置き、在学生及びそのほかの利害関係人からの請求があった場合、その閲覧に供している。

また、毎月発行している「学園報」の７月号に資金収支計算書を毎年掲載し、教職員及び後援会等に配布するほか、ウェブサイト上に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収

支計算書、財務の概要、監事の監査報告書を掲載し、広く社会に公表している（備付-224 2018 年 7 月号）。

【教育情報の公表ウェブサイト】
http://www.seitoku.jp/jouhou_datafile/top.html
【財務情報の公開ウェブサイト】
http://www.seitoku.jp/から「財務情報」を選択

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

常勤監事は、日常業務で行われる稟議決裁の決裁後に、その書類をチェックし、必要に応じ当該起案部署に意見を述べている。

また、理事長が主宰する学園部課長会、附属学校連絡会などの会議へ出席し、意見を述べるなど業務執行の状況等について監査を行っている。

さらに、毎年度末に実施している年度計画レビュー及び次期年度計画の事前検討会に出席し、学園各部門の業務の質の自己点検・評価（セルフチェック）の結果の報告を受け、部門毎の年度計画の振り返りと次年度計画策定についても、意見を述べている。これらの取り組みは今後も継続していくことが必要であり、監事による適切な業務監査及び財務監査のスムーズな実施を可能とする仕組みを構築する。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

入学定員を充足していない学科については、社会のニーズや受験生の動向を踏まえ、教育課程の見直しにより、改善を図る。

財務計画を着実に遂行し収支均衡を目指す。また、月次決算の理事長への報告体制を確立させるとともに、月次試算表の早期完成を目指し、仕組みの構築を行っていく。

また、より一層、経理システム、資産管理システムの充実を計り、理解しやすい学校会計報告書等を作成し、監事による監査業務の支援体制の強化を図ると共に、監査機能や監査内容を明確にする。

改善計画の実行状況

保育科においては、少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする幼保一元化のニーズや受験生の動向を踏まえ、平成 29（2017）年度より従来の幼稚園教諭コース、保育士コースを整理統合して幼稚園教諭・保育士コースに一本化した。また、総合文化学科においては、平成 30（2018）年度より、「地域創生ブランチ」「現代教養ブランチ」の新設、「養護・保健ブランチ」と「幼児栄養ブランチ」の統合による「健康・食育ブランチ」の設定、「文芸・編集ブランチ」から「文芸・メディアブランチ」への名称変更等、

教育課程の変更及び教職課程等の廃止を行い、高い専門性と広い視野をもつとともに、ビジネスの視点をもって社会及び地域で活躍できる人材の育成に取り組んでいる。さらに、令和元（2019）年度からは、専門分野を中心に幅広い関連領域の知識・技能を身につけ、自らの適性に合った将来像を描けるようにするため、従来あった 11 のブランチを「フードマネジメントコース」「図書館司書・IT コース」「国際観光・ホテルコース」「ファッション・造形デザインコース」の 4 コースへの再編を実施している。

また、令和元（2019）年度から入学定員の変更を行い、通学課程においては保育科第一部で 350 名から 200 名へ、保育科第二部では 50 名を 30 名へ、総合文化学科では 140 名を 50 名へと、入学者の実態に合わせた入学定員減を行っている。また、通信教育部の保育科においても、500 名の入学定員を 200 名としている。

財務計画の遂行状況においては、主な施策の中で、人事計画に基づいた人件費の抑制、会計システムを活用した予算管理等の充実により、費用の削減を実現している。月次試算表の作成においては、システムを活用した業務の効率化、期日管理の徹底等により、早期の完成に至っている。

また、監事による監査業務においては、年度初めに策定した監査計画に従い、その職務を適切に遂行するとともに、監査法人および内部監査と連携して、より一層の監査機能の強化を図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学を取巻く環境の変化のスピードはめまぐるしく、その変化のスピードに対応できるような短期大学の意思決定の仕組みや、理事長・学長のリーダーシップが発揮できる組織の構築及び運営を行っていくことが今後の課題である。

今後は、従来から実施してきた PDCA サイクルによる継続的な検証・改善をより組織的かつ効率的に行うことにより、意思決定及び運営機能の更なる質の向上と効率化を図っていく。